

大阪湾沿岸海岸保全基本計画
(変更)
＜参考資料編＞

令和3年9月

大 阪 府

< 目次 >

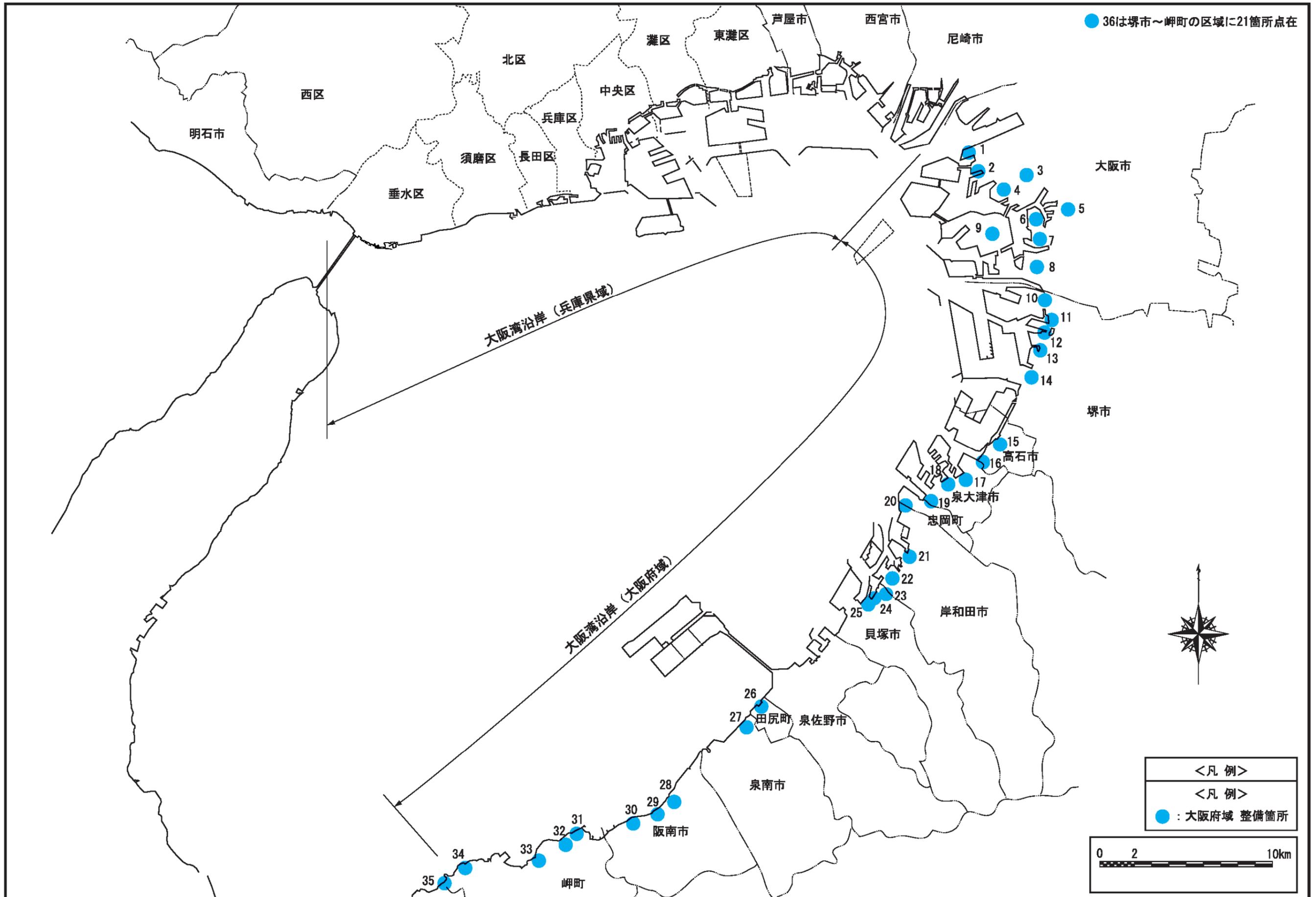
| | |
|------------------|----|
| 整備箇所 | 1 |
| 整備箇所位置図 | 3 |
| 個表 (1~36) | 4 |
| 参考 1 整備内容の説明 | 41 |
| 参考 2 用語の説明 | 43 |
| 参考 3 想定津波と対策の考え方 | 50 |

整備箇所

| 市町名 | 海岸名 | 番号 | 区域 | 所管 | 主な整備内容 |
|--------|---------|----|--------|----------------------|----------------------------|
| 大阪市 | 大阪港 | 1 | 此花区常吉 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)2,357m(離岸堤除く)、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 2 | 此花区本土 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)7,456m、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 3 | 港区本土 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)4,094m、水門・陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 4 | 港区埠頭 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)4,735m、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 5 | 大正区本土 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)5,884m、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 6 | 大正区鶴町 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)6,138m、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 7 | 大正区船町 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)2,698m、陸閘(改良) |
| | 大阪港 | 8 | 住之江区平林 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)4,731m、水門(改良) |
| | 大阪港 | 9 | 住之江区南港 | 国土交通省(港湾局) | 未定(離岸堤除く) |
| 堺市・高石市 | 堺市 | 10 | 松屋三宝 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)350m |
| | 堺市堺港 | 11 | 新港 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)、胸壁(新設)1,050m |
| | 堺市堺港 | 12 | 旧港 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)、護岸(改良)930m |
| | 堺(出島)漁港 | 13 | 出島 | 農林水産省(水産庁) | 堤防(改良)300m |
| | 堺市 | 14 | 出島石津 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)1,005m |
| | 高石漁港 | 15 | 高石 | 農林水産省(水産庁) | 堤防(改良)353m |
| | 高石市 | 16 | 高石南 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)1,489m |
| 泉大津市 | 泉北 | 17 | 大津北 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)630m |
| | 堺泉北港 | 18 | 泉大津 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)626m |
| | 堺泉北港 | 19 | 大津南 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)1,220m |

整備箇所

| 市町名 | 海岸名 | 番号 | 区域 | 所管 | 主な整備内容 |
|----------|----------|----|-------|--|-------------------------|
| 忠岡町、岸和田市 | 阪南港 | 20 | 忠岡岸和田 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)80m、水門(改良) |
| | 岸和田漁港 | 21 | 岸和田 | 農林水産省(水産庁) | 堤防(改良)835m |
| | 阪南港 | 22 | 岸和田 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)980m、水門(改良) |
| | 岸和田市 | 23 | 南町 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)88m |
| 貝塚市 | 貝塚市 | 24 | 津田 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)439m |
| | 阪南港 | 25 | 貝塚 | 国土交通省(港湾局) | 堤防(改良)260m |
| 田尻町 | 田尻漁港 | 26 | 吉見 | 農林水産省(水産庁) | 排水機場(改良)1箇所、水門(改良)1基 |
| 泉南市 | 岡田漁港 | 27 | 岡田 | 農林水産省(水産庁) | 堤防・護岸等(改良)530m、水門(新設)1基 |
| 阪南市 | 西鳥取漁港 | 28 | 波有手 | 農林水産省(水産庁) | 堤防・護岸等(新設)150m |
| | 阪南市 | 29 | 貝掛 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 堤防(改良)740m、潜堤、養浜 |
| | 下荘漁港 | 30 | 箱作 | 農林水産省(水産庁) | 堤防・護岸等(新設、改良)330m |
| 岬町 | 淡輪漁港 | 31 | 淡輪 | 農林水産省(水産庁) | 堤防・護岸等(改良)410m |
| | 岬町 | 32 | 長松 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) | 潜堤、養浜 |
| | 深日漁港 | 33 | 深日 | 農林水産省(水産庁) | 堤防等(改良)50m |
| | 岬町 | 34 | 加曾渡 | 農林水産省(農村振興局) | 堤防等(改良)92m |
| | 小島漁港 | 35 | 小島 | 農林水産省(水産庁) | 堤防等(改良)200m |
| 堺市～岬町 | 堺市堺港～深日港 | 36 | 堺市～岬町 | 国土交通省(港湾局) 国土交通省 (水管理・国土保全局) 農林水産省(水産庁) | 排水機場(9箇所)、水門(12箇所(12基)) |



整備箇所位置図

個表 (1~36)

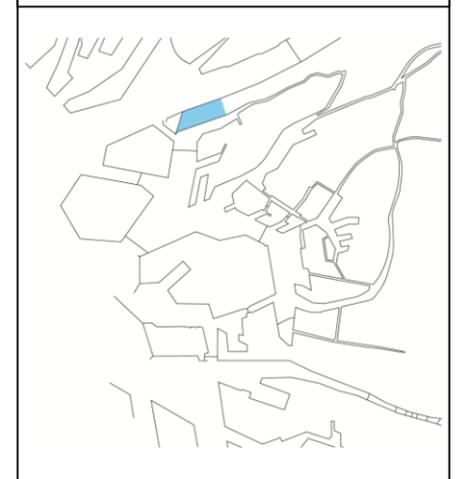
大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 1

| | | | |
|--------------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 此花区常吉 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省 (港湾局) |
| 設計高潮位 (H. H. W. L) | T.P.+3.9m | 波 高 (H o) | 1.4~1.5m (港内波高等) |
| 代表堤防高 | T.P.+5.30m~T.P.+5.40m | 現況の堤防高 | T.P.+5.40m~T.P.+5.50m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.90m (地域海岸名: 大阪府北部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 2,357m、離岸堤 1基、陸閘 19基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 ・設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の向上、液状化対策 ・耐津波性能の向上 ・陸閘の操作性向上 ・より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | <p>堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 2,357m(離岸堤除く) (2) 整備内容 (新設・改良の別): 堤防 (改良)、陸閘 (改良)</p> | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護に対する万全な対応 ・海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸美化運動の推進 | | |

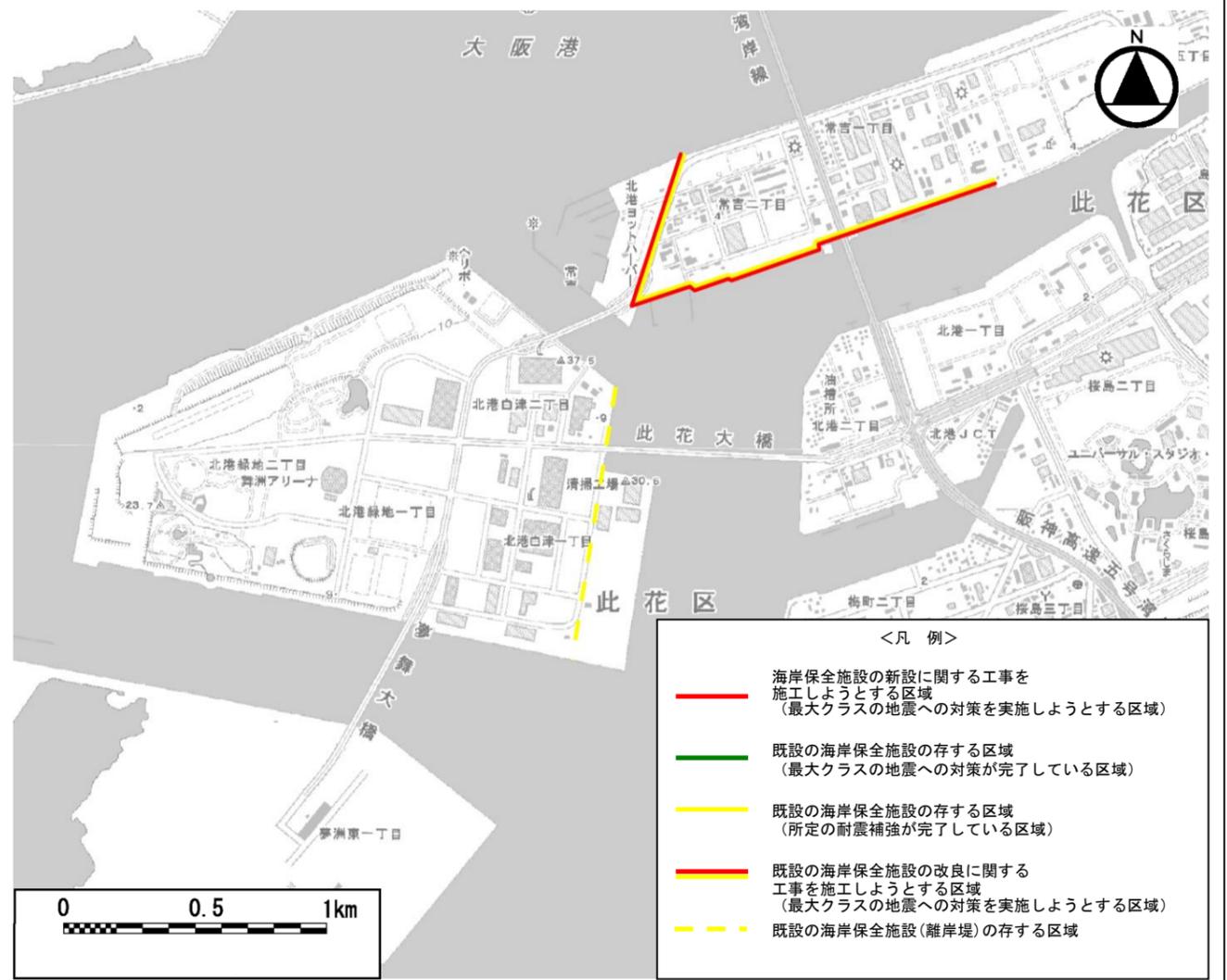
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 2

| | | | |
|-------------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 此花区本土 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 1.0～2.0m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.90m～T.P.+5.90m | 現況の堤防高 | T.P.+5.50m～T.P.+6.50m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.90m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 7,456m、陸閘 18基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 ・設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の向上、液状化対策 ・耐津波性能の向上 ・陸閘の操作性の向上 ・より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | <p>堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 7,456m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、陸閘（改良）</p> | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護に対する万全な対応 ・海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸美化運動の推進 | | |

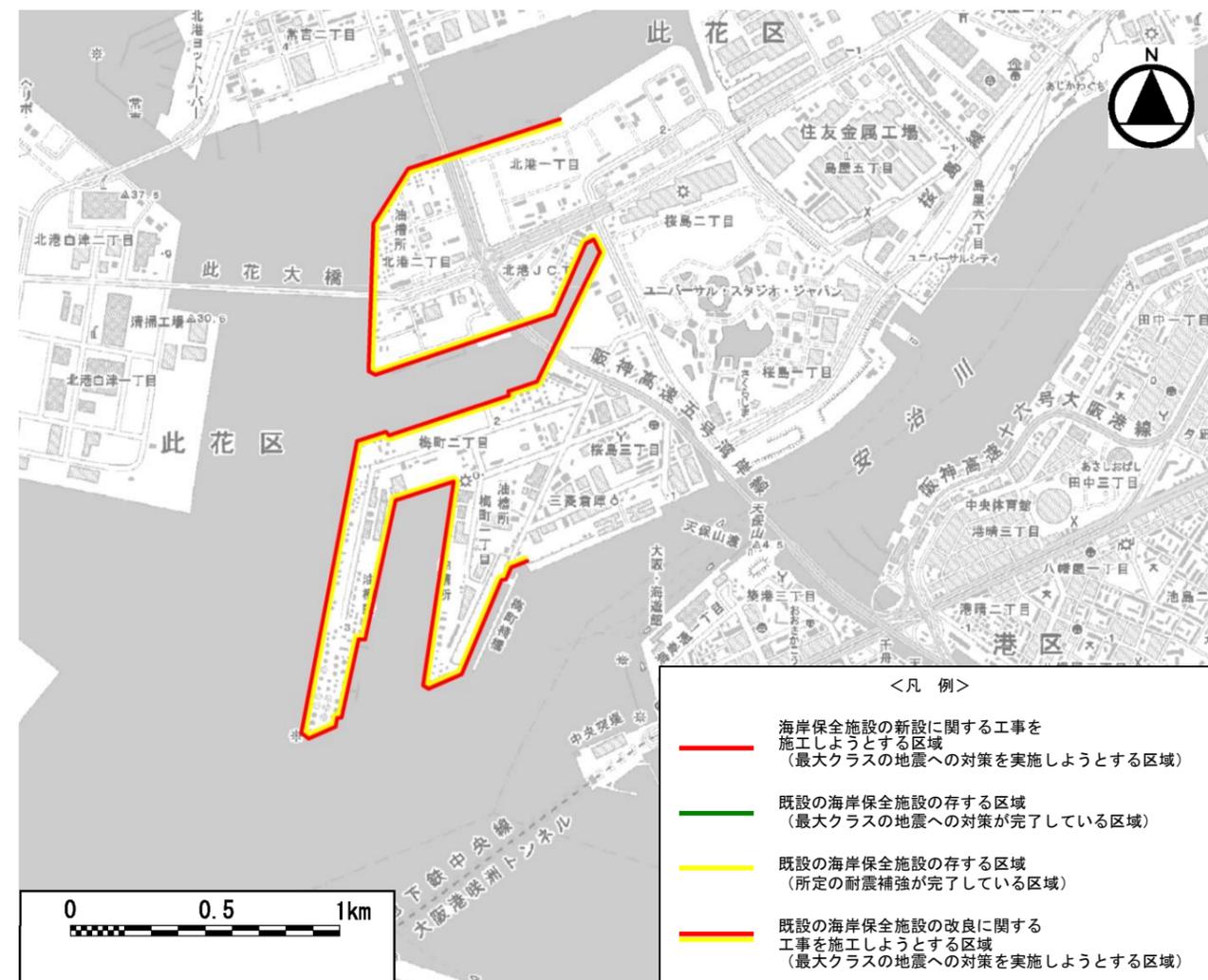
【現況写真】



位置図



【平面図】

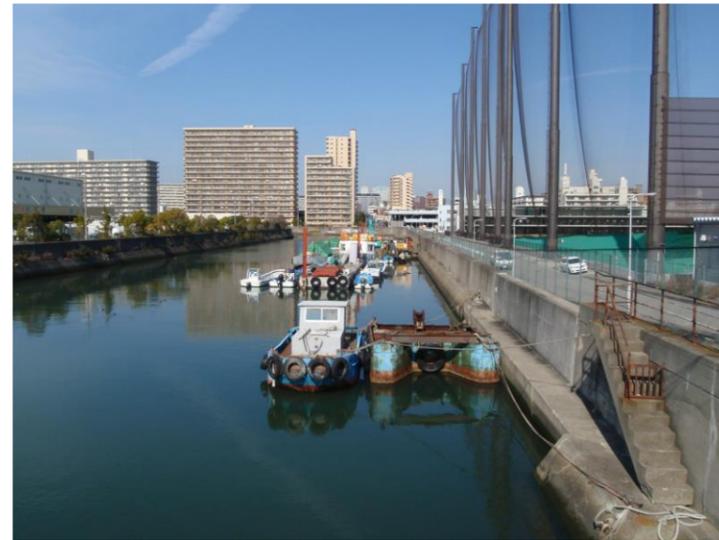


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

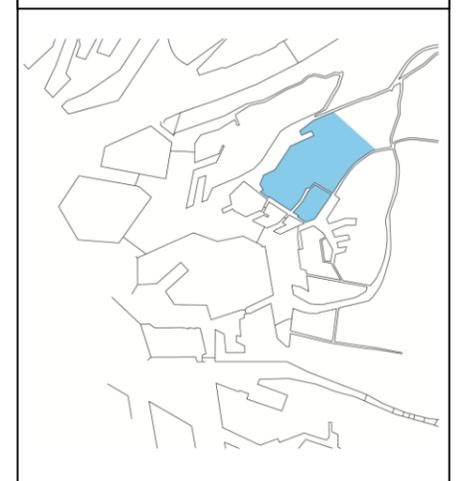
大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 3

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 港区本土 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 0.5～1.4m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+4.40m | 現況の堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+5.40m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.10m～T.P.+3.30m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 5,064m、水門 3 基、陸閘 5 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 ・設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | ・関連計画と連携し、都市・港湾機能にふさわしい美しさと潤いのある豊かな海岸景観を創出する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 ・海岸利用の多いところでは安全で快適なアクセス路の確保を推進する。 | |
| 整備の必要性 | ・耐震性の向上、液状化対策 ・耐津波性能の向上 ・陸閘・水門の操作性の向上 ・より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | 堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、水門・陸閘の改良又は統廃合に努める。 (1) 整備海岸延長 : 4,094m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、水門・陸閘（改良） | | |
| 住民意見 | ・防護に対する万全な対応 ・避難場所、物資の集積、集配に対応できる岸壁・護岸整備 ・自然環境の創出 ・海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・バリアフリー化の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸美化運動の推進 | | |

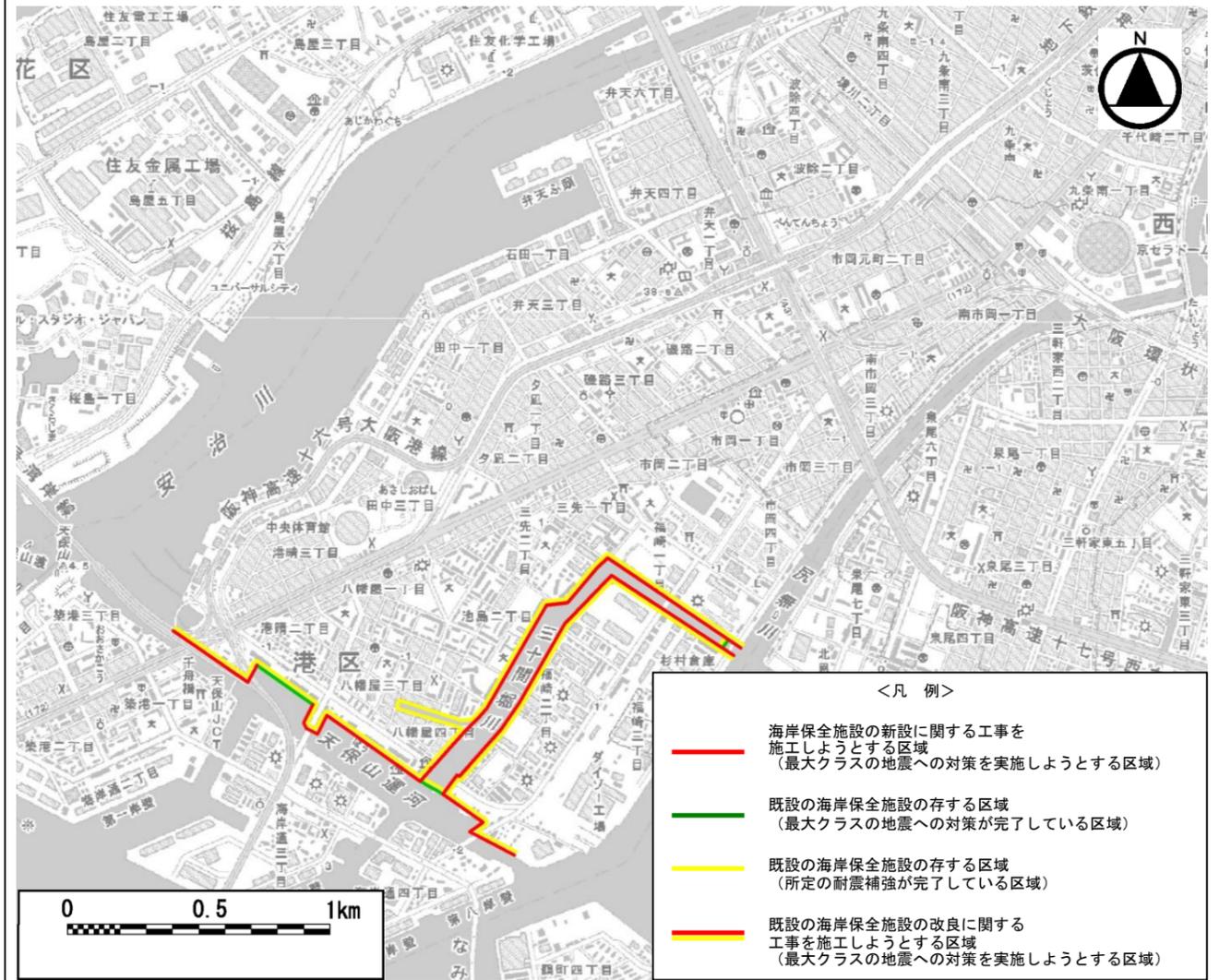
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 4

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 港区埠頭 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 0.5～2.0m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.40m～T.P.+5.90m | 現況の堤防高 | T.P.+4.90m～T.P.+6.60m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.90m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 5,381m、陸閘 70 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> 関連計画と連携し、都市・港湾機能にふさわしい美しさと潤いのある豊かな海岸景観を創出する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 海と親しみふれあう喜びを感じる都市型のレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。 海岸利用の多いところでは安全で快適なアクセス路の確保を推進する。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上、液状化対策 耐津波性能の向上 陸閘の操作性の向上 より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | <p>堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。 アクセスの改善や緑化修景に配慮し親水性の確保を図る。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 4,735m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、陸閘（改良）</p> | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> 防護に対する万全な対応 海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 市街地との調和により、海岸景観の向上が図られる。 階段堤防や緩傾斜護岸によりアメニティ豊かな水辺空間が創出される。 都市・港湾などと調和のとれた活力やにぎわいのある空間が創出され、地域振興が図られる。 安全で快適なアクセス路の確保により海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の適切な維持管理 ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 バリアフリー化の推進 海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 海岸美化運動の推進 | | |

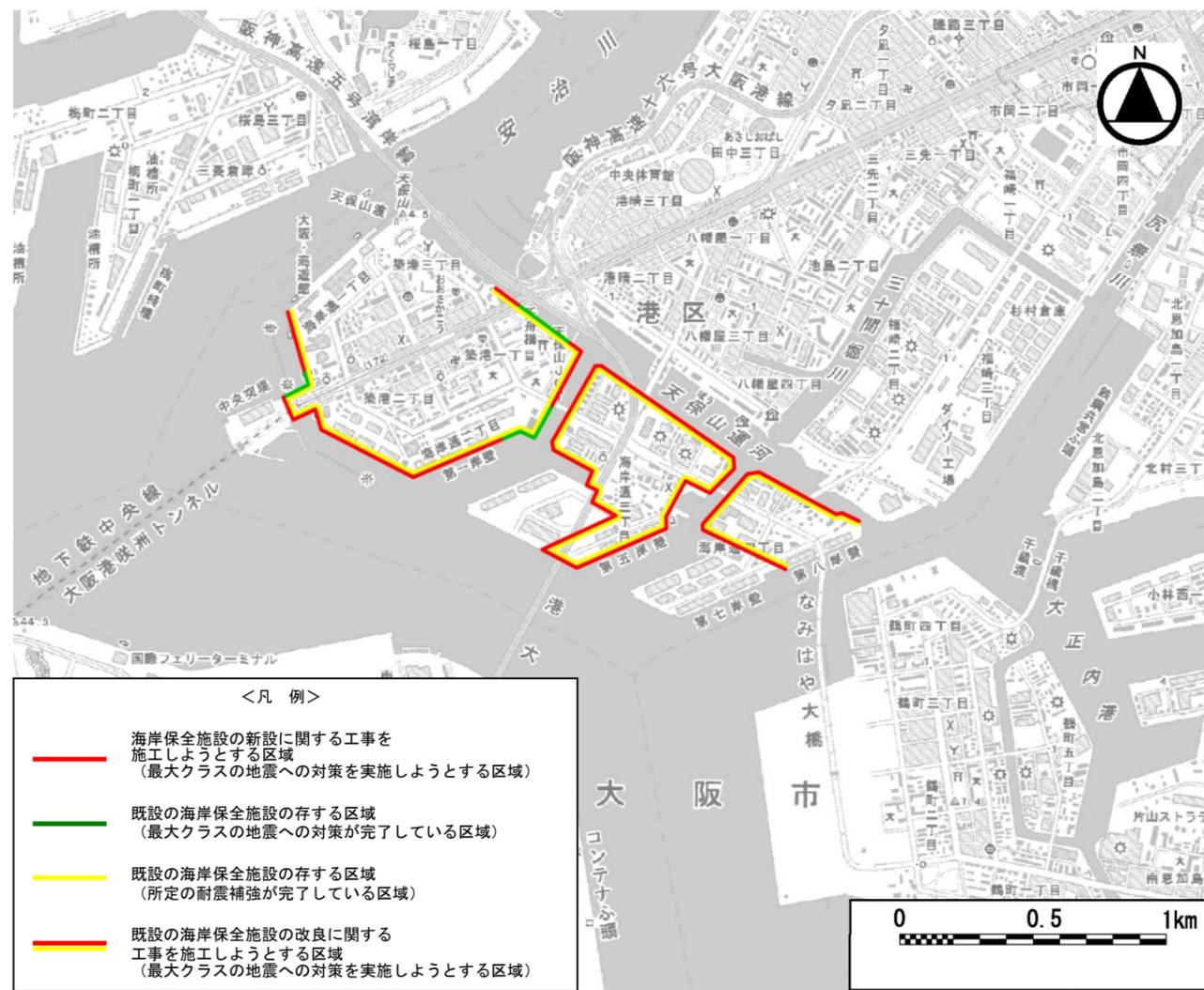
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

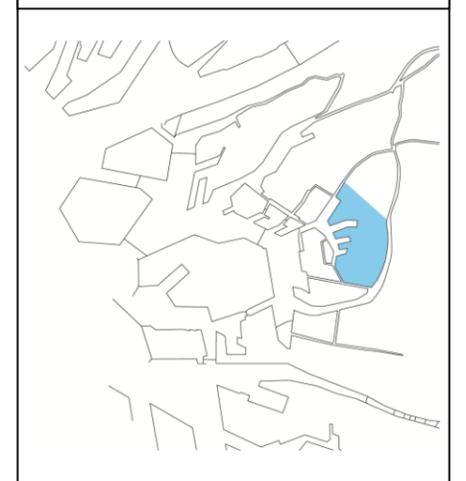
大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 5

| | | | |
|--------------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 大正区本土 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L.） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 0.5～1.4m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.40m～T.P.+5.30m | 現況の堤防高 | T.P.+4.50m～T.P.+5.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.30m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 6,749m、陸閘 57 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 ・設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 | |
| 整備の必要性 | ・耐震性の向上、液状化対策 ・耐津波性能の向上 ・陸閘の操作性の向上 ・より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | 堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。 (1) 整備海岸延長 : 5,884m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、陸閘（改良） | | |
| 住民意見 | ・防護に対する万全な対応 ・海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸美化運動の推進 | | |

【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

海岸保全施設整備計画 6

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 大正区鶴町 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 0.5～2.0m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.40m～T.P.+5.90m | 現況の堤防高 | T.P.+4.40m～T.P.+6.40m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.10m～T.P.+3.30m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 6,689m、陸閘 10 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> 関連計画と連携し、都市・港湾機能にふさわしい美しさと潤いのある豊かな海岸景観を創出する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> 都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 海岸利用の多いところでは安全で快適なアクセス路の確保を推進する。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上、液状化対策 耐津波性能の向上 陸閘の操作性の向上 より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | <p>堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。 アクセスの改善や緑化修景に配慮し親水性の確保を図る。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 6,138m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、陸閘（改良）</p> | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> 防護に対する万全な対応 海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 市街地との調和により、海岸景観の向上が図られる。 都市・港湾などと調和のとれた活力やにぎわいのある空間が創出され、地域振興が図られる。 安全で快適なアクセス路の確保により海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の適切な維持管理 ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 バリアフリー化の推進 海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 海岸美化運動の推進 | | |

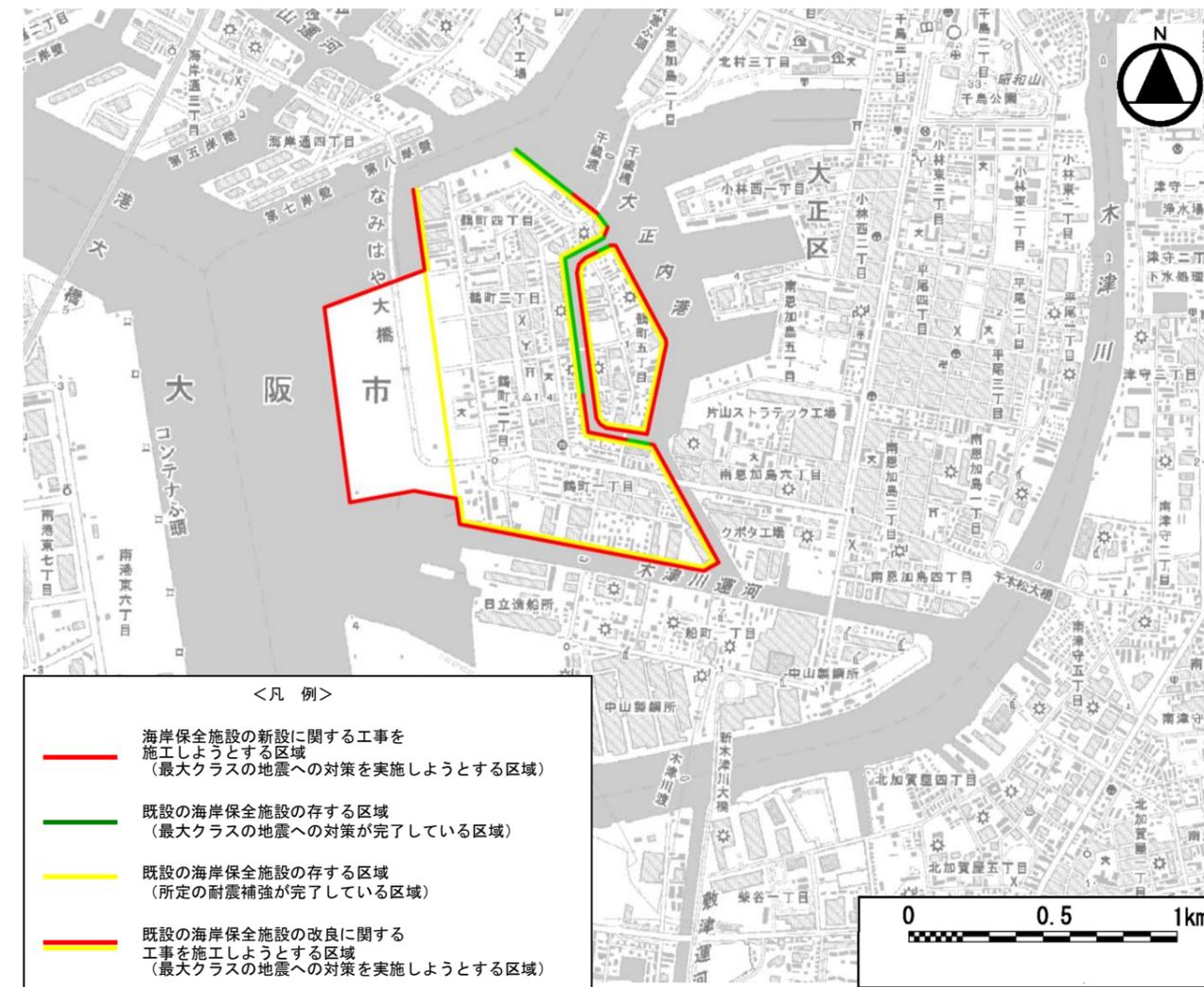
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 7

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 大正区船町 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H _o ） | 0.5～1.4m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.40m～T.P.+4.90m | 現況の堤防高 | T.P.+4.80m～T.P.+5.80m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.30m～T.P.+3.40m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 3,084m、陸閘 3 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上、液状化対策 耐津波性能の向上 陸閘の操作性の向上 より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | 堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、陸閘の改良又は統廃合に努める。 (1) 整備海岸延長 : 2,698m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、陸閘（改良） | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> 防護に対する万全な対応 海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の適切な維持管理 ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 海岸美化運動の推進 | | |

【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

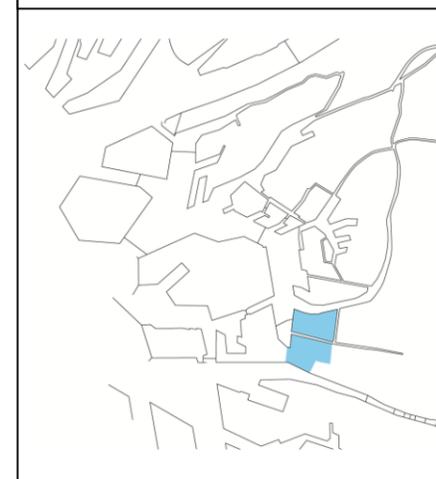
海岸保全施設整備計画 8

| | | | |
|--------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 住之江区平林 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L.） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 0.5～1.4m（港内波高等） |
| 代表堤防高 | T.P.+4.40m | 現況の堤防高 | T.P.+4.70m～T.P.+5.80m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.70m～T.P.+3.40m（地域海岸名：大阪府北部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 4, 731m、水門 5 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震・液状化対策により、高潮対策で整備した堤防の高さを保持し、百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して越流を防ぐ。 設計津波を超える津波に対して、ソフト・ハード両面から総合的に対策 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 | |
| 整備の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の向上、液状化対策 耐津波性能の向上 水門の操作性の向上 より効率的な維持管理 | | |
| 整備計画の概要 | 堤防等の耐震・液状化対策、耐津波性能の強化を図るとともに、水門の改良又は統廃合に努める。 (1) 整備海岸延長 : 4, 731m (2) 整備内容（新設・改良の別）：堤防（改良）、水門（改良） | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> 防護に対する万全な対応 海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | ・津波・高潮からの浸水被害に対し、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の適切な維持管理 ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 海岸美化運動の推進 | | |

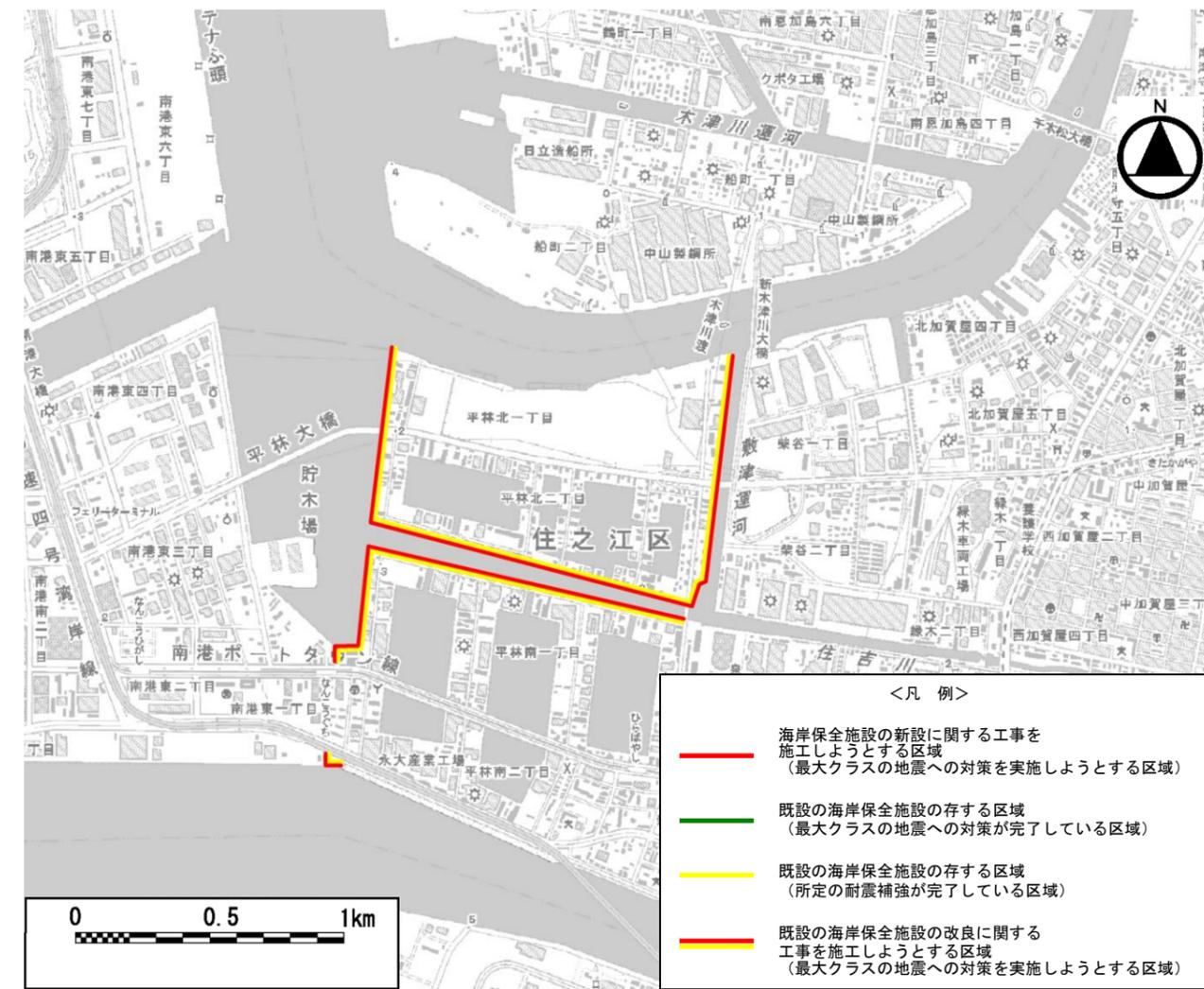
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

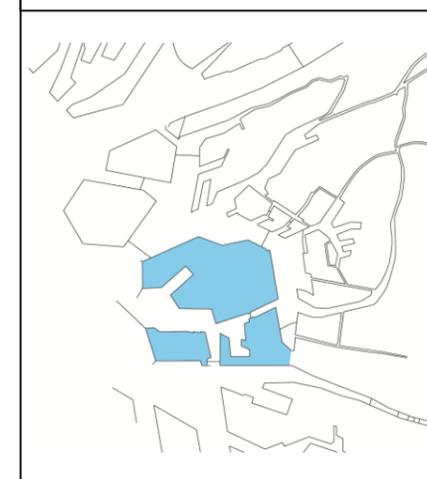
大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 9

| | | | |
|----------------|---|--|-------------|
| ゾーン名 | 大阪ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 大阪港 | 区 域 | 住之江区南港 |
| 海岸タイプ | 直立護岸 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H.H.W.L） | T.P.+3.9m | 波 高（H _o ） | —（港内波高等） |
| 代表堤防高 | — | 現 況 の 堤 防 高 | — |
| 設計津波水位 | — | | |
| 現況の施設 | 埋立護岸 26,978m、離岸堤 1基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・将来的に埋立地盤が沈下すれば、新たな海岸保全施設の整備が必要。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・自然環境の創造など生態系に配慮し、水質の改善にも寄与する水辺環境を創出する。 ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・都市機能と港湾機能が調和した活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 ・海と親しみふれあう喜びを感じる都市型のレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを進める。 ・海岸利用の多いところでは安全で快適なアクセス路の確保を推進する。 | |
| 整備の必要性 | ・将来的に埋立地盤が沈下すれば、海岸景観や周辺機能と調和に配慮し、新たな海岸保全施設の整備が必要となる。 | | |
| 整備計画の概要 | 新たな海岸保全施設の防護ラインの検討を行う。 (1) 整備海岸延長 : 未定(離岸堤除く) (2) 整備内容 : 未定 | | |
| 住民意見 | ・防護に対する万全な対応 ・海辺へのアクセス性の向上 | | |
| 期待される効果 | ・海岸保全施設の新設により背後地の安全性の向上が図られる。 ・自然型の緩傾斜護岸により生態系の保護・育成が図られる。 ・緑化・修景によるうおいのある海岸景観の向上が図られる。 ・緩傾斜護岸によりアメニティ豊かな水辺空間が創出される。 ・都市・港湾などと調和のとれた活力やにぎわいのある空間が創出され、地域振興が図られる。 ・多くの人達が海のレクリエーションを楽しみ健康増進を図ることができる。 ・安全で快適なアクセス路の確保により進み海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・バリアフリー化の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸美化運動の推進 | | |

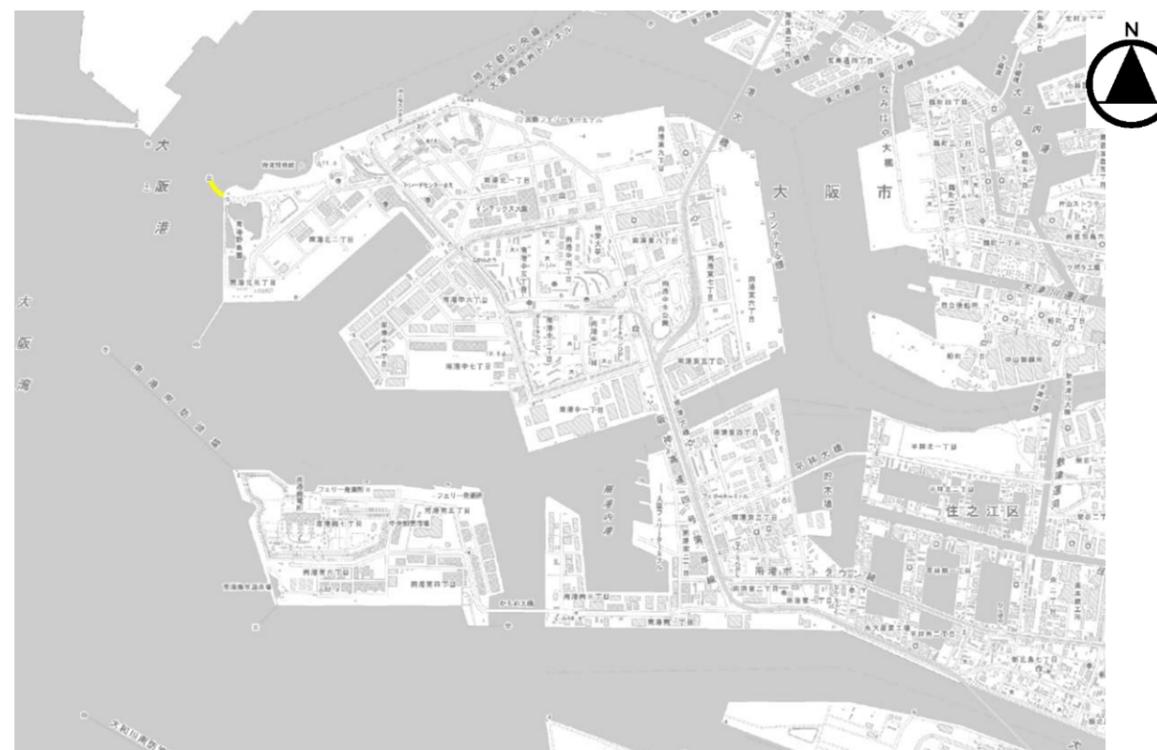
【現況写真】



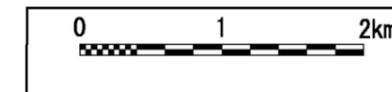
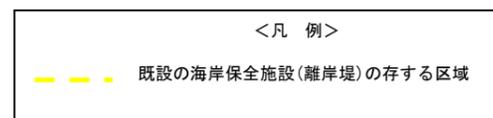
位置図



【平面図】



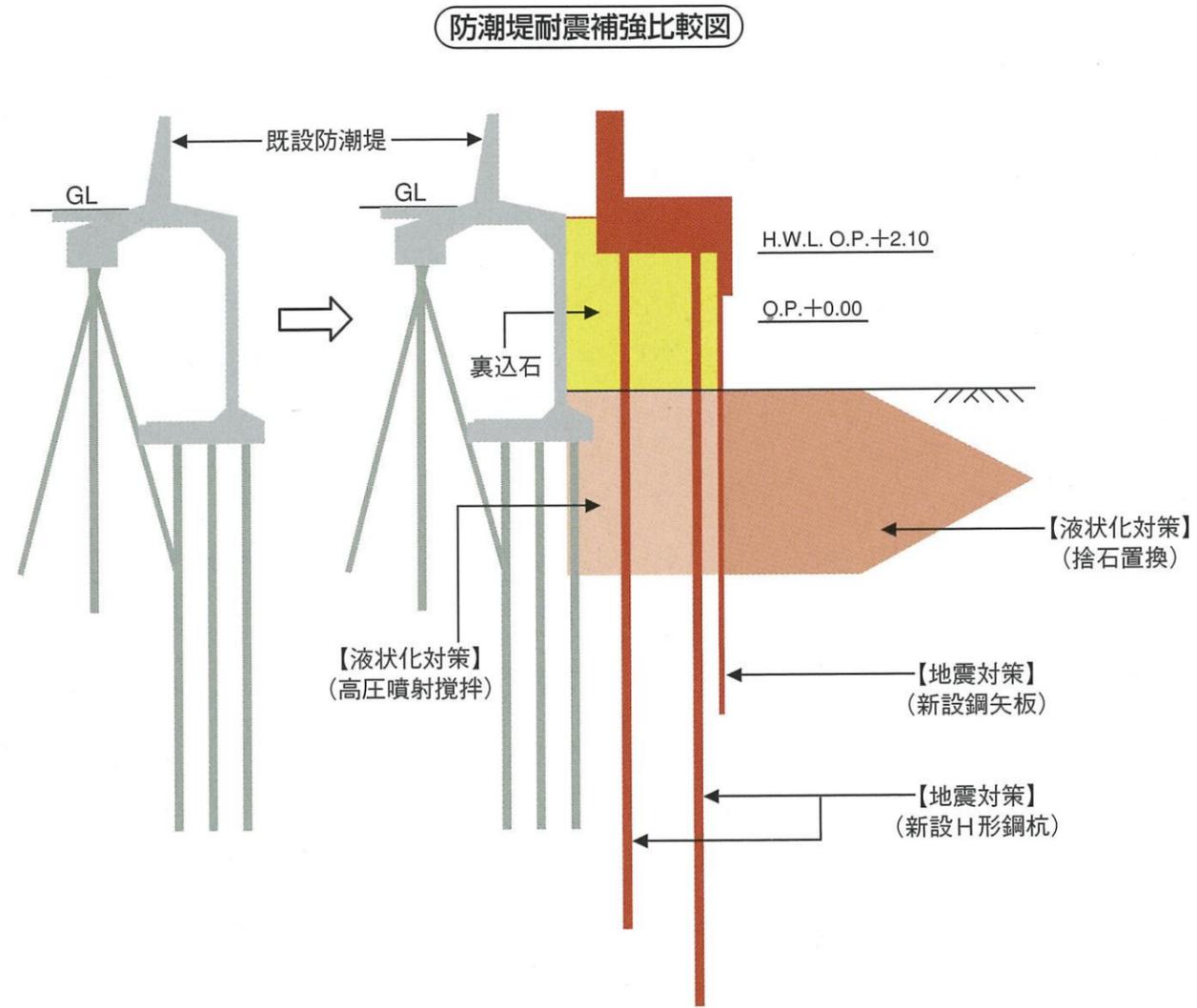
洪積層の沈下等により、将来的には防護ラインを設ける必要が想定されることから、今度、検討していくこととしています。



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪ゾーン 断面イメージ図等 I

◆堤防耐震補強イメージ図

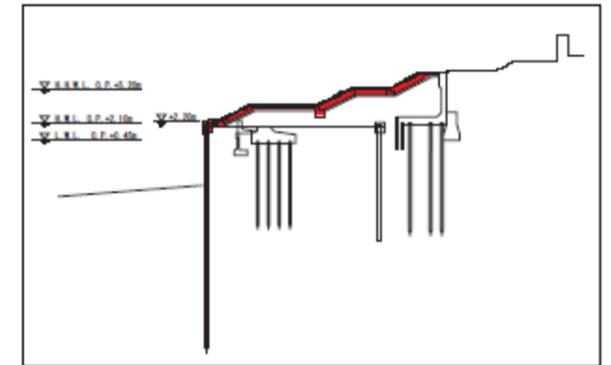


大阪ゾーン 断面イメージ図等 II

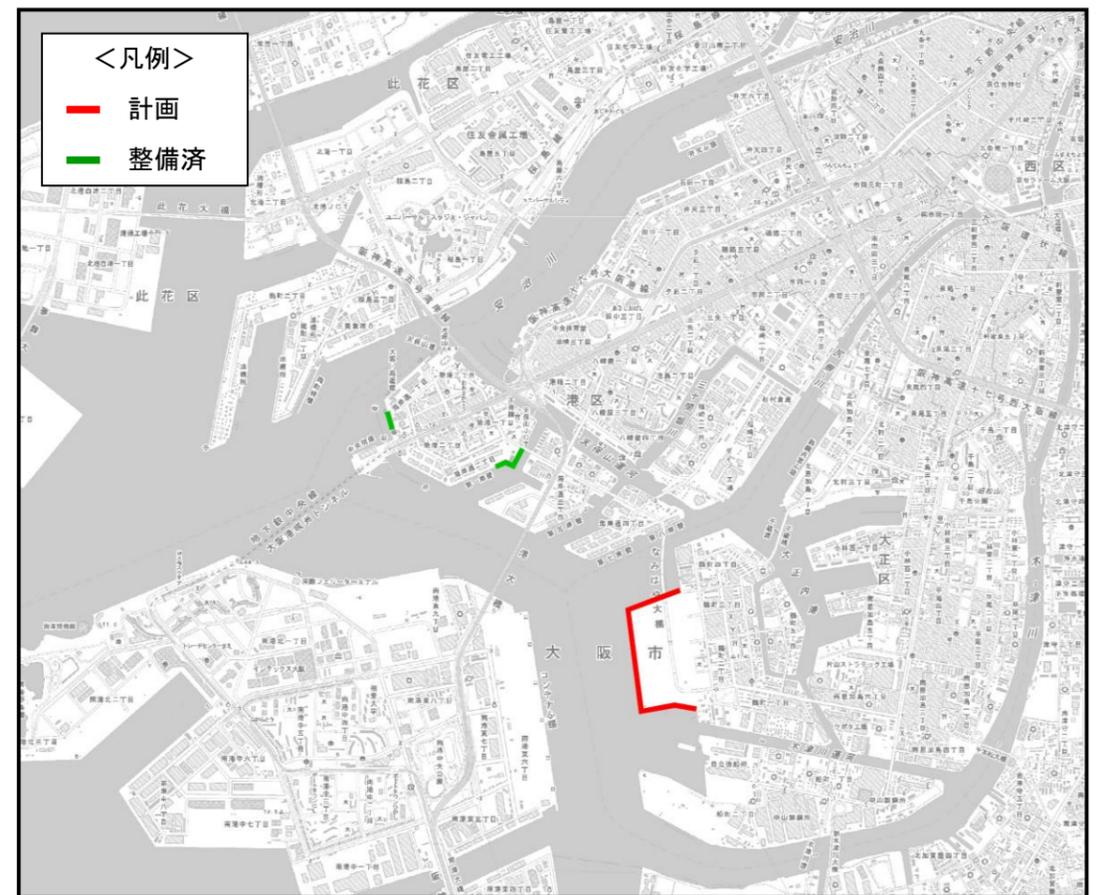
◆階段護岸・緩傾斜護岸などによる面的防護のイメージ図



マーメイド広場階段護岸



マーメイド広場断面図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 27 情複、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

緩傾斜護岸・階段護岸等 計画・整備済位置図

大阪湾沿岸

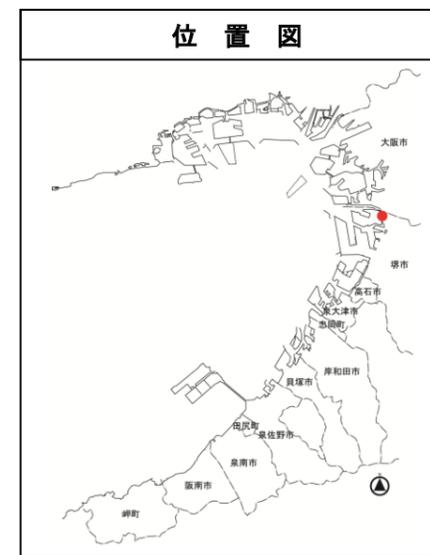
海岸保全施設整備計画 10

| | | | |
|-------------------|---|----------------------------|----------------------|
| ゾーン名 | 堺北ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺市 | 区 域 | 松屋三宝 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H. H. W. L) | T.P.+3.9m | 波 高 (H o) | 3.2m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.31m (地域海岸名：大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,339m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・堤防の耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 350m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | ・防護機能の早期確保、防護に対する万全な対応 | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐津波性能の強化により、津波から背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

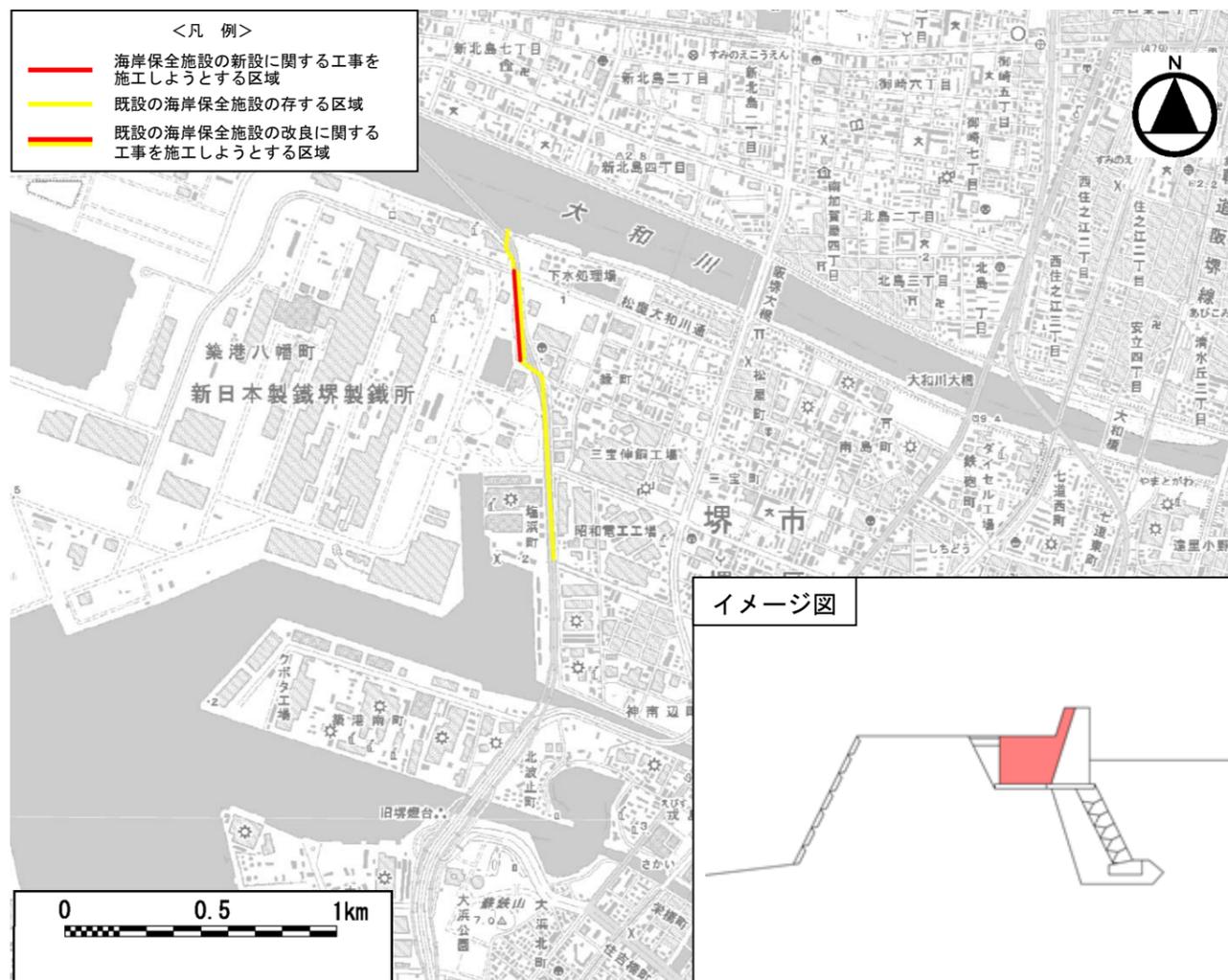
【現況写真】



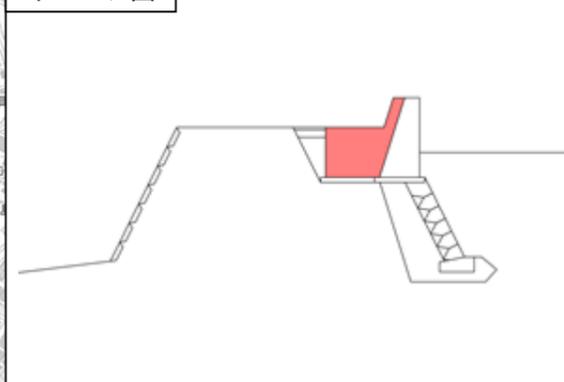
位置図



【平面図】



イメージ図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

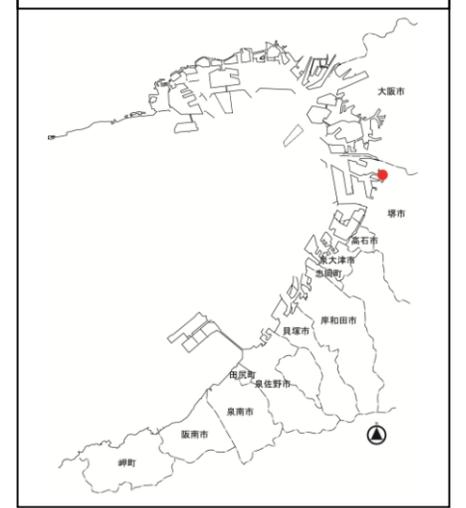
海岸保全施設整備計画 11

| | | | |
|-------------------|---|--|-----------------------|
| ゾーン名 | 堺北ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺市堺港 | 区 域 | 新港 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H _o ） | 3.2m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+4.00m～T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.29m～T.P.+3.35m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防1,961m、水門1基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として胸壁の新設や堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する。 ・津波対策として耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の未整備箇所や天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保するとともに、津波対策としての耐震性および耐津波性能の強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | <p>周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ胸壁の新設や堤防の嵩上げ等の改良を行うとともに、津波対策としての耐震性、耐津波性能の強化を図る。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 1,050m</p> <p>(2) 整備内容 : 堤防（改良）、胸壁（新設）</p> | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・防護機能の早期確保、防護に対する万全な対応 ・環境美化などへの大阪府、堺市、住民の連携 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の嵩上げ等の改良や胸壁の新設、津波対策としての耐震性および耐津波性能の強化などにより、高潮・津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

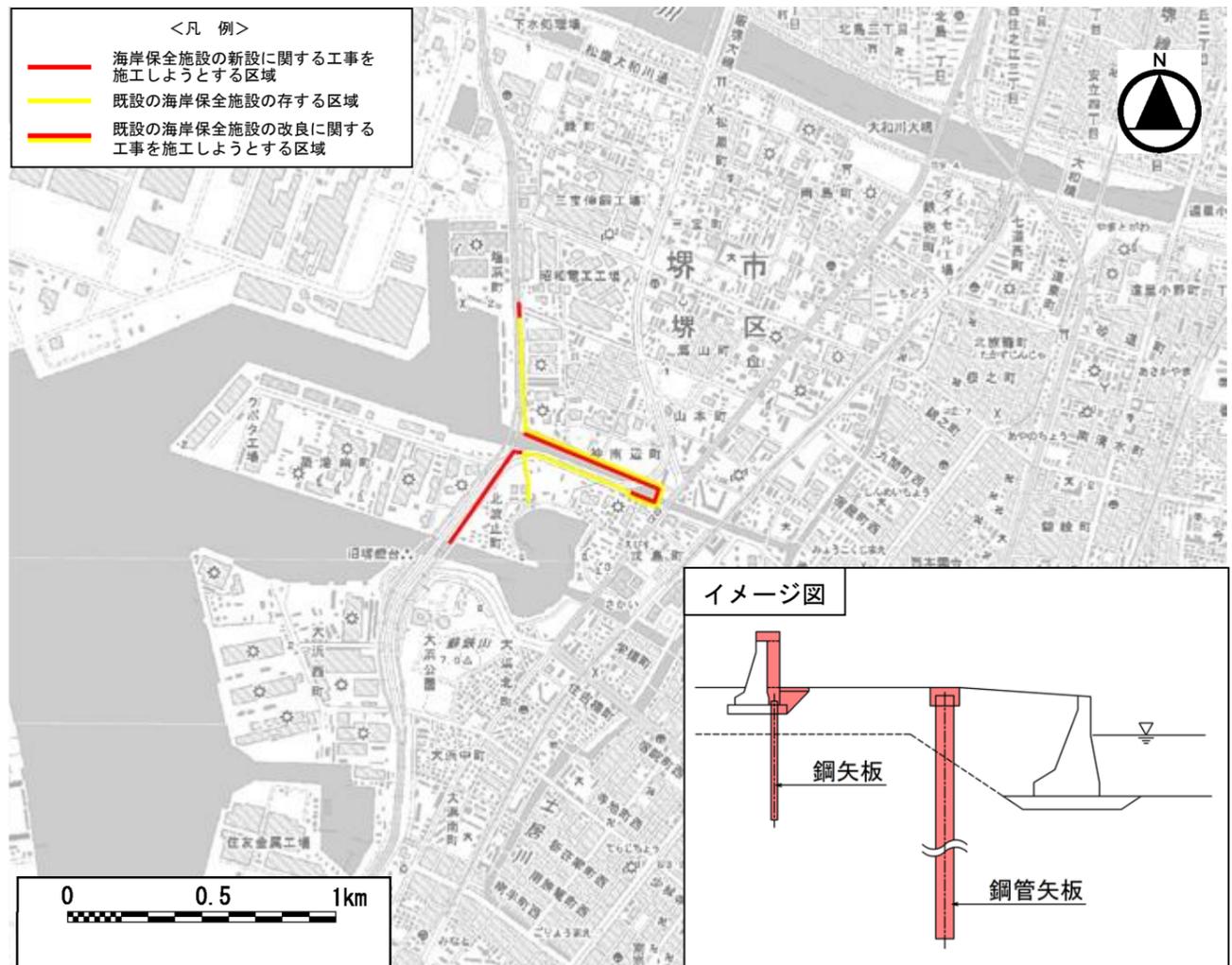
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

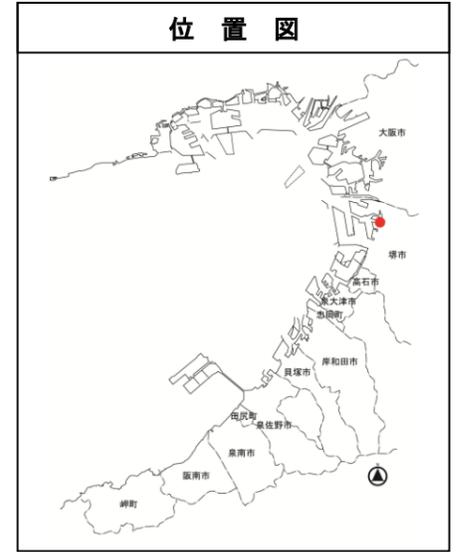
海岸保全施設整備計画 12

| | | | |
|-------------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 堺北ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺市堺港 | 区 域 | 旧港 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、階段護岸 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 3.2m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.42m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,749m、護岸 507m、水門 1基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境回復創造・魅力ある景観の創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・高潮対策として堤防、護岸の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する。 ・津波対策として耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質の改善や生態系の回復に配慮した海岸づくりを進める。 ・堺旧港周辺では、ウォーターフロントの特性を生かした施設整備が行われていることから、これらと調和のとれた豊かな海岸景観を創出する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・都市機能・港湾機能や堺旧港の歴史資源と調和した、活力とにぎわいのある海岸づくりを進める。 ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化を進める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防、護岸の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保するとともに、津波対策として、耐震性および耐津波性能の強化対策を行う必要がある。また、堺旧港周辺地区整備とあわせ調和のとれた豊かな海岸景観を創出するとともに、多様な利用に配慮する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | <p>階段式の緩傾斜堤への嵩上げも含めた改良により、眺望や親水性の向上を図りつつ、堤防、護岸の高さを確保するとともに、津波対策として、耐震性および耐津波性能の強化を行う。また、海岸景観の向上や多様な利用に配慮した整備を進めるとともに、一部では生態系の回復に配慮した整備を行う。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 930m (2) 整備内容 : 堤防（改良）、護岸（改良）</p> | | |
| 住民意見 | ・環境美化などへの大阪府、堺市、住民の連携 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤防、護岸の嵩上げを含めた改良や津波対策としての耐震性および耐津波性能の強化により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 ・海岸景観の向上により、市街地と調和した潤いのある景観の調和が図られる。 ・堺旧港の灯台などの歴史資源や周辺の施設整備とあわせ、活力やにぎわいのある空間が創出され、地域振興が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化により海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸利用のルールづくりの推進 | | |

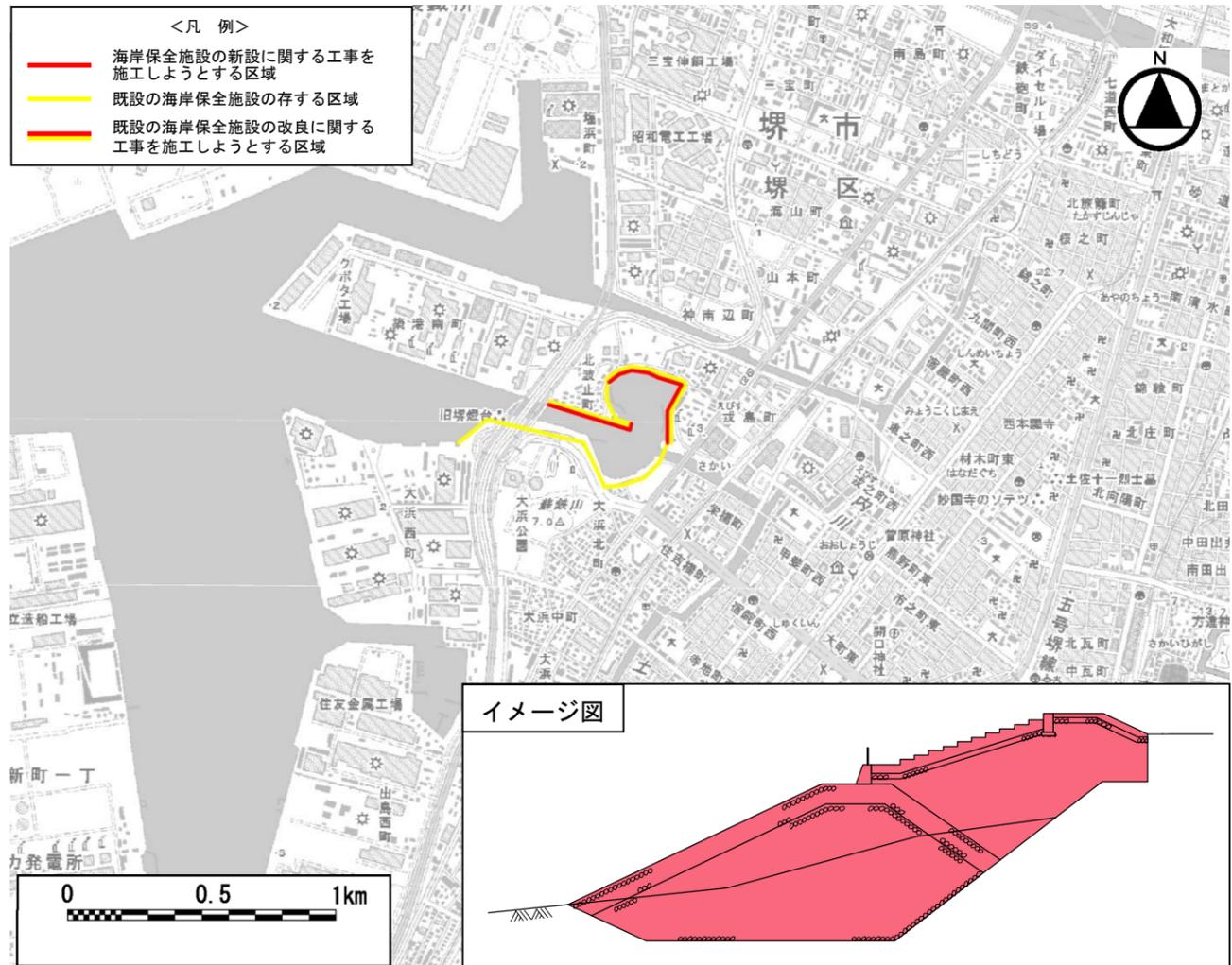
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

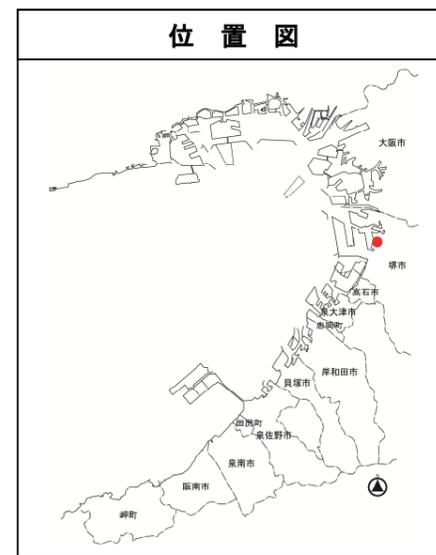
海岸保全施設整備計画 13

| | | | |
|----------------|---|----------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 堺・高石ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺(出島)漁港 | 区 域 | 出島 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省(水産庁) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+3.9m | 波 高 (H o) | 3.2m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.85m~T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.44m(地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 819m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高が不足しているため、高潮防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 300m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地を防護でき、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

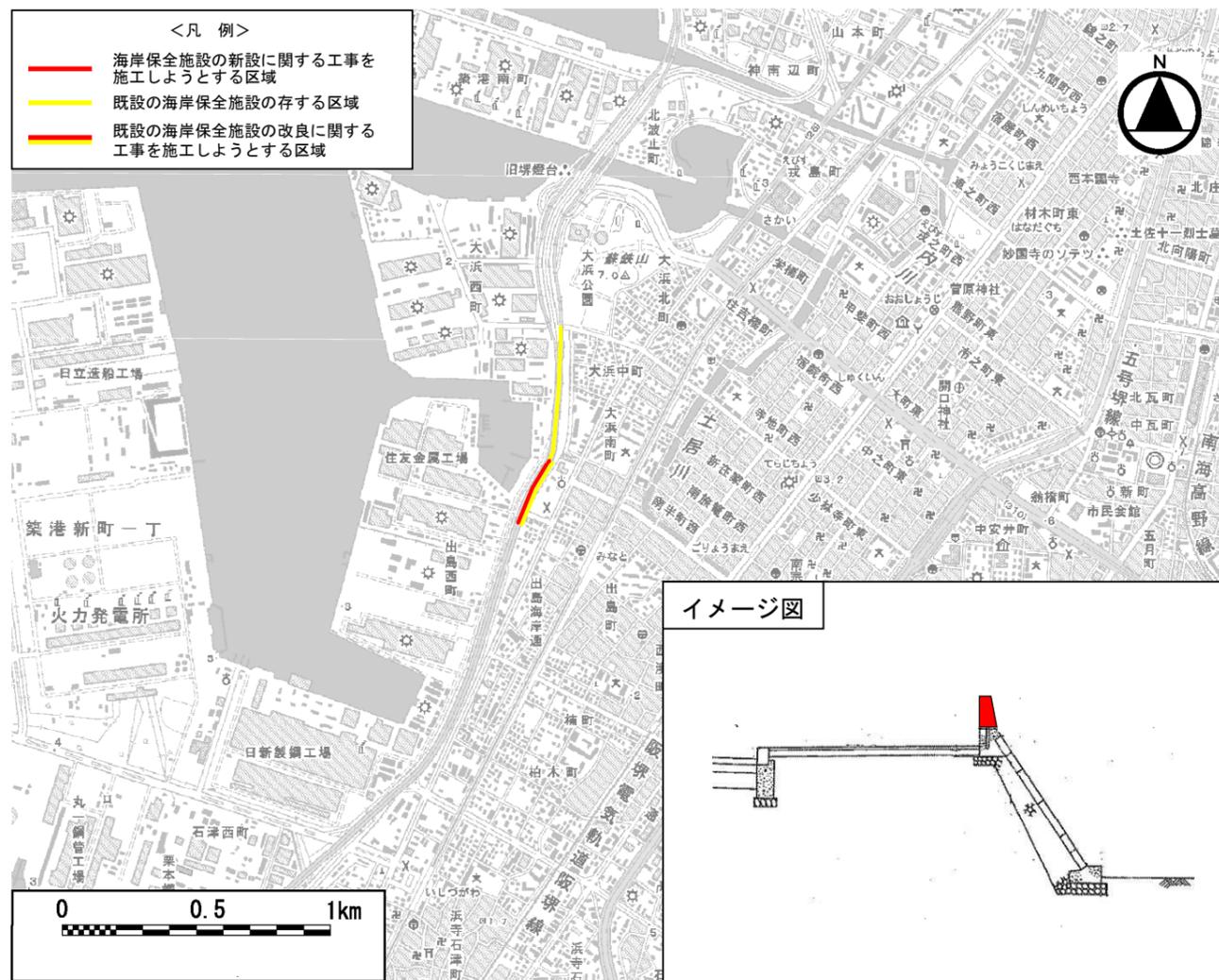
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

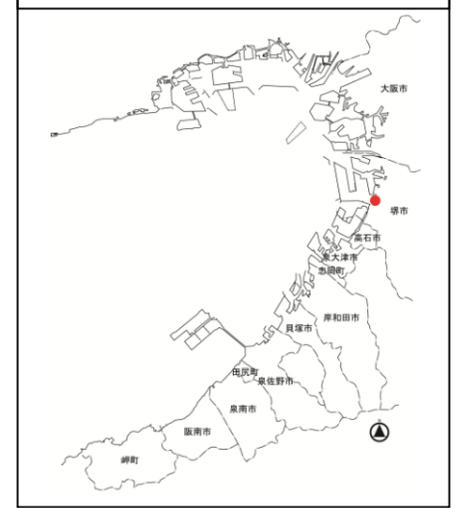
海岸保全施設整備計画 14

| | | | |
|----------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 堺・高石ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺市 | 区域 | 出島石津 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+3.9m | 波高(Ho) | 3.2m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.70m~T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.39m (地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,943m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 ・必要に応じて耐震性の強化対策を講じる。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高が不足しているため、高潮防護機能を確保するとともに、必要に応じて耐震性の強化対策を講じる必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の嵩上げ等の改良を行うとともに、必要に応じて耐震性の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 1,005m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | ・堤防の嵩上げによる背後家屋の日照、通風への配慮 | | |
| 期待される効果 | ・堤防の嵩上げ等の改良や必要に応じた耐震性の強化により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

【現況写真】



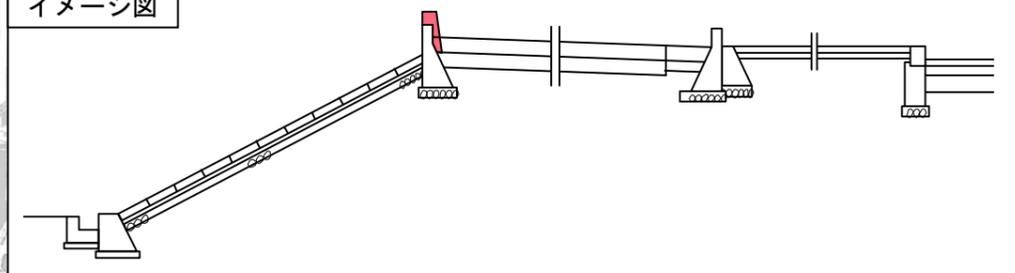
位置図



【平面図】



イメージ図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

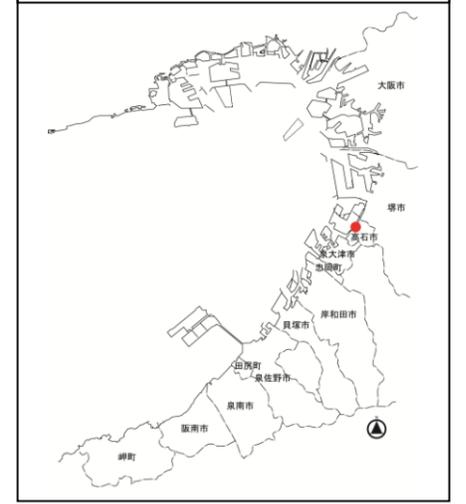
海岸保全施設整備計画 15

| | | | |
|-------------------|---|---------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 堺・高石ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 高石漁港 | 区 域 | 高石 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.5m | 波 高（H o） | 3.1m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+4.40m | 現況の堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+4.40m |
| 設計津波水位 | T.P.+4.13m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 353m、防潮鉄扉 2 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・津波対策として堤防の耐震性の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能や漁港機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 津波防護の観点から、堤防の耐震性が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐震性の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 353m (2) 整備内容 : 堤防（改良） | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐震性の強化により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

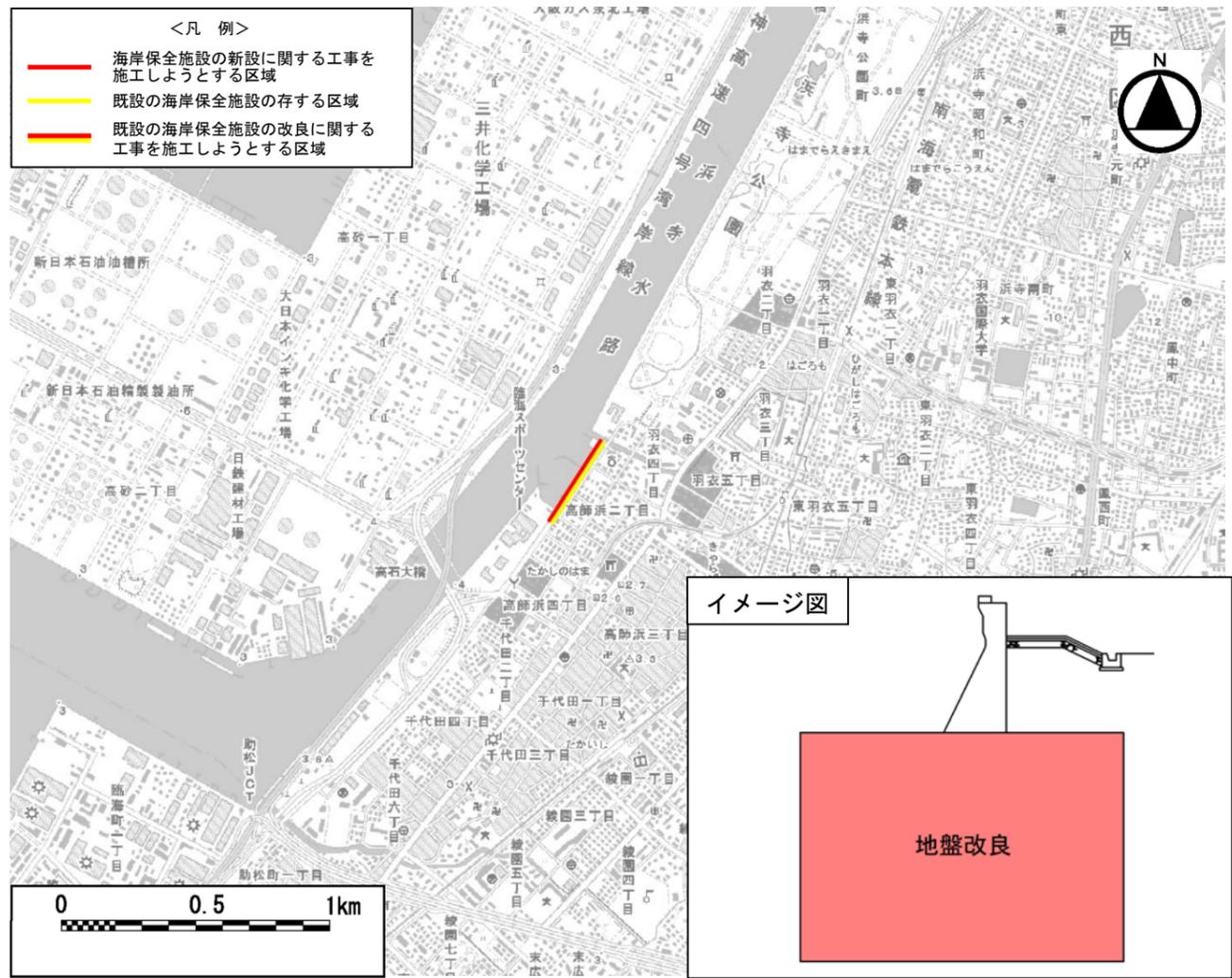
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

海岸保全施設整備計画 16

| | | | |
|----------------|---|---|----------------------|
| ゾーン名 | 堺・高石ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 高石市 | 区 域 | 高石南 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+3.5m | 波 高 (H _o) | 3.1m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.90m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+3.90m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.91m～T.P.+4.09m (地域海岸名：大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,489m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・津波対策として堤防の耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 津波防護の観点から、堤防の耐震性および耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐震性、耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 1,489m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐震性および耐津波性能の強化により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

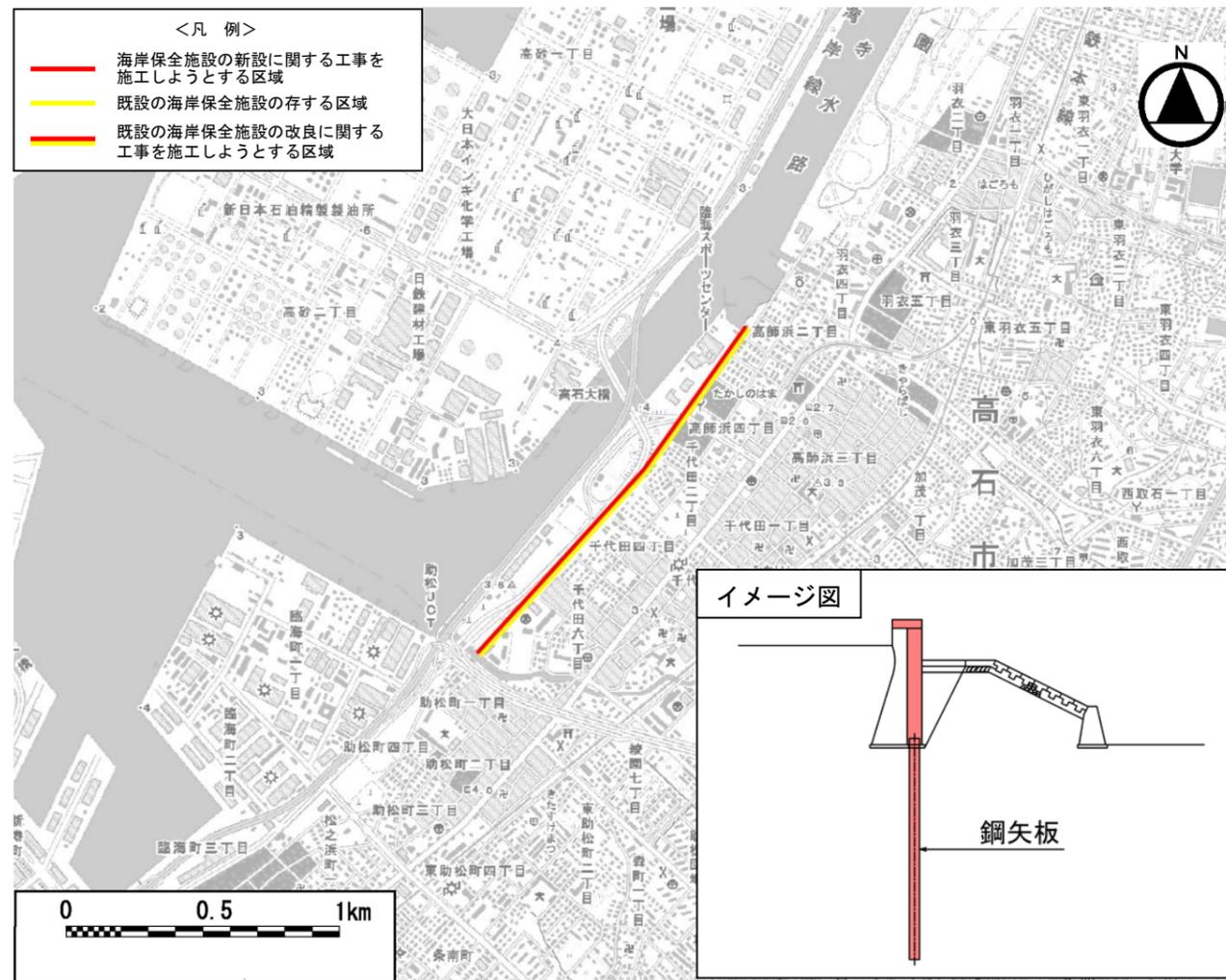
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

海岸保全施設整備計画 17

| | | | |
|-------------------|---|---|----------------------|
| ゾーン名 | 泉大津ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 泉北 | 区 域 | 大津北 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H. H. W. L) | T.P.+3.5m | 波 高 (H o) | 3.1m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.90m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+3.90 m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.49m (地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防787m、樋門2基、排水機場1基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺環境および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・津波対策として堤防の耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 津波防護の観点から、堤防の耐震性および耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐震性、耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 630m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐震強化および耐津波性能の強化により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

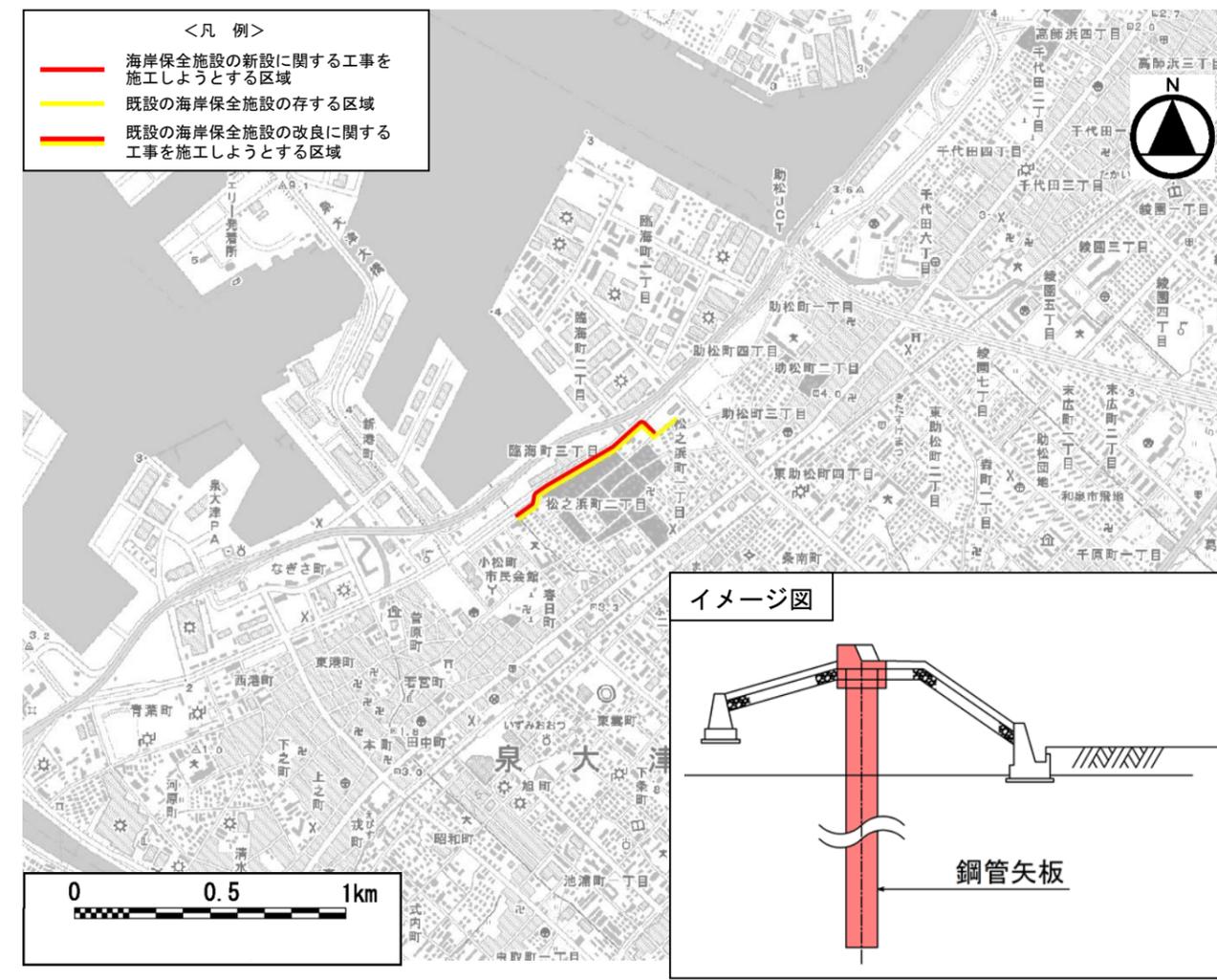
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

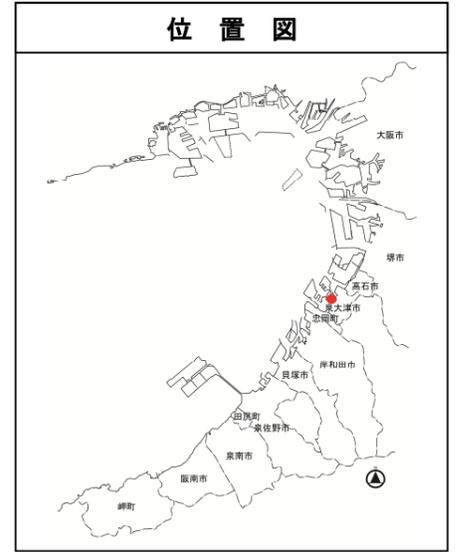
海岸保全施設整備計画 18

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 泉大津ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺泉北港 | 区 域 | 泉大津 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.5m | 波 高（H _o ） | 3.1m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.90m～T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.90m～T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.49m～T.P.+3.63m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防1,580m、水門1基、樋門2基、排水機場2基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺環境および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・津波対策として堤防の耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺環境との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 津波防護の観点から、堤防の耐震性および耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺環境や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐震性および耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 626m (2) 整備内容 : 堤防（改良） | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐震性および耐津波性能の強化により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

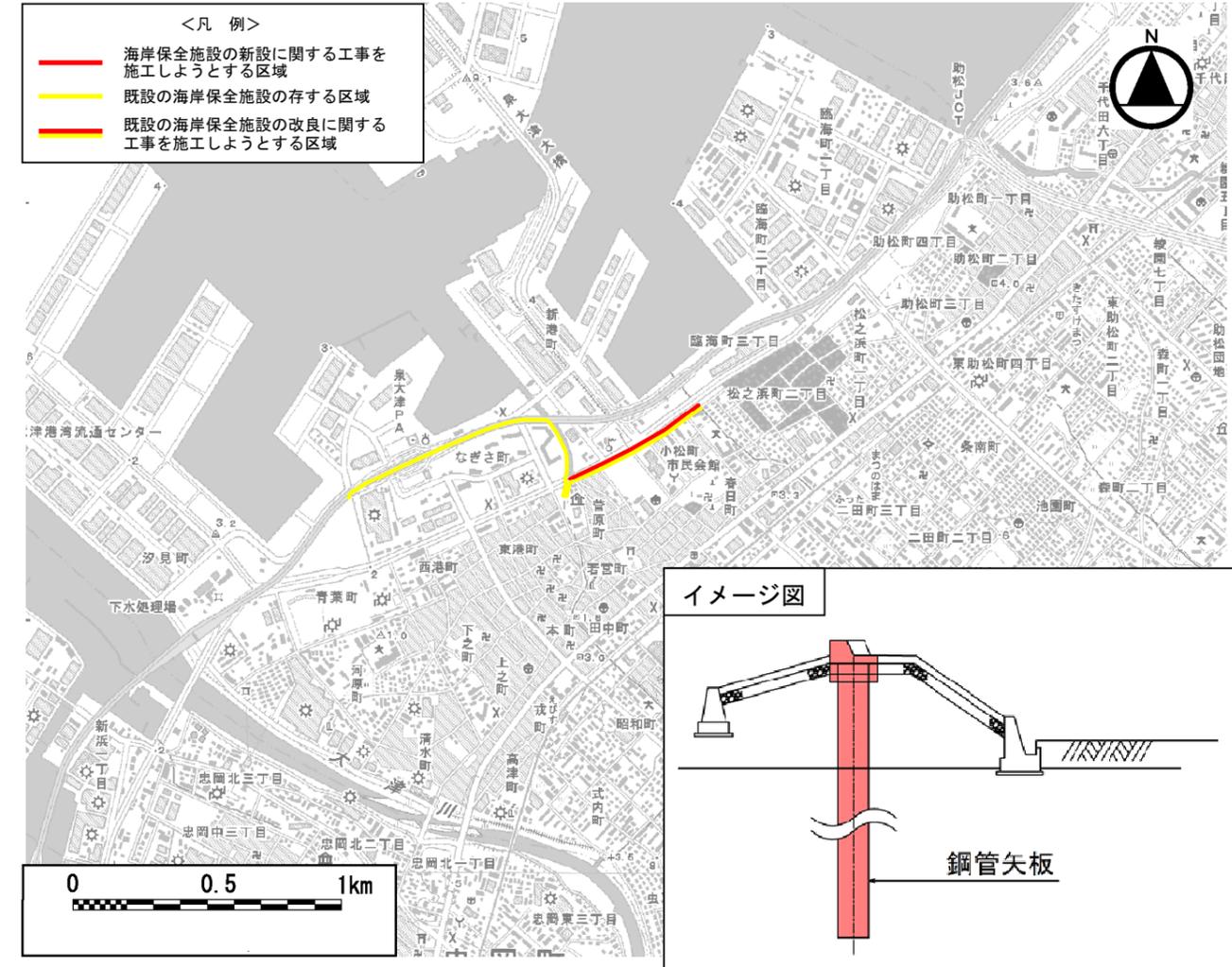
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

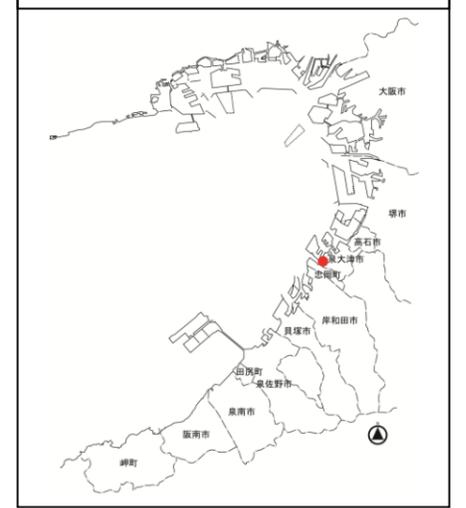
海岸保全施設整備計画 19

| | | | |
|--------------------|---|--|-----------------------|
| ゾーン名 | 泉大津ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 堺泉北港 | 区 域 | 大津南 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L.） | T.P.+3.5m | 波 高（H o） | 3.1m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.90m～T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.60m～T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.25m～T.P.+3.57m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,294m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺環境および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する。 ・津波対策として耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺環境との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高が不足しているため、高潮防護機能を確保するとともに、津波対策として耐震性および耐津波性能の強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の嵩上げ等の改良を行うとともに、津波対策として耐震性および耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 1,220m (2) 整備内容 : 堤防（改良） | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の嵩上げ等の改良や津波対策としての耐震性および耐津波性能の強化により、高潮や津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

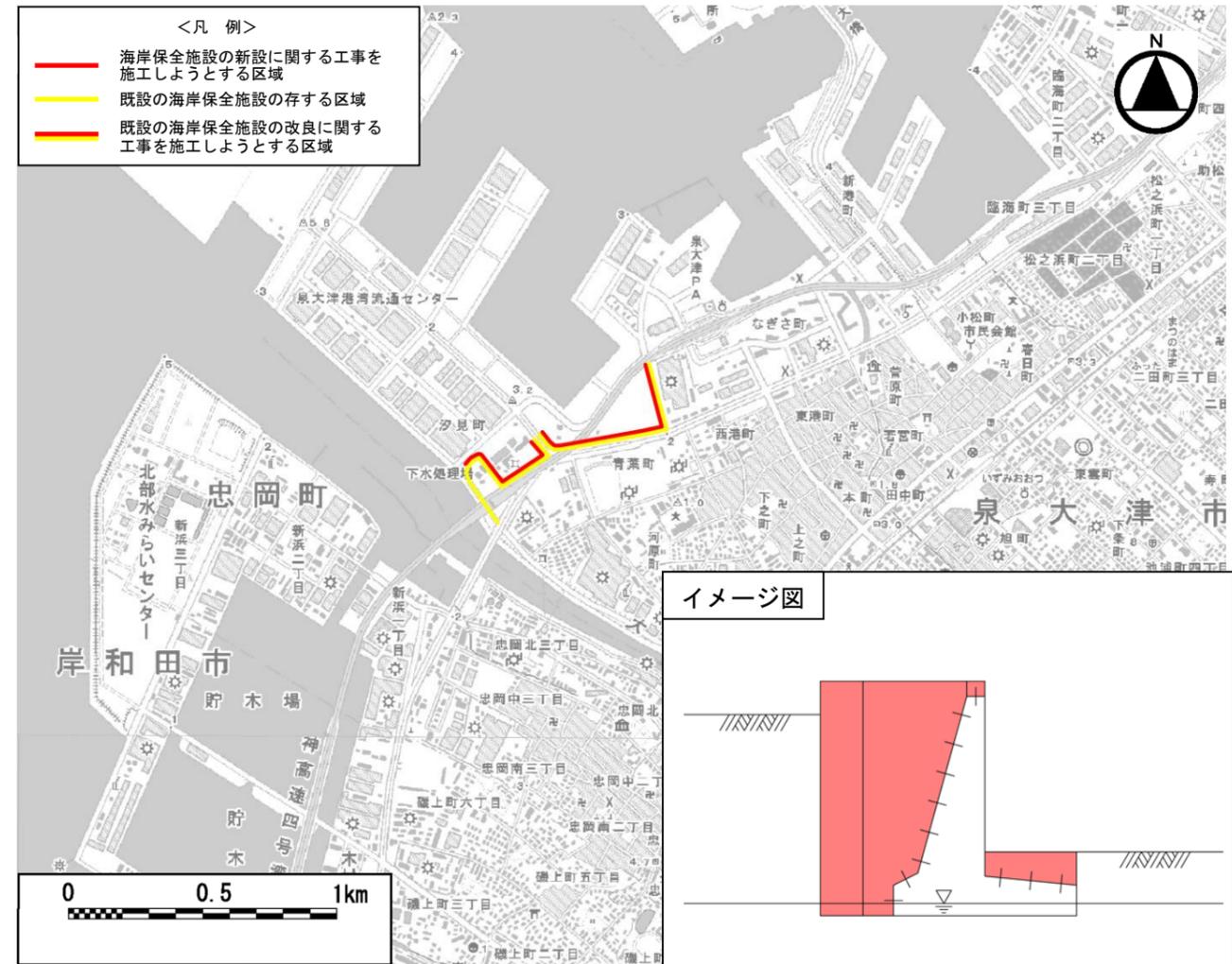
【現況写真】



位置図



【平面図】

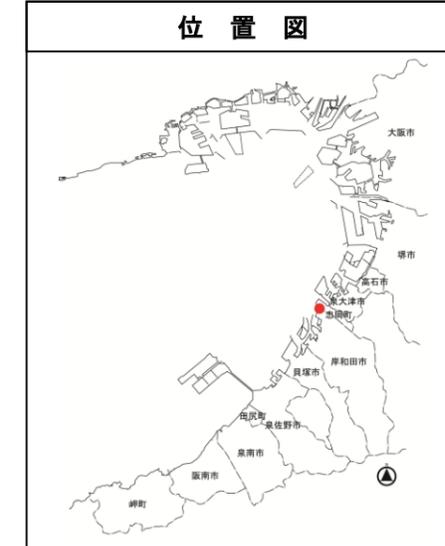
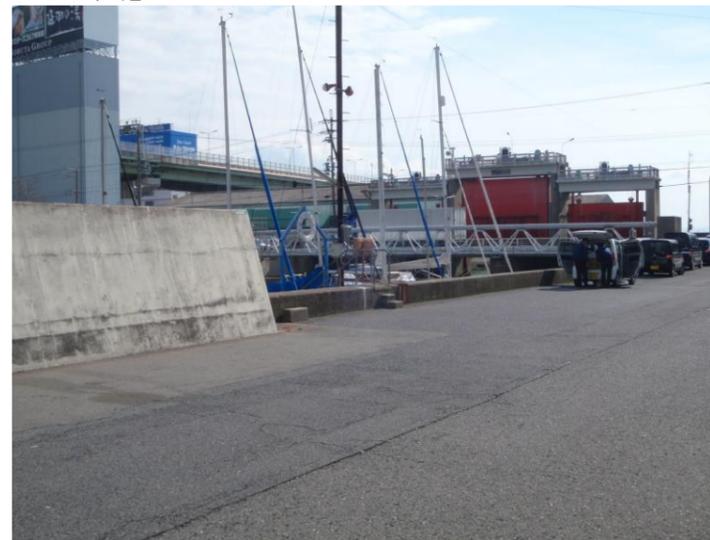


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

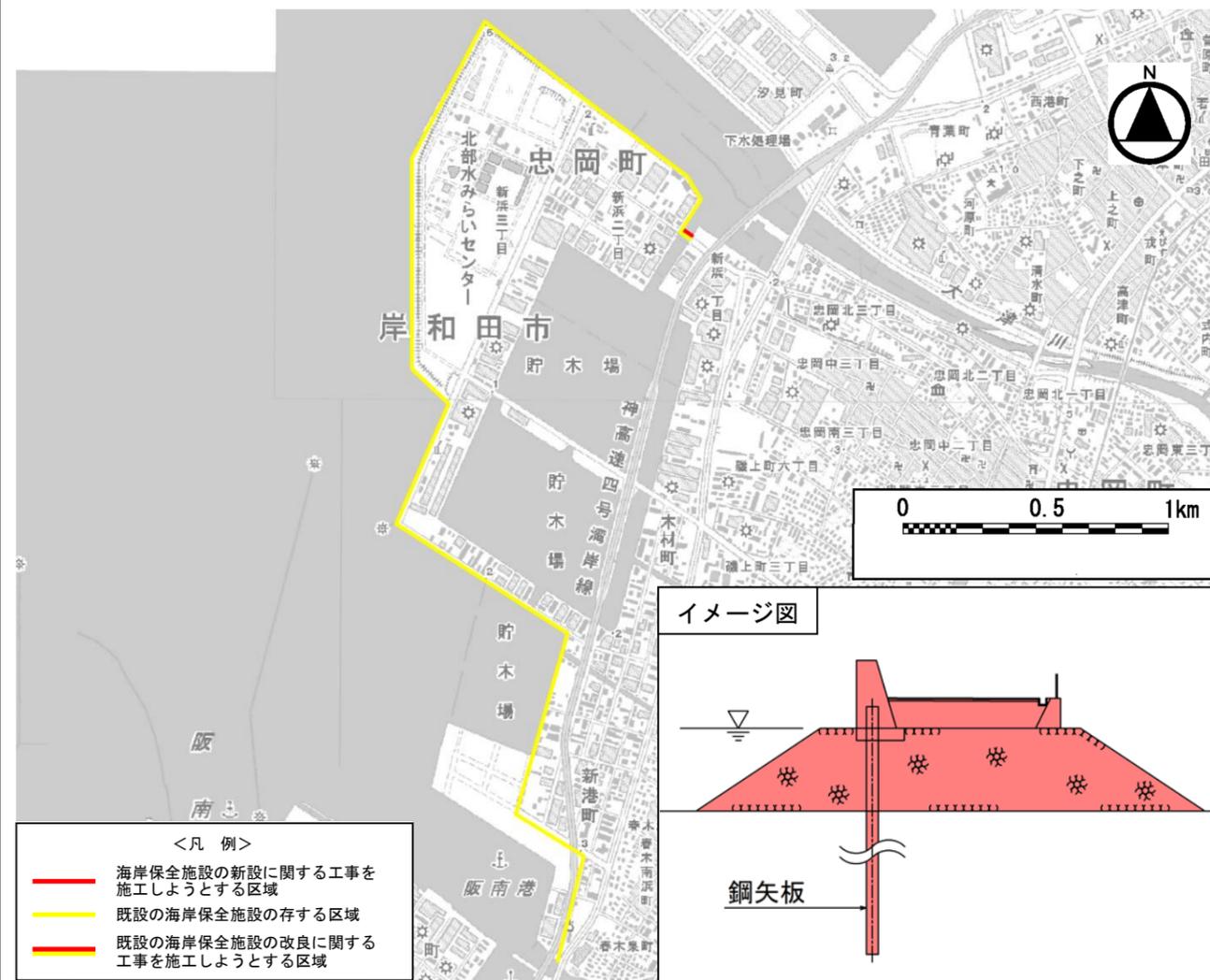
大阪湾沿岸 海岸保全施設整備計画 20

| | | | |
|-------------------|--|--|-----------------------|
| ゾーン名 | 忠岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 阪南港 | 区 域 | 忠岡岸和田 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、直立護岸 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.4m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+5.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+6.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.95m～T.P.+3.36m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 3,291m、護岸 2,018m、水門 2基、樋門 1基、門扉 4基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防や水門の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 ・津波対策として堤防や水門の耐震性および耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防等の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保するとともに津波対策として、耐震性および耐津波性能の強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ堤防等の嵩上げ等の改良を行うとともに、津波対策として、耐震性および耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 80m (2) 整備内容 : 堤防（改良）、水門（改良） | | |
| 住民意見 | ・防護機能の早期確保 | | |
| 期待される効果 | ・堤防等の嵩上げ等の改良や津波対策として耐震性および耐津波性能の強化により、高潮などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

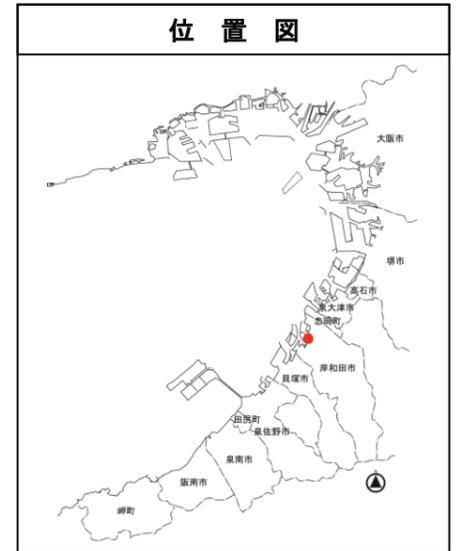
海岸保全施設整備計画 21

| | | | |
|-------------------|---|----------------------------|-------------|
| ゾーン名 | 忠岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 岸和田漁港 | 区 域 | 岸和田 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.4m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+4.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.40m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 835m、樋門 1 基、門扉 11 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・堤防の耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能や漁港機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 835m (2) 整備内容 : 堤防（改良） | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐津波性能の強化により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

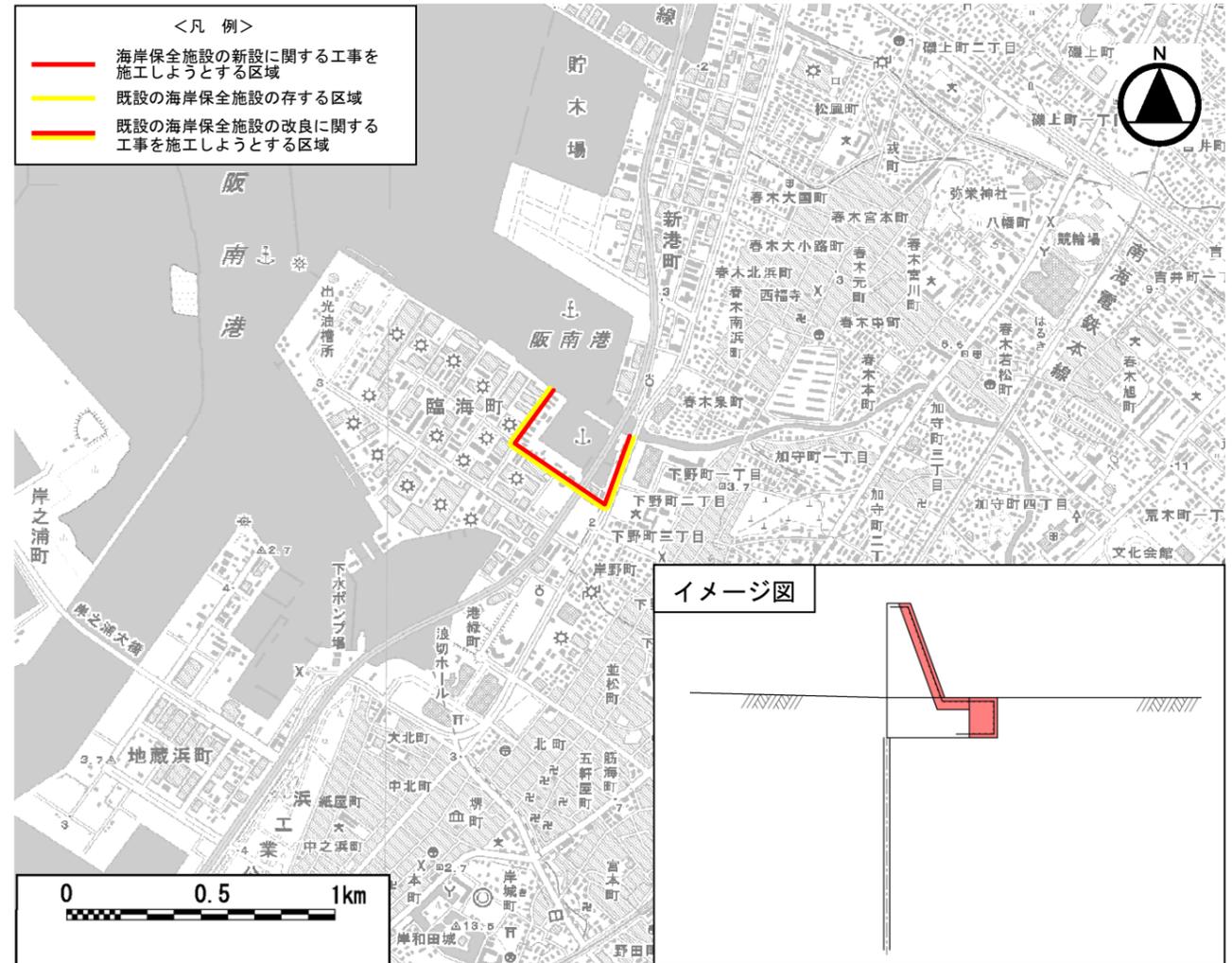
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

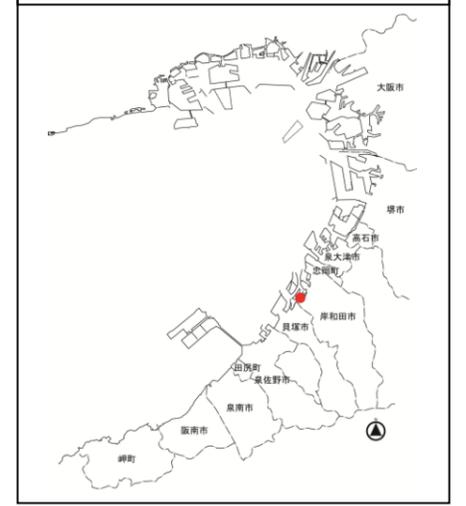
海岸保全施設整備計画 22

| | | | |
|-------------------|--|--|-----------------------|
| ゾーン名 | 志岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 阪南港 | 区 域 | 岸和田 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.4m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+5.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+5.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.29m～T.P.+3.41m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 3,352m、護岸 1,988m、水門 1基、樋門 1基、門扉 4基、排水機場 3基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・津波対策として堤防の耐震性および耐津波性能の強化を図るとともに、水門の改良を行い、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 津波防護の観点から堤防の耐震性および耐津波性能が不足しており、また老朽化による水門の改良が必要となっているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の耐震性および耐津波性能の強化と水門の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 980m (2) 整備内容 : 堤防（改良）、水門（改良） | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・堤防の耐震性および耐津波性能の強化と水門の改良により、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

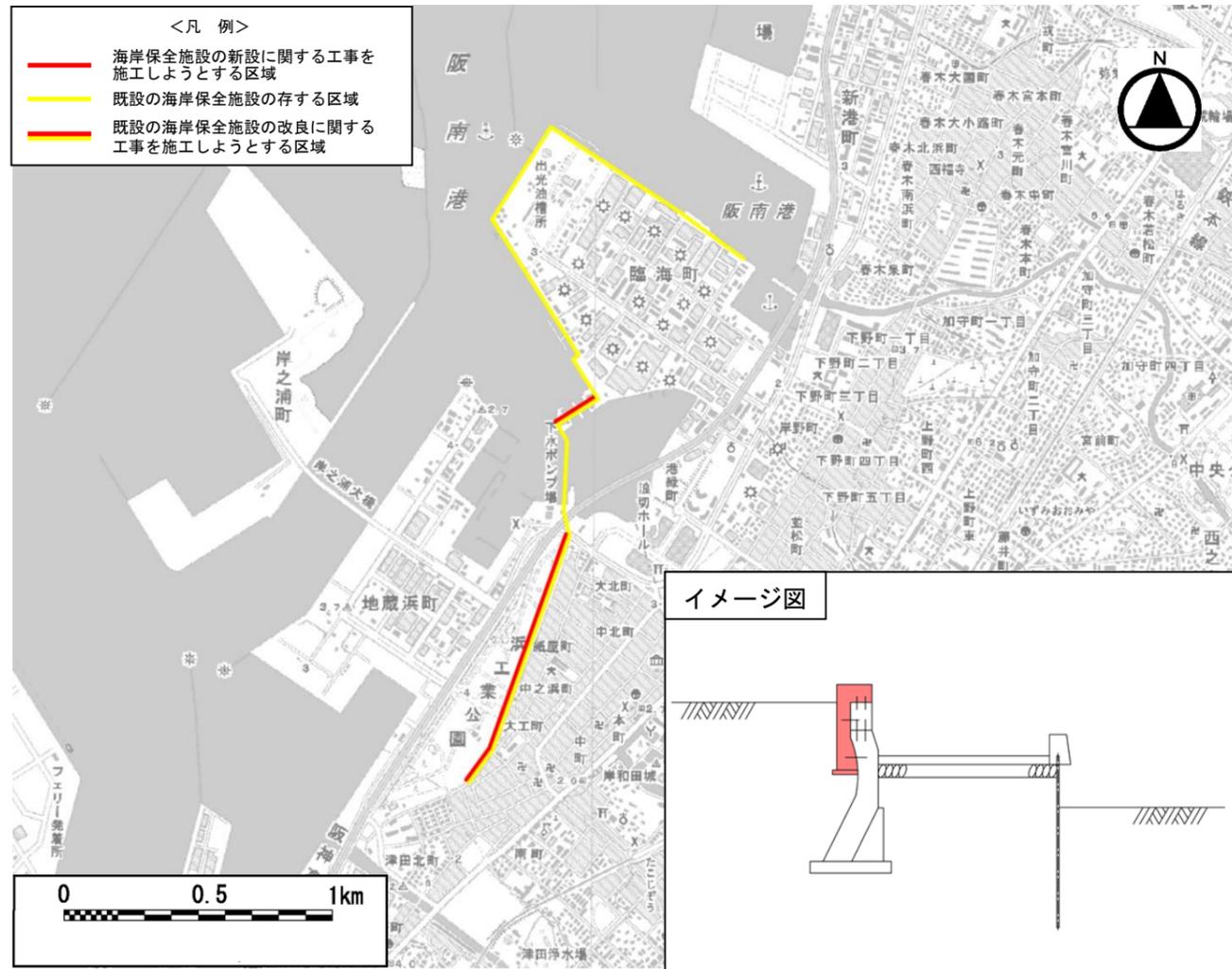
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

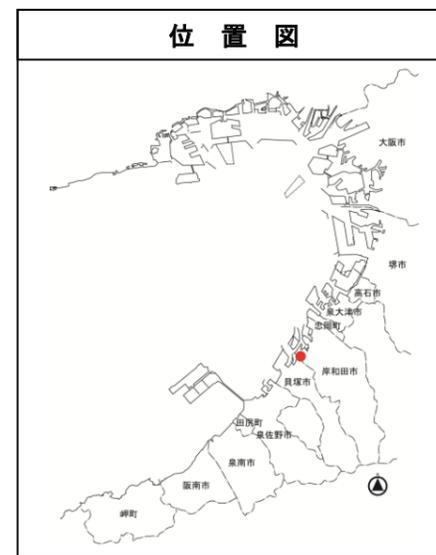
海岸保全施設整備計画 23

| | | | |
|-------------------|---|----------------------------|----------------------|
| ゾーン名 | 志岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 岸和田市 | 区 域 | 南町 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H. H. W. L) | T.P.+3.4m | 波 高 (H o) | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+3.90m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.20m (地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 88m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・堤防の耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 88m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・津波が堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く延ばすことができる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

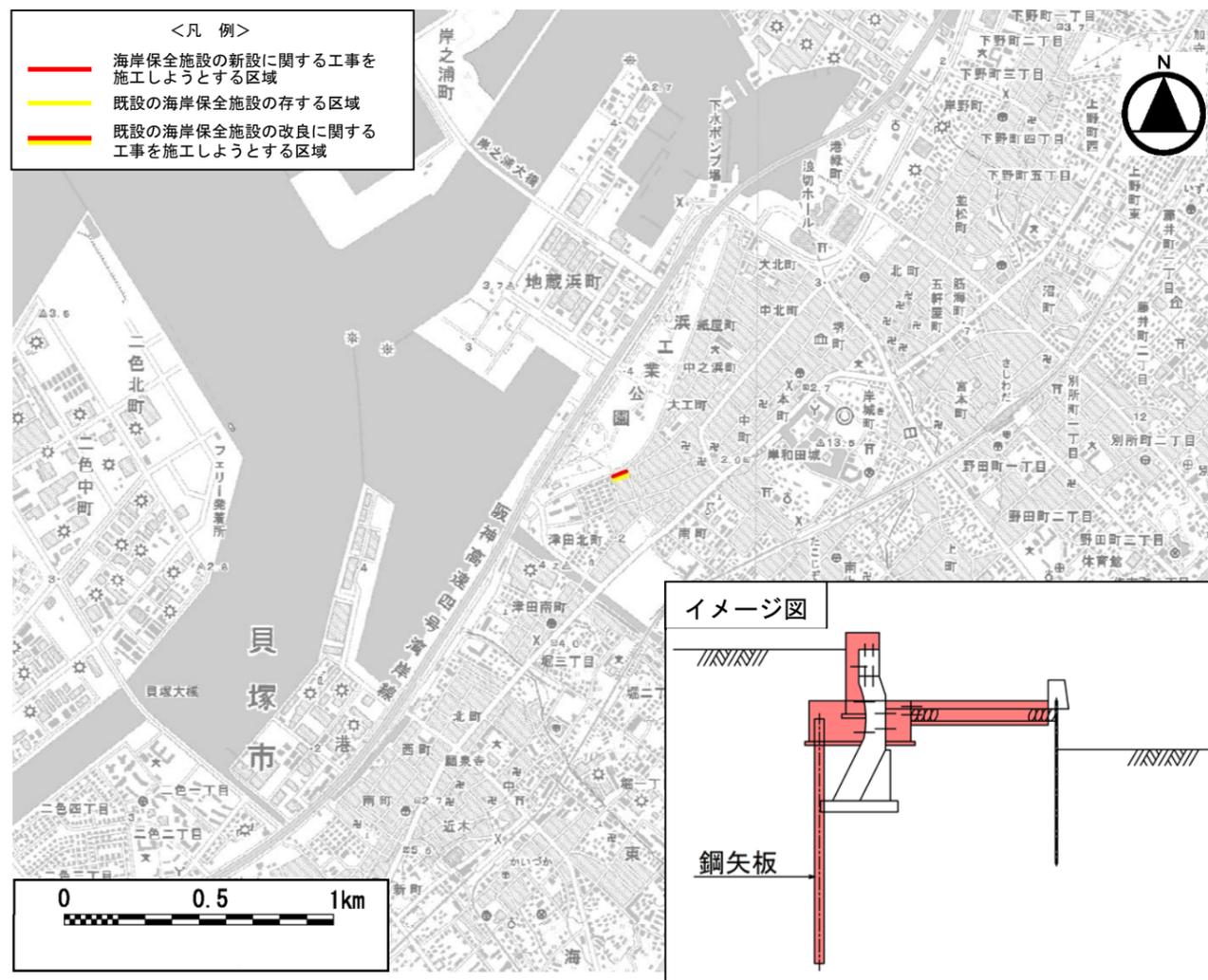
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

海岸保全施設整備計画 24

| | | | |
|----------------|---|----------------------------|----------------------|
| ゾーン名 | 忠岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 貝塚市 | 区域 | 津田 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+3.4m | 波高(Ho) | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.90m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.20m (地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 439m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・堤防の耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の耐津波性能が不足しているため、その強化対策を行う必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、耐津波性能の強化を行う。 (1) 整備海岸延長 : 439m (2) 整備内容 : 堤防(改良) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・津波が堤防の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く延ばすことができる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

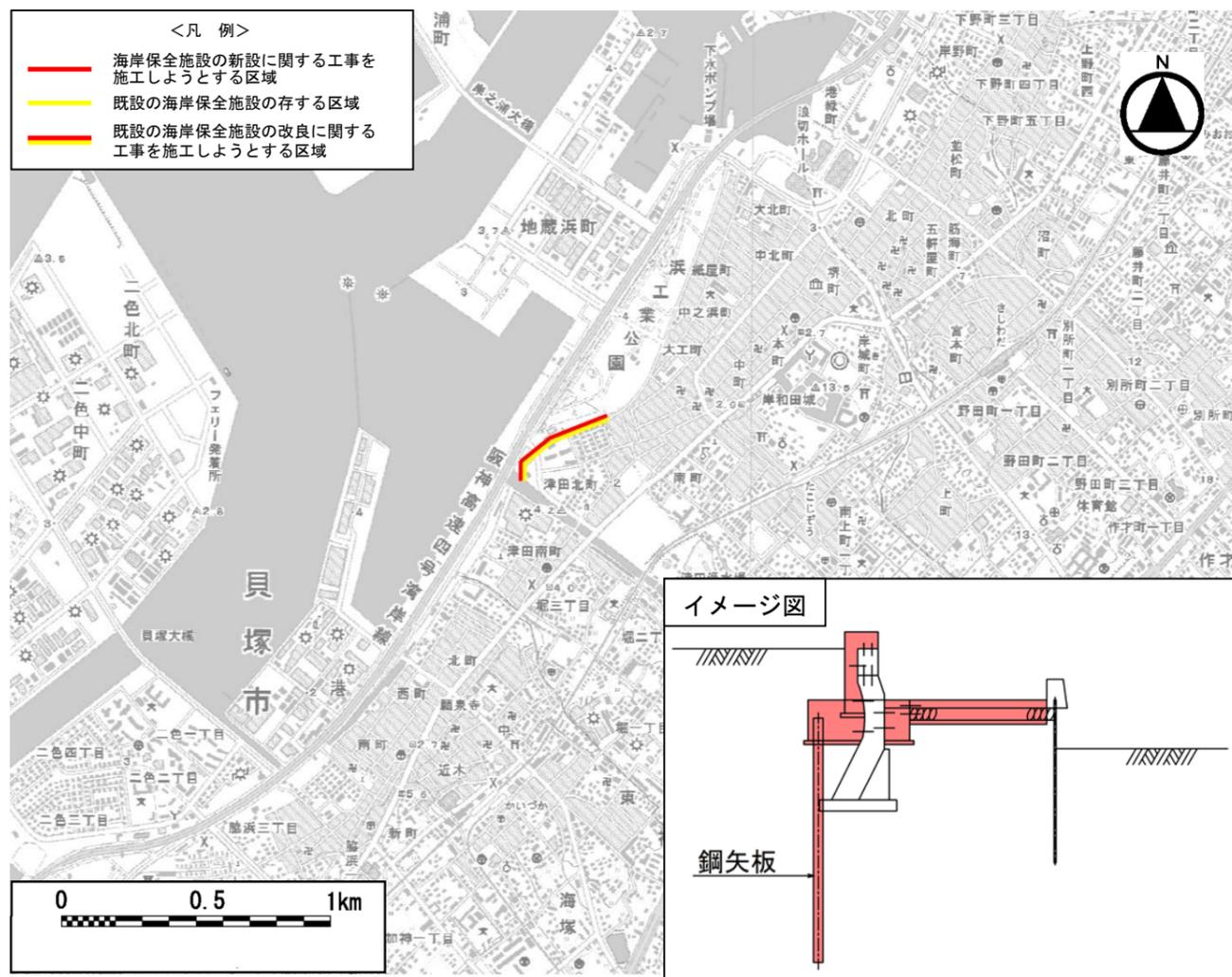
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

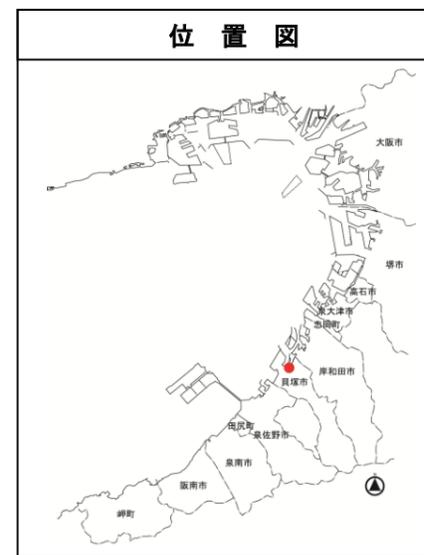
海岸保全施設整備計画 25

| | | | |
|-------------------|--|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 忠岡・岸和田・貝塚ゾーン | エリア特性 | 環境創造・活性化エリア |
| 海岸名 | 阪南港 | 区 域 | 貝塚 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、直立護岸 | 所 管 | 国土交通省（港湾局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.3m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.30m～T.P.+5.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+3.23m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,398m、護岸 1,096m、水門 1 基、樋門 6 基、門扉 1 基、排水機場 2 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い、防護機能を確保する。 ・津波対策として堤防の補強を行い、防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・周辺の都市機能との調和を図る。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保するとともに、堤防の耐津波性能の強化を図り、防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 周辺景観や都市機能との調和に配慮しつつ、堤防の嵩上げや耐津波性能の強化を行う。また、必要に応じて粘り強い対策を行う。 (1) 整備海岸延長 : 260m (2) 整備内容 : 堤防（改良） | | |
| 住民意見 | ・防護機能の早期確保、防護に対する万全な対応 ・放置ゴミ対策、利用者のマナー向上 | | |
| 期待される効果 | ・堤防の嵩上げや耐津波性能の強化等の改良により、高潮、津波などから背後地を防護することができ、安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

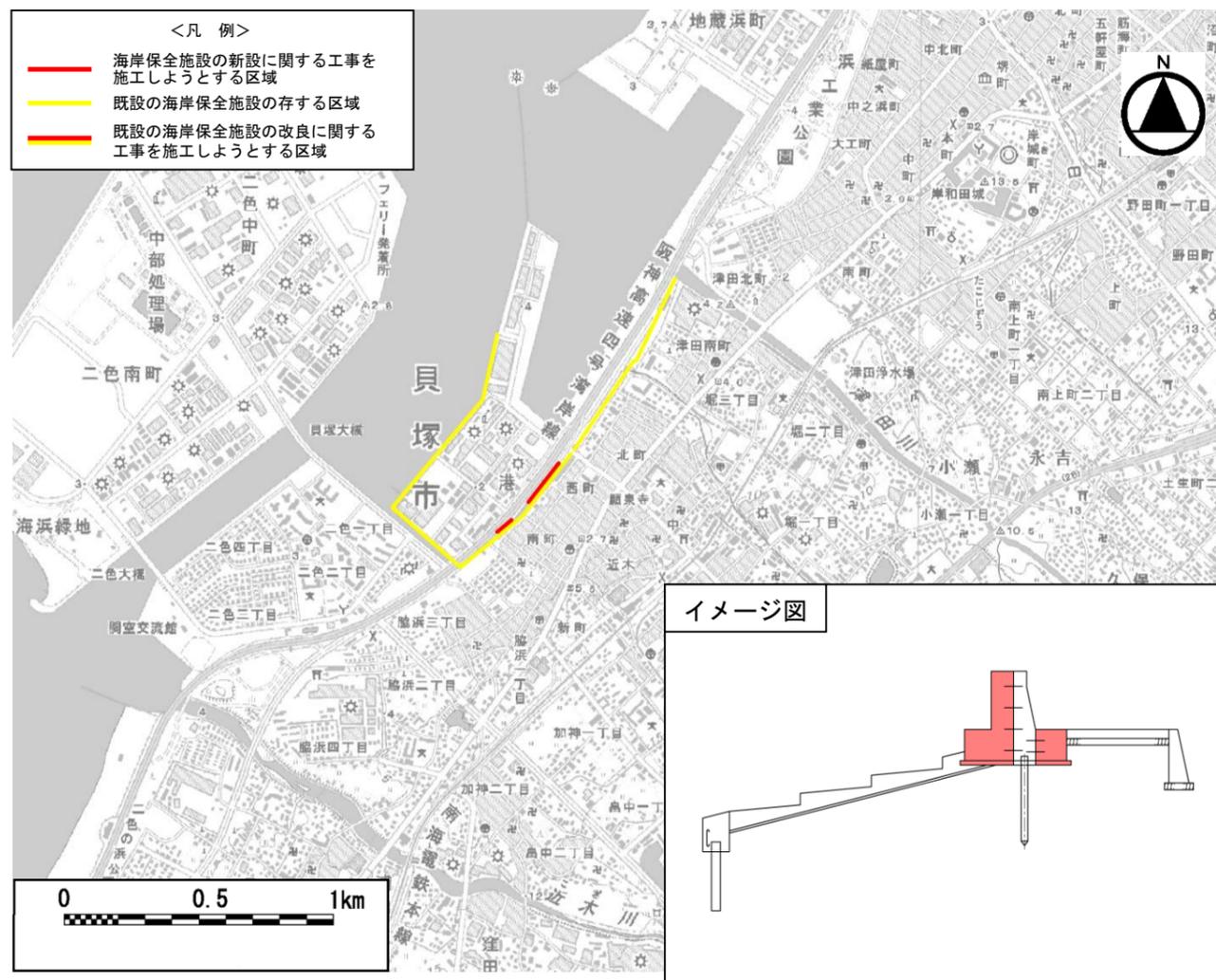
【現況写真】



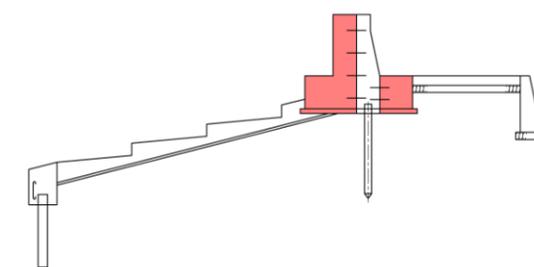
位置図



【平面図】



イメージ図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

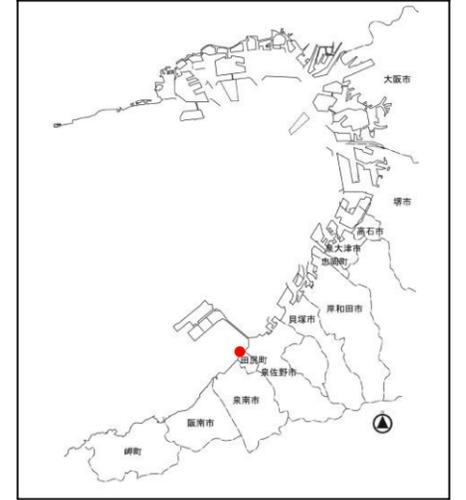
海岸保全施設整備計画 26

| | | | |
|-------------------|---|------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 関西国際空港・りんくうタウンゾーン | エリア特性 | 環境創造・楽しみエリア |
| 海岸名 | 田尻漁港 | 区域 | 吉見 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、直立護岸 | 所管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.3m | 波高（H _o ） | 2.9m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+5.20m | 現況の堤防高 | T.P.+4.20m～T.P.+5.20m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.62m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 292m、護岸 357m、水門 1 基、門扉 3 基、排水機場 1 基、人工海浜 125m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・防護機能の維持に努め、必要に応じて改良・補修等を行う。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 | |
| 整備の必要性 | 排水機場の老朽化が見られるため、津波・高潮防護機能を確保する。 | | |
| 整備計画の概要 | 排水機場の改良等により防護機能を確保する。 (1) 整備箇所数：1 箇所 (2) 整備内容：排水機場 1 箇所 水門 1 基 | | |
| 住民意見 | ・内水排除対策 | | |
| 期待される効果 | ・老朽化している排水機場の改良により、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

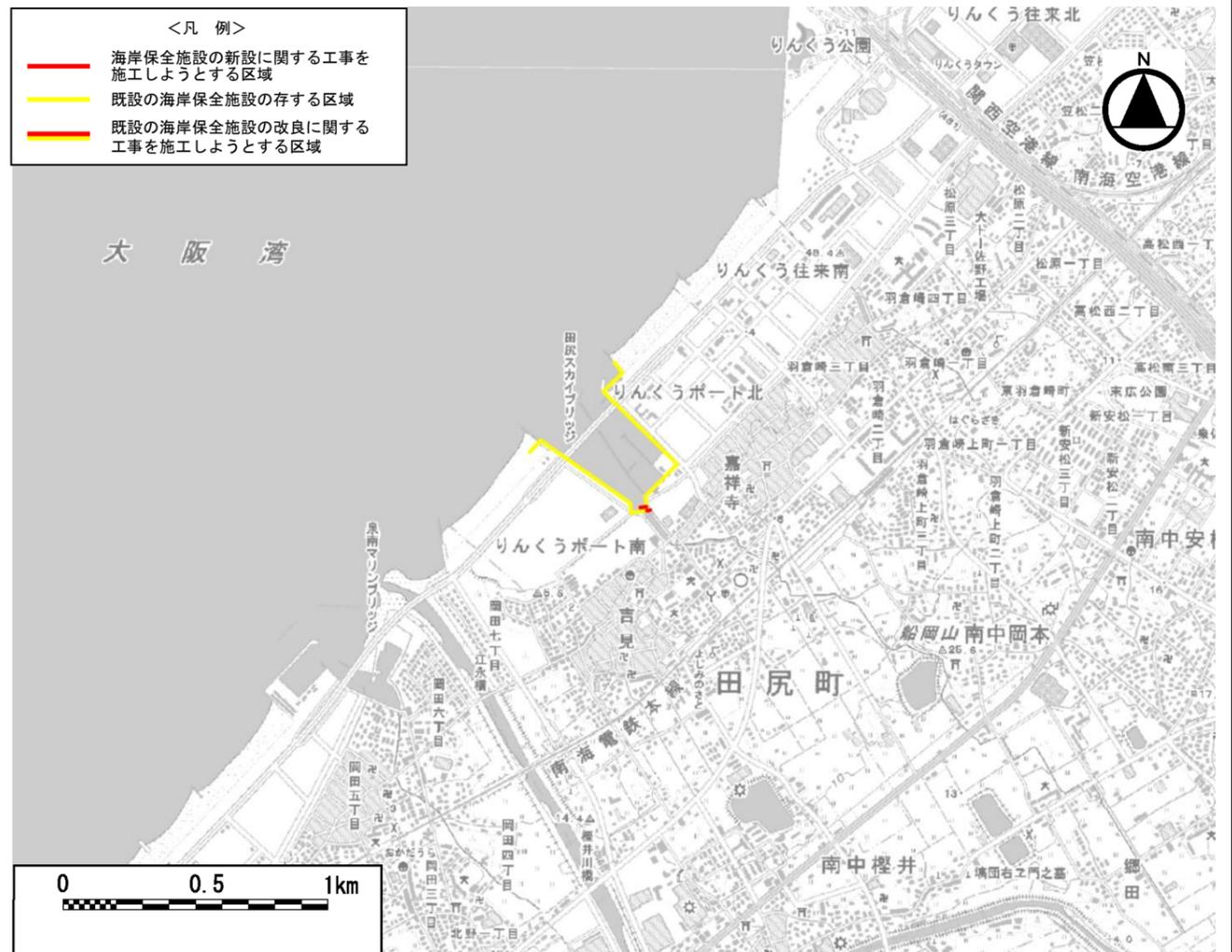
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

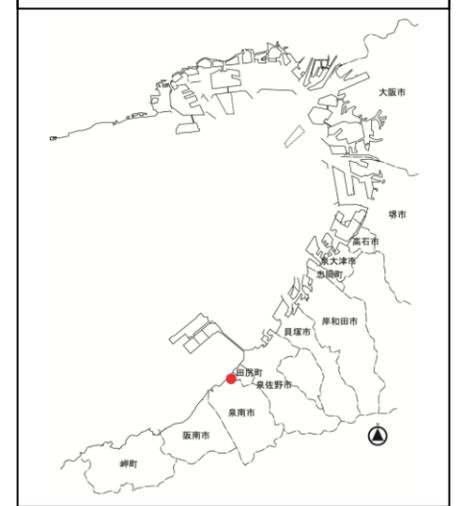
海岸保全施設整備計画 27

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------------|
| ゾーン名 | 関西国際空港・りんくうタウンゾーン | エリア特性 | 環境創造・楽しみエリア |
| 海岸名 | 岡田漁港 | 区域 | 岡田 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、直立護岸 | 所管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+3.3m | 波高（H _o ） | 2.9m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.20m | 現況の堤防高 | T.P.+3.20m～T.P.+4.40m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.39m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 253m、護岸 855m、水門 1 基、樋門 1 基、門扉 7 基、人工海浜 450m | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防、護岸等の嵩上げ等の改良、水門の新設を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防、護岸等の天端高の不足箇所や水門の未整備箇所について、高潮などの防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 漁港利用の確保や市街地としての景観形成に配慮しつつ、堤防、護岸等の嵩上げ等の改良を行う。また、水門の新設を行う。 (1) 整備海岸延長 : 530m (2) 整備内容 : 堤防、護岸等（改良）、水門（新設）1 基 | | |
| 住民意見 | ・内水排除対策 | | |
| 期待される効果 | ・堤防、護岸等の嵩上げ等の改良や水門の新設により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

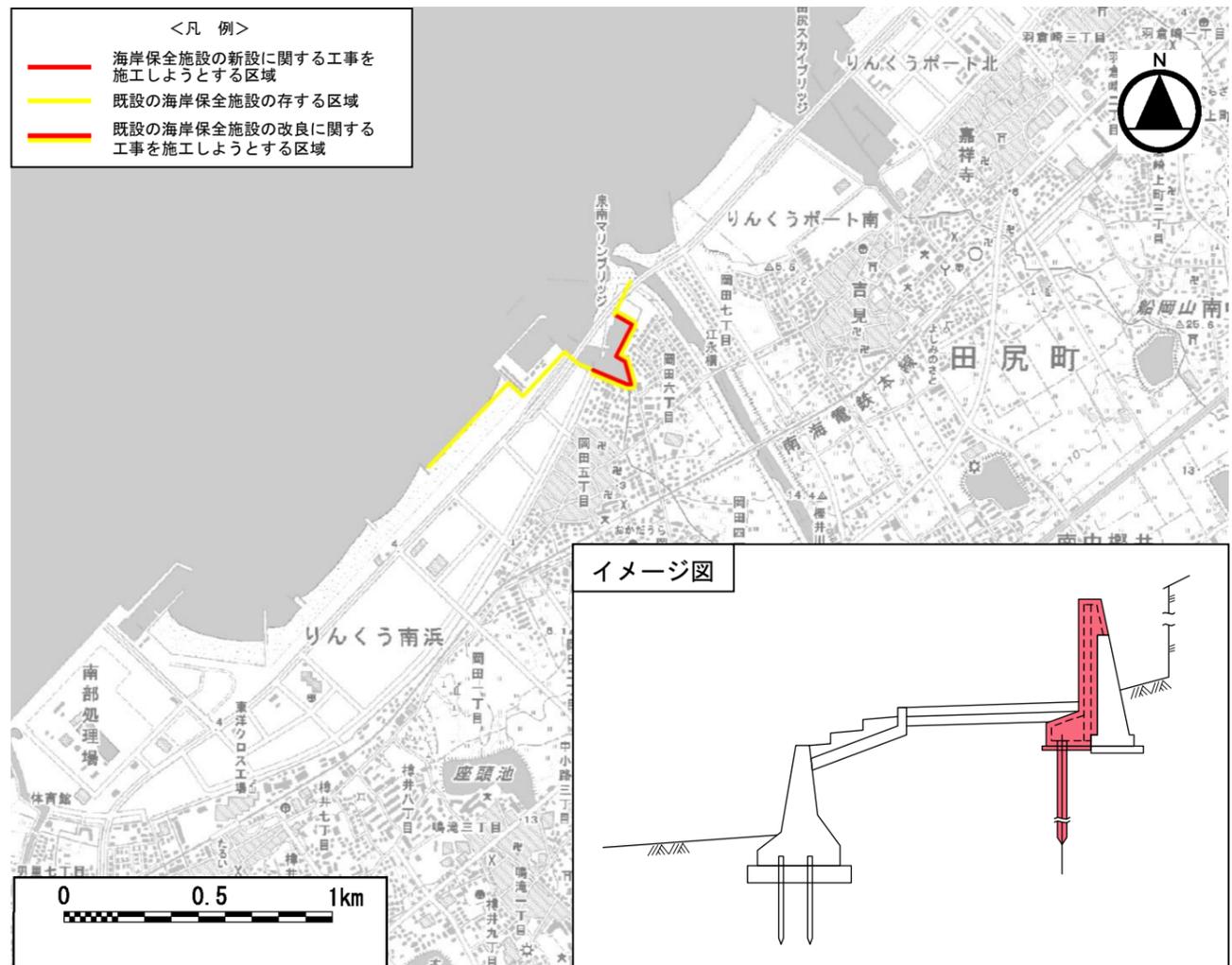
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

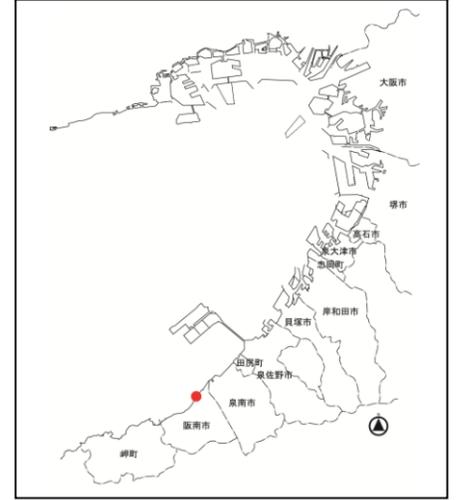
海岸保全施設整備計画 28

| | | | |
|-------------------------|---|--|-------------|
| ゾ ー ン 名 | 男里川～箱作ゾーン | エ リ ア 特 性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海 岸 名 | 西鳥取漁港 | 区 域 | 波有手 |
| 海 岸 タ イ プ | 直立堤防、直立護岸 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設 計 位（H.H.W.L） | T.P.+3.0m | 波 高（H _o ） | 2.9m |
| 代 表 堤 防 高 | T.P.+3.70～4.70m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+4.70m |
| 設 計 津 波 水 位 | T.P.+2.34m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現 況 の 施 設 | 堤防等 1,168m、突堤 8 基、樋門 3 基、門扉 8 基 | | |
| 海 岸 の 整 備 方 針 | ・防護機能の確保・環境の保全・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海 岸 の 目 標 | 海 岸 の 防 護 | ・高潮対策として堤防、護岸等の新設を行い、防護機能を確保する。 | |
| | 環 境 の 整 備 と 保 全 | ・周辺景観との調和、生態系や自然景観の保全に配慮する。 | |
| | 公 衆 の 適 正 な 利 用 | ・漁港利用の維持に努める。 ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化を進める。 | |
| 整 備 の 必 要 性 | 堤防、護岸等の未整備箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。また、砂浜の残る半自然海岸を保全し、多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりが必要である。 | | |
| 整 備 計 画 の 概 要 | 漁港利用の確保や周辺景観との調和、生態系や自然景観の保全に配慮しつつ、堤防、護岸等の新設を行う。 (1) 整備海岸延長 : 150m (2) 整備内容 : 堤防、護岸等（新設） | | |
| 住 民 意 見 | — | | |
| 期 待 さ れ る 効 果 | ・堤防、護岸等の新設により、高潮などから背後を防護することができ、安全性の向上が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化により、海への親しみが増す。 | | |
| 海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸利用のルールづくりの推進 ・海岸愛護、ボランティア活動の支援 | | |

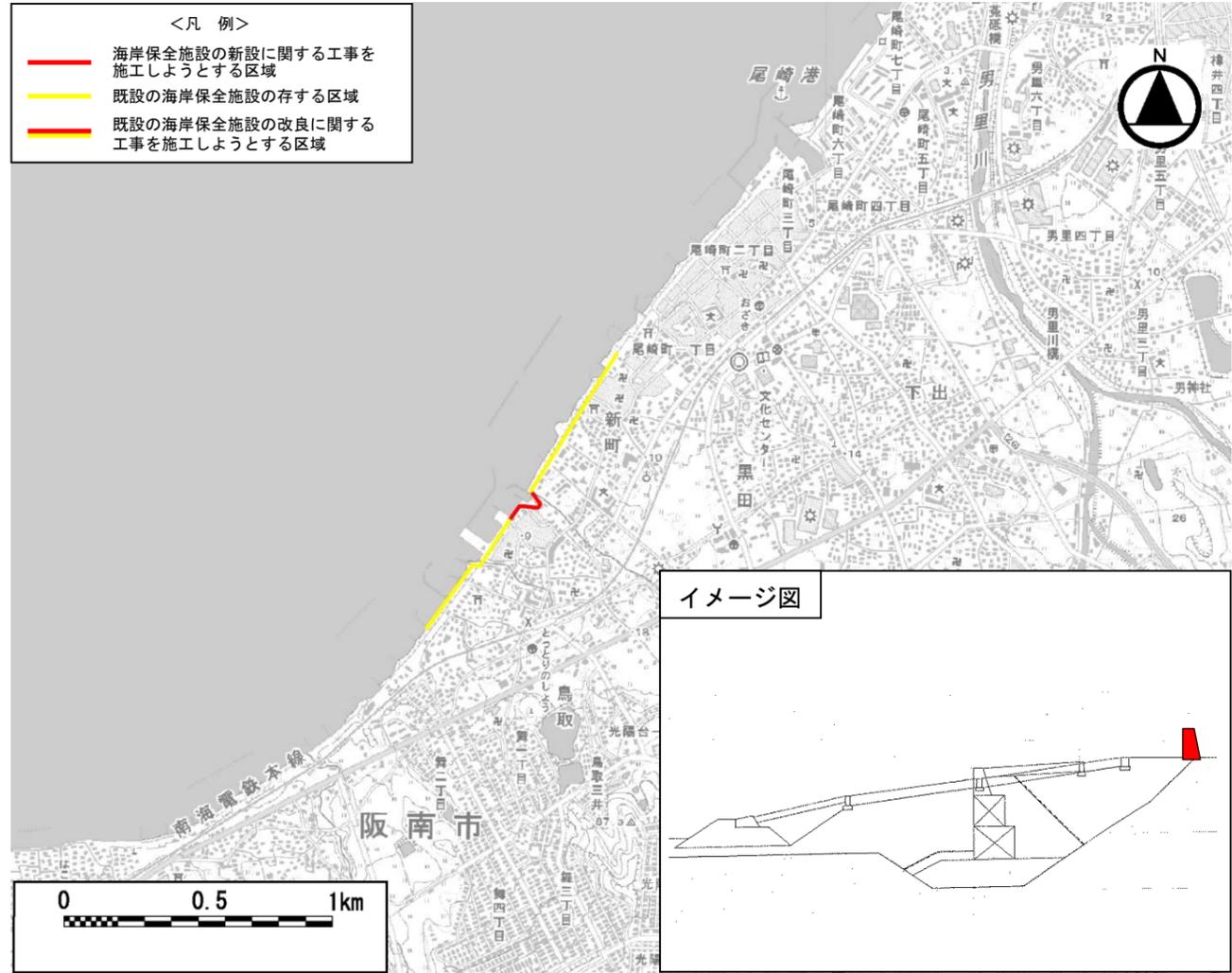
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

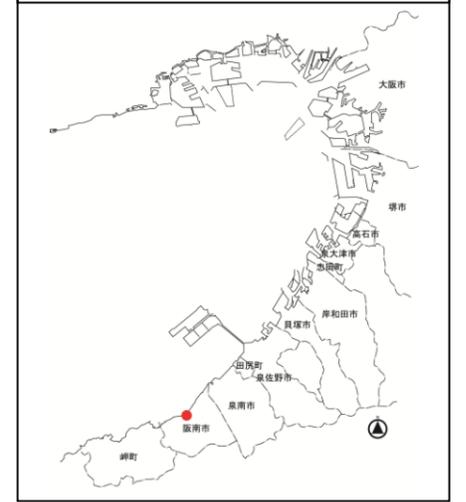
海岸保全施設整備計画 29

| | | | |
|----------------|---|--|----------------------|
| ゾーン名 | 男里川～箱作ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 阪南市 | 区 域 | 貝掛 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、砂浜 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+3.0m | 波 高 (H o) | 2.9m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.70m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+3.70m～4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.04m (地域海岸名：大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,565m、突堤 14基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境の保全・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 ・侵食に対する長期的な保全対策を講じる。 ・環境や利用面に配慮した面的防護方式の採用を検討する。 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・藻場など貴重な自然環境の保全に配慮した海岸づくりに努める。 ・貴重な生態系の保全に努める。 ・自然景観の保全・創出に努める。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事や活動、海の体験などに利用できる海岸づくりを進める。 ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化を進める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。また、砂浜の残る半自然海岸を保全活用し、多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりが必要である。 | | |
| 整備計画の概要 | <p>天端高の不足箇所について堤防の改良を行うとともに、潜堤、養浜を行い長期的な侵食防止にも配慮する。また、整備にあたっては生物の生息の場の確保、海岸景観の向上、海辺へのアクセス性と親水性向上に配慮するものとする。</p> <p>(1) 整備海岸延長 : 740m</p> <p>(2) 整備内容 : 堤防(改良)、潜堤、養浜</p> | | |
| 住民意見 | ・海への眺望の確保 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤防等の改良により、高潮・侵食などから背後地の安全性の向上が図られる。 ・海岸景観の向上が図られる。 ・多くの人達が海に親しむことができる場が創出され、また地域の活性化が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化により、海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や高潮や、津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸利用のルールづくりの推進 ・海岸愛護、ボランティア活動の支援 | | |

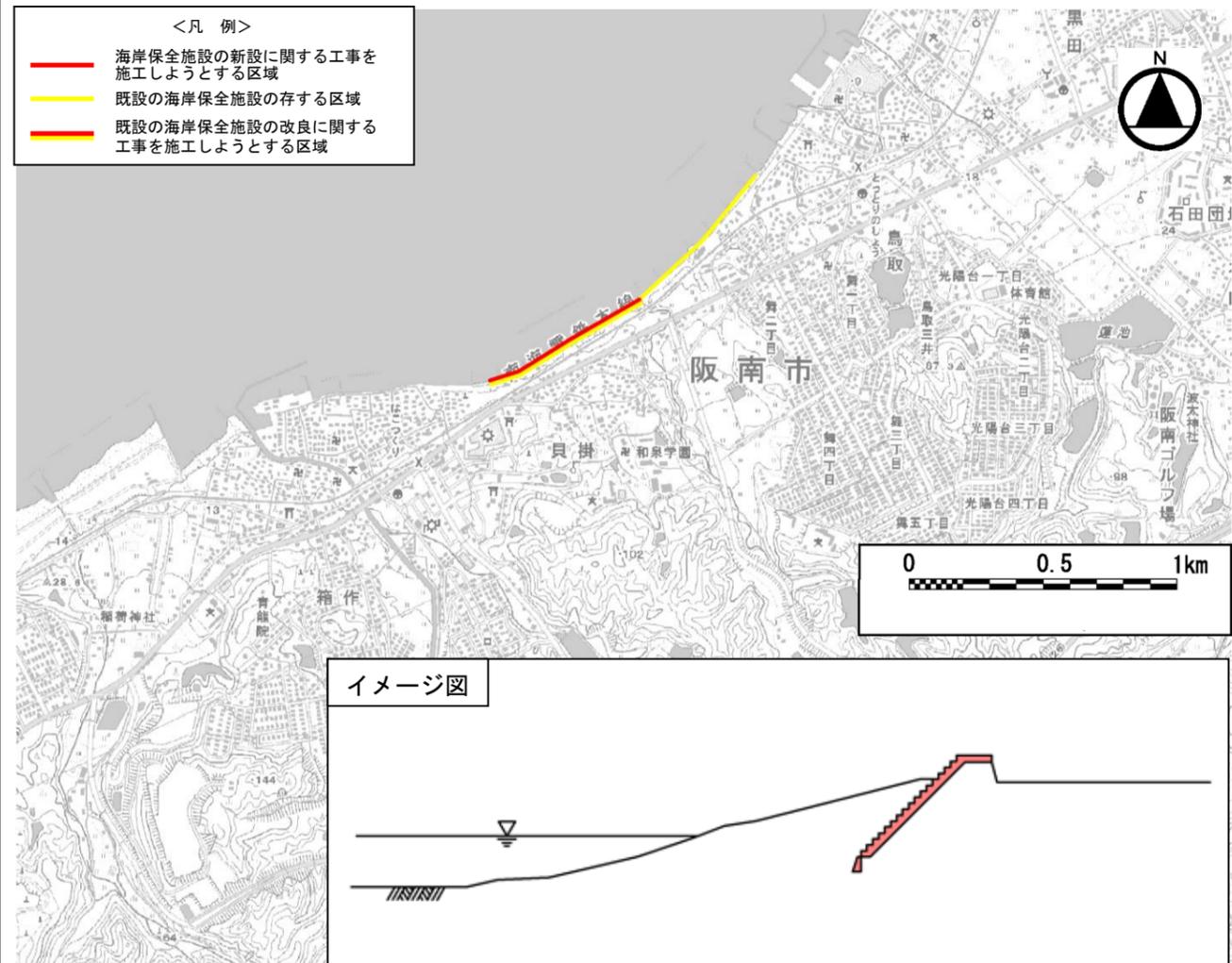
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

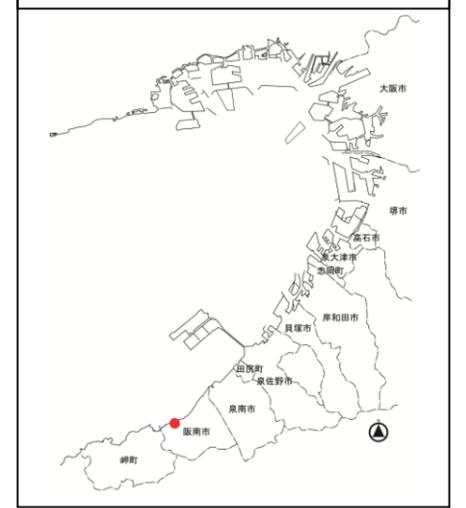
海岸保全施設整備計画 30

| | | | |
|--------------|---|--|-----------------------|
| ゾーン名 | 男里川～箱作ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 下荘漁港 | 区域 | 箱作 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、直立護岸 | 所管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計位（H.H.W.L） | T.P.+3.0m | 波高（H _o ） | 2.9m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.35m～T.P.+4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.18m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 1,005m、護岸 23m、突堤 6 基、離岸堤 2 基、門扉 14 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境の保全・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防、護岸等の新設や嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和、生態系や自然景観の保全に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化を進める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防、護岸等の未整備箇所や天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。また、砂浜の残る半自然海岸を保全し、多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりが必要である。 | | |
| 整備計画の概要 | 漁港利用の確保や周辺景観との調和、生態系や自然景観の保全に配慮しつつ、堤防、護岸等の新設や嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 330m (2) 整備内容 : 堤防、護岸等（新設、改良） | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・海浜植物の群生地である自然海岸の保全 ・防護と自然環境保全の調和 ・人工干潟の形成 ・海への眺望の確保 ・海へのアクセスのバリアフリー化 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・堤防、護岸等の新設や嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化により、海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸利用のルールづくりの推進 ・海岸愛護、ボランティア活動の支援 | | |

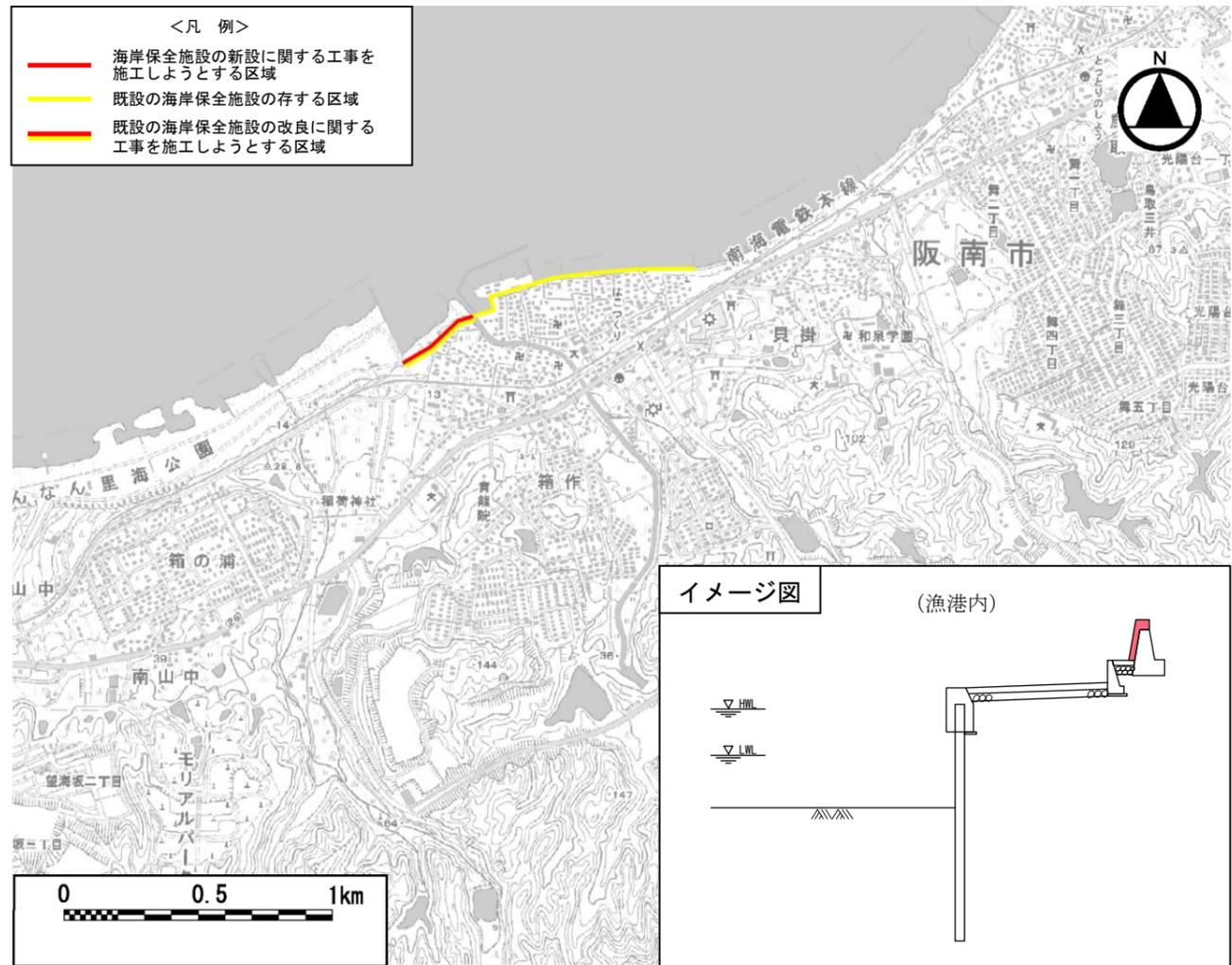
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

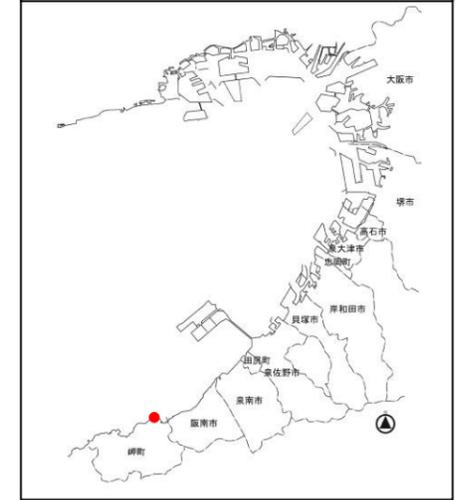
海岸保全施設整備計画 31

| | | | |
|-------------------|---|-------------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 淡輪・箱作ゾーン | エリア特性 | 環境創造・楽しみエリア |
| 海岸名 | 淡輪漁港 | 区 域 | 淡輪 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+2.8m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.20m～T.P.+4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.35m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 548m、護岸 66m、樋門 2 基、門扉 33 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺環境および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防、護岸等の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防、護岸等の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 漁港利用の確保や周辺景観との調和に配慮しつつ、堤防、護岸等の嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 410m (2) 整備内容 : 堤防、護岸等（改良） | | |
| 住民意見 | ・堤防の嵩上げによる背後家屋の日照、通風問題への配慮 | | |
| 期待される効果 | ・堤防、護岸等の嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

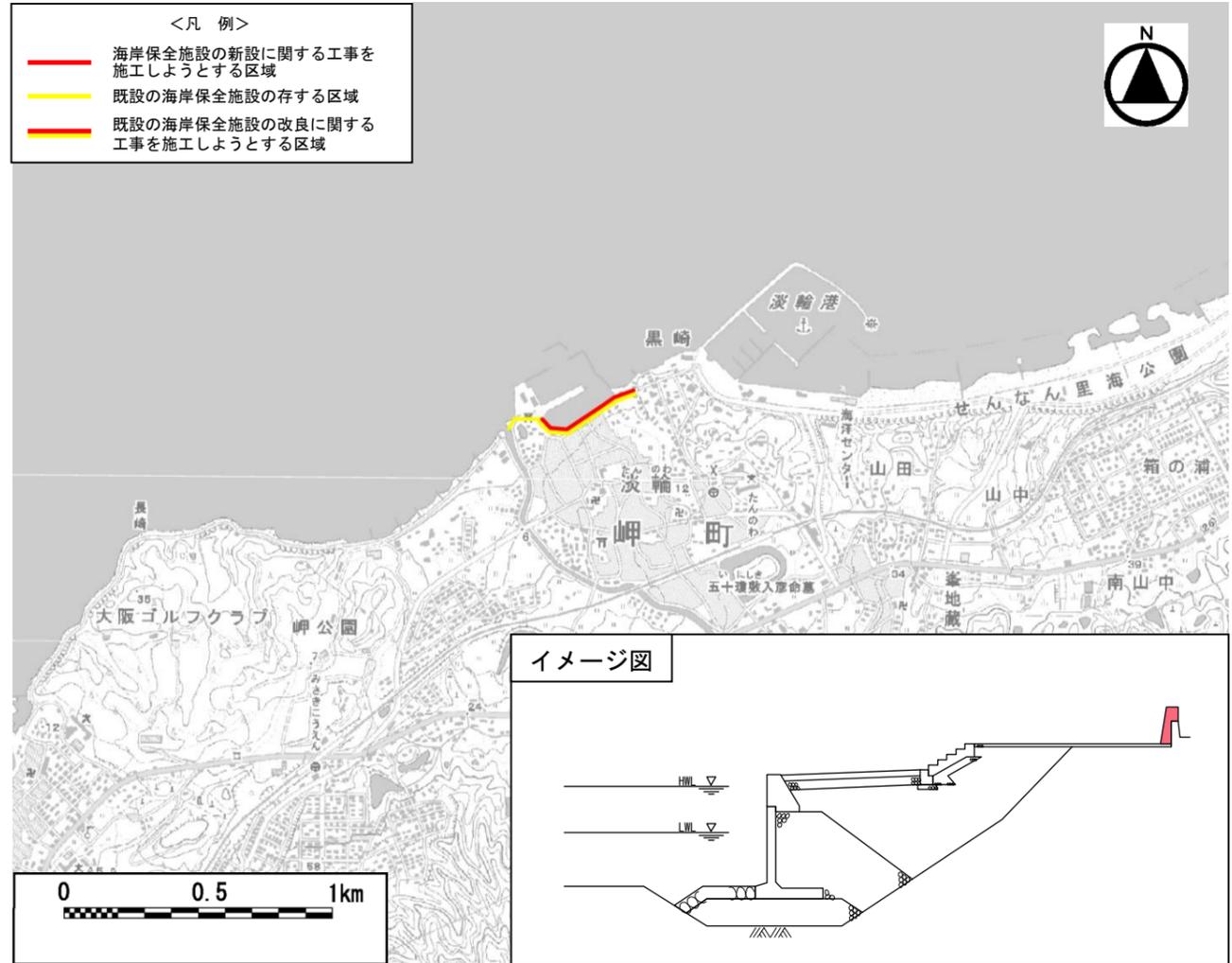
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

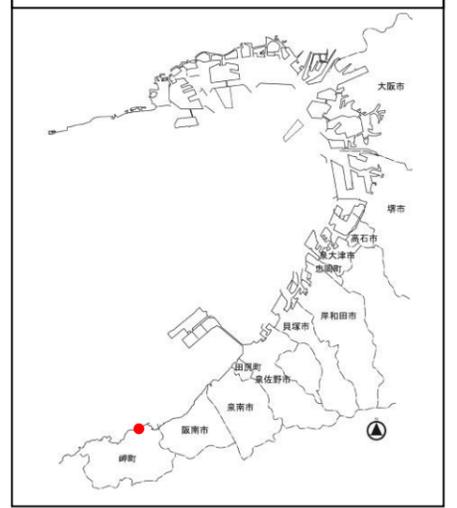
海岸保全施設整備計画 32

| | | | |
|----------------|---|---|----------------------|
| ゾーン名 | 岬ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 岬町 | 区 域 | 長松 |
| 海岸タイプ | 直立堤防、砂浜 | 所 管 | 国土交通省 (水管理・国土保全局) |
| 設計高潮位(H.H.W.L) | T.P.+2.8m | 波 高 (H o) | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.70m | 現 況 の 堤 防 高 | T.P.+4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.20m (地域海岸名:大阪府中南部) | | |
| 現況の施設 | 堤防 694m、突堤 9 基、樋門 1 基、門扉 1 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境の保全・魅力ある景観創出・海岸利用の促進 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵食に対する長期的な保全対策を講じる。 ・環境や利用面に配慮した面的防護方式の施設づくりを進める。 | |
| | 環境の整備と保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・藻場など貴重な自然環境の保全に配慮した海岸づくりに努める。 ・貴重な生態系の保全に努める。 ・自然海浜保全地区と一体として、良好な景観の保全・創出に努める。 | |
| | 公衆の適正な利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・海の体験や自然観察、環境学習などができる海岸づくりを進める。 ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化を進める。 | |
| 整備の必要性 | 侵食などに対する防護機能を確保するとともに、隣接する自然海岸と調和のとれた海岸づくりを行い、豊かな自然の保全に努め、多くの人達が海辺と親しむことのできる海岸づくりを行うことが必要である。 | | |
| 整備計画の概要 | 長期的な侵食対策のため、潜堤、養浜を行う。また、整備にあたっては生物の生息の場の確保、海岸景観の向上、海辺へのアクセス性と親水性向上に配慮するものとする。 (1) 整備海岸延長 : 694m (2) 整備内容 : 潜堤、養浜 | | |
| 住民意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息地である自然海岸の保全 ・周辺環境、景観と一体感のある海岸整備 | | |
| 期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵食などから背後地の安全性の向上が図られる。 ・海岸景観の向上が図られる。 ・多くの人達が海に親しむことができる場が創出され、また地域の活性化が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保やバリアフリー化により、海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸利用者のためのマナー向上のための啓発活動の推進 ・海岸利用のルールづくりの推進 ・海岸愛護、ボランティア活動の支援 | | |

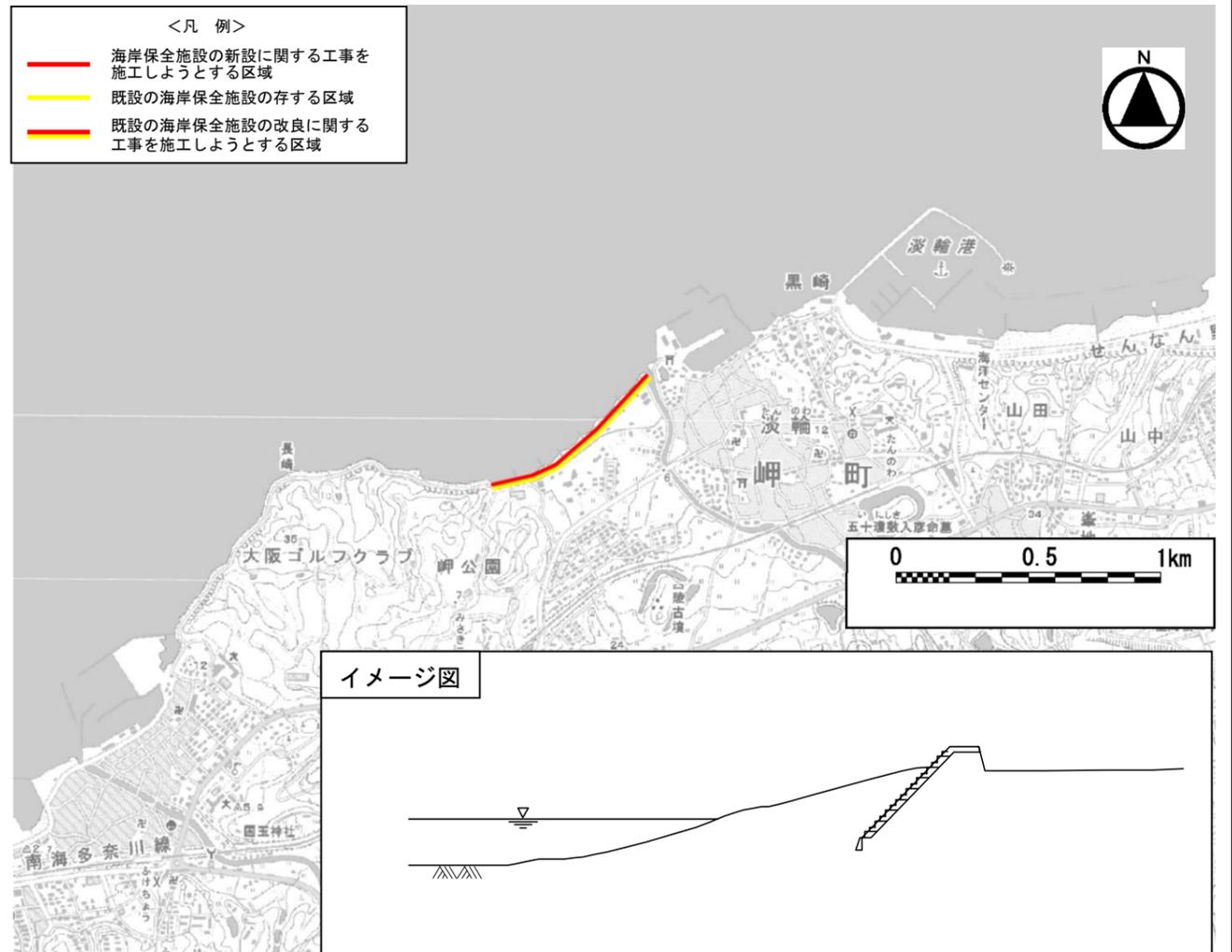
【現況写真】



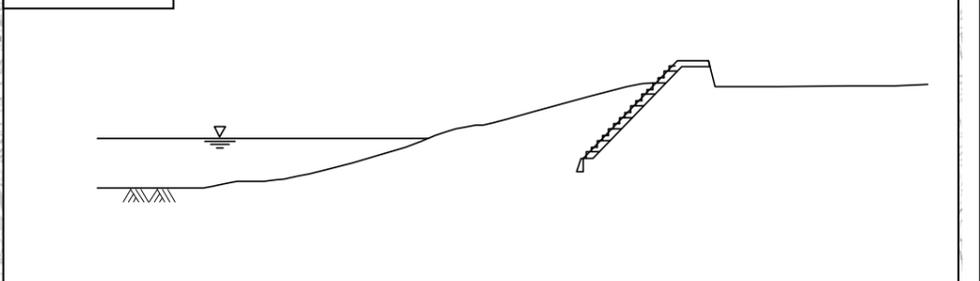
位置図



【平面図】



イメージ図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
 (承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

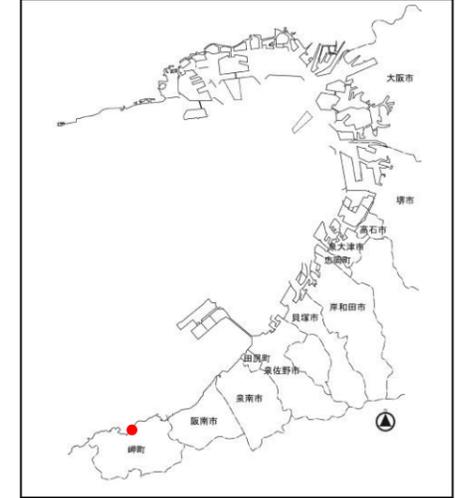
海岸保全施設整備計画 33

| | | | |
|-------------------|---|----------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 岬ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 深日漁港 | 区 域 | 深日 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+2.8m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m～T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.20m～T.P.+4.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.07m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防 339m、樋門 2 基、門扉 18 基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防等の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防等の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 漁港利用の確保や周辺景観との調和に配慮しつつ、堤防等の嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 50m (2) 整備内容 : 堤防等（改良） | | |
| 住民意見 | ・堤防の嵩上げによる背後家屋の日照、通風問題への配慮 | | |
| 期待される効果 | ・堤防等の嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

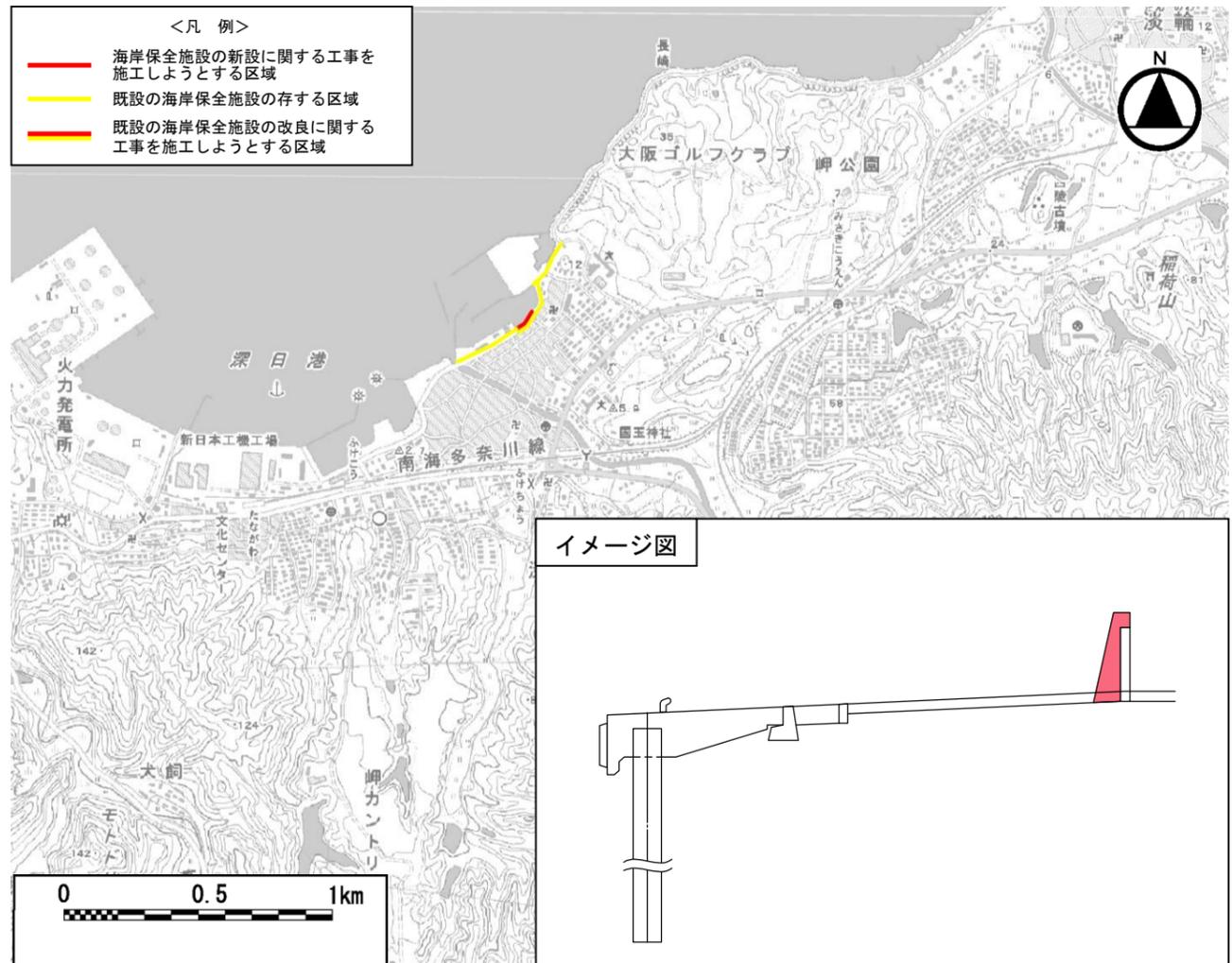
【現況写真】



位置図



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

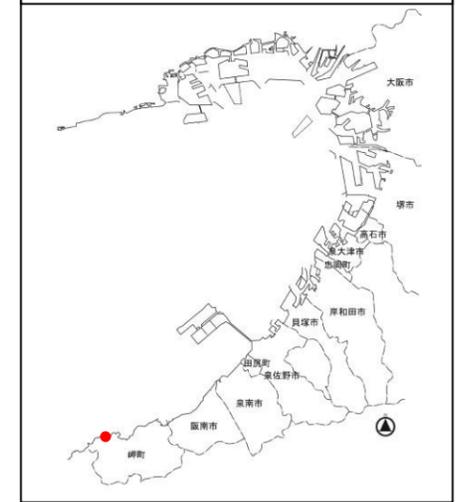
海岸保全施設整備計画 34

| | | | |
|--------------------|--|---|--------------|
| ゾーン名 | 岬ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 岬町 | 区 域 | 加曾渡 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（農村振興局） |
| 設計高潮位（H. H. W. L.） | T.P.+2.8m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+4.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+1.68m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防92m、樋門2基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・環境の保全 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺の自然海岸や良好な自然環境の保全に努める。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・多くの人達が海辺と親しむことができるよう、安全で快適なアクセス路の確保を進める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防の天端高が不足しているため、高潮や高波浪による浸水被害等から背後地を防護する必要がある。なお、整備に際しては自然環境を損なうことのないよう配慮が必要である。 | | |
| 整備計画の概要 | 自然環境に配慮しつつ、高潮や高波浪による浸水被害等から背後地を防護するため、堤防等の嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 92m (2) 整備内容 : 堤防等（改良） | | |
| 住民意見 | | | |
| 期待される効果 | ・堤防等の嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地の安全性の向上が図られる。 ・安全で快適なアクセス路の確保により海への親しみが増す。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 ・海岸愛護、ボランティア活動の支援 | | |

【現況写真】



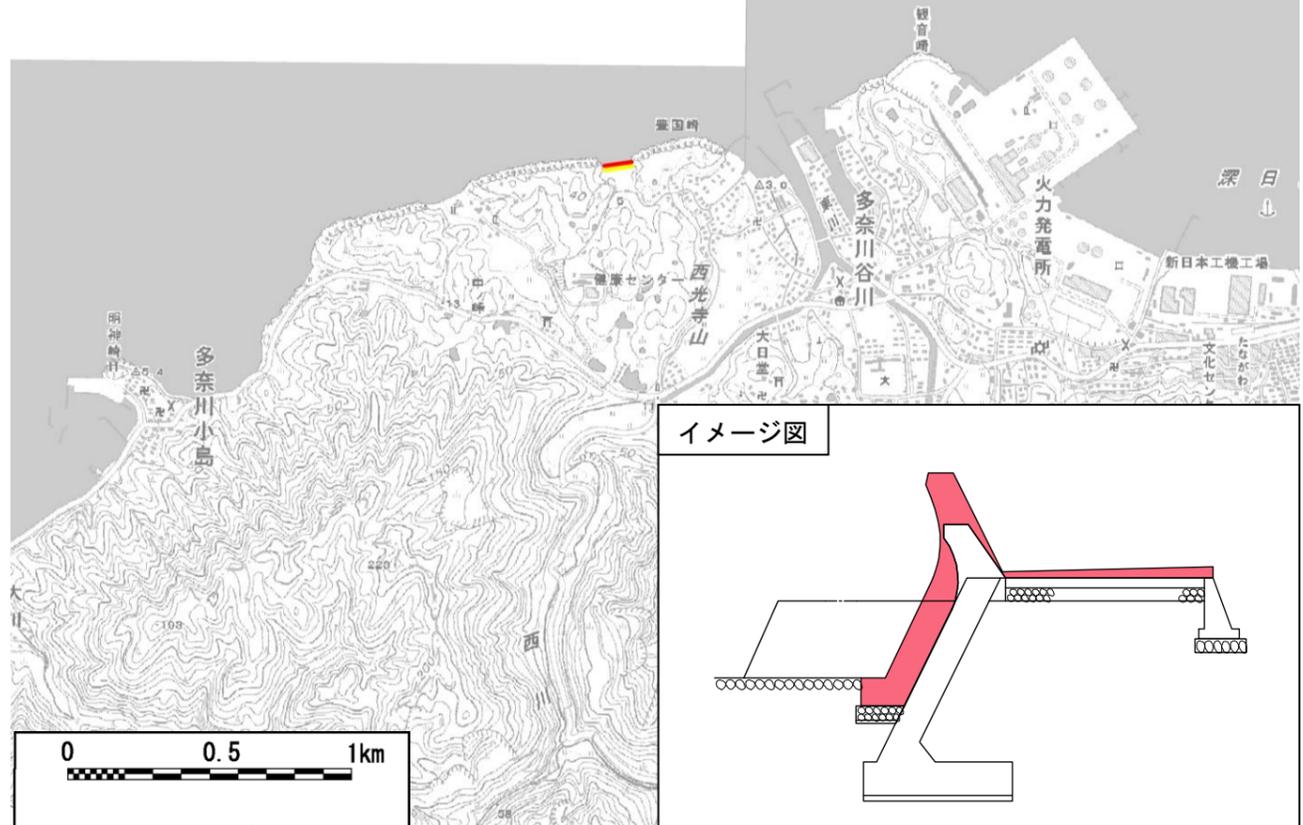
位置図



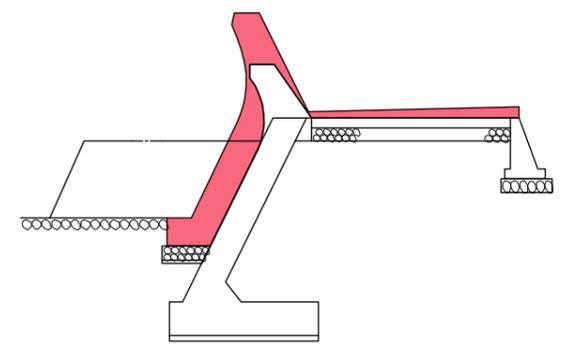
【平面図】

<凡 例>

- 海岸保全施設の新設に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施工しようとする区域



イメージ図



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

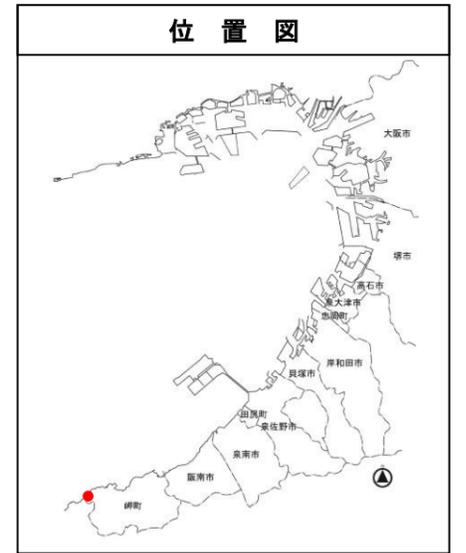
海岸保全施設整備計画 35

| | | | |
|-------------------|---|----------------------------------|-----------------------|
| ゾーン名 | 岬ゾーン | エリア特性 | 環境保全・親しみエリア |
| 海岸名 | 小島漁港 | 区 域 | 小島 |
| 海岸タイプ | 直立堤防 | 所 管 | 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+2.8m | 波 高（H o） | 3.0m |
| 代表堤防高 | T.P.+3.70m | 現況の堤防高 | T.P.+3.20m～T.P.+3.70m |
| 設計津波水位 | T.P.+2.16m（地域海岸名：大阪府中南部） | | |
| 現況の施設 | 堤防310m、突堤2基、門扉5基 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保・周辺景観および利用との調和 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・高潮対策として堤防等の嵩上げ等の改良を行い防護機能を確保する。 | |
| | 環境の整備と保全 | ・周辺景観との調和に配慮する。 | |
| | 公衆の適正な利用 | ・漁港利用の維持に努める。 | |
| 整備の必要性 | 堤防等の天端高の不足箇所について、高潮防護機能を確保する必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 漁港利用の確保や周辺景観との調和に配慮しつつ、堤防等の嵩上げ等の改良を行う。 (1) 整備海岸延長 : 200m (2) 整備内容 : 堤防等（改良） | | |
| 住民意見 | ・堤防の嵩上げによる背後家屋の日照、通風問題への配慮 | | |
| 期待される効果 | ・堤防等の嵩上げ等の改良により、高潮などから背後地の安全性が向上する。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 ・ゴミなどの不法投棄、汚損などの防止対策の推進 ・プレジャーボートの放置、不法係留対策の推進 ・地域との協力による環境維持の推進 | | |

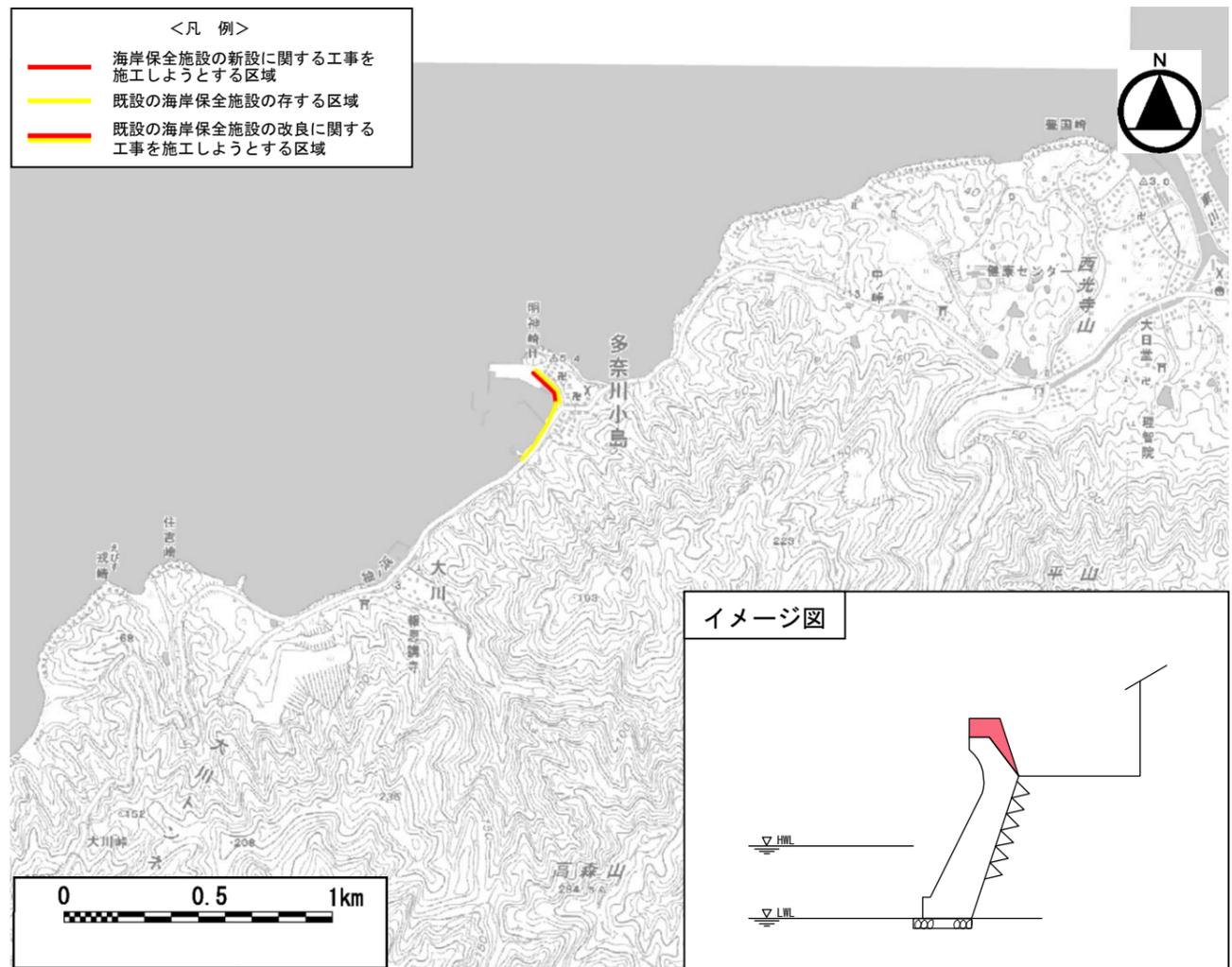
【現況写真】



位置図



【平面図】



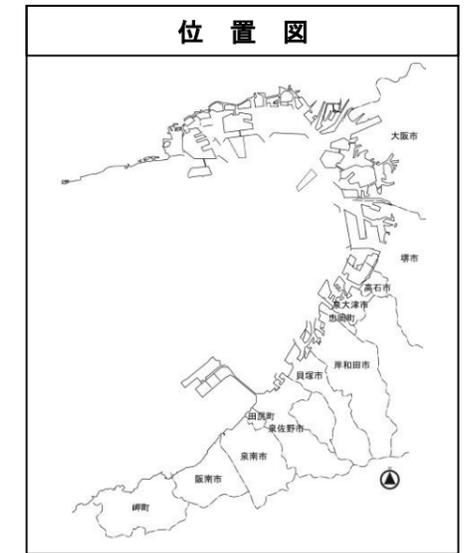
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

大阪湾沿岸

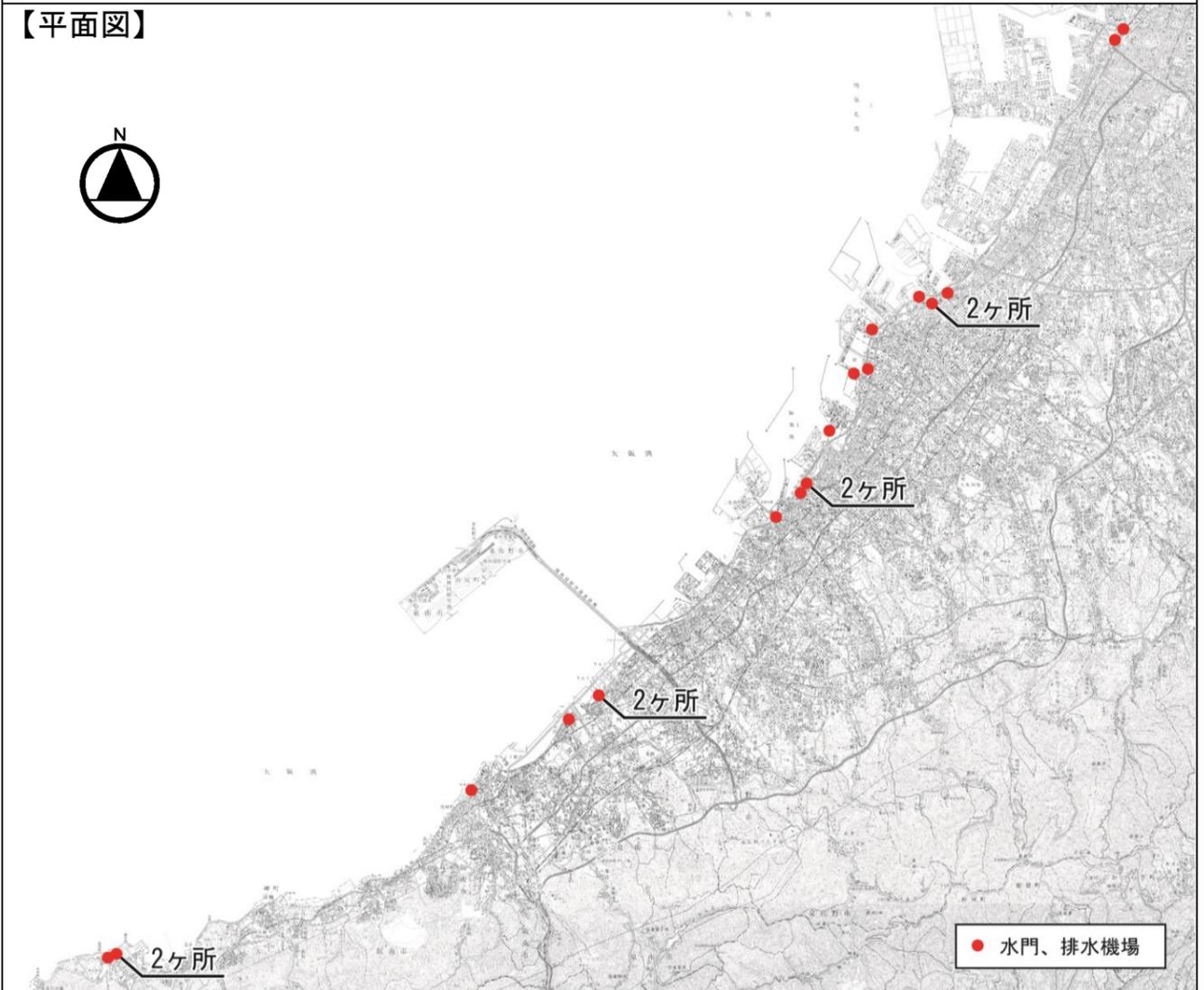
海岸保全施設整備計画 36

| | | | |
|-------------------|---|------------------------------|--|
| ゾーン名 | 堺北ゾーン～岬ゾーン | エリア特性 | — |
| 海岸名 | 堺市堺港～深日港 | 区 域 | 堺市～岬町 |
| 海岸タイプ | — | 所 管 | 国土交通省（港湾局） 国土交通省 （水管理・国土保全局） 農林水産省（水産庁） |
| 設計高潮位（H. H. W. L） | T.P.+2.8m～T.P.+3.9m | 波 高（H o） | 2.9m～3.2m |
| 代表堤防高 | — | 現況の堤防高 | — |
| 設計津波水位 | — | | |
| 現況の施設 | 排水機場、水門 | | |
| 海岸の整備方針 | ・防護機能の確保 | | |
| 海岸の目標 | 海岸の防護 | ・防護機能の維持に努め、必要に応じて改良・補修等を行う。 | |
| | 環境の整備と保全 | — | |
| | 公衆の適正な利用 | — | |
| 整備の必要性 | 排水機場、水門の老朽化対策を図る必要がある。 | | |
| 整備計画の概要 | 排水機場、水門の改良等を行う。 (1) 整備箇所数 : 21 箇所 (2) 整備内容 : 排水機場 9 箇所 水門 12 箇所 (12 基) | | |
| 住民意見 | — | | |
| 期待される効果 | ・老朽化している排水機場、水門の改良等により、背後地の安全性の向上が図られる。 | | |
| 海岸管理における配慮事項 | ・海岸保全施設の適切な維持管理や、高潮や津波などによる非常時の対応などソフト面の対策強化の推進 | | |

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

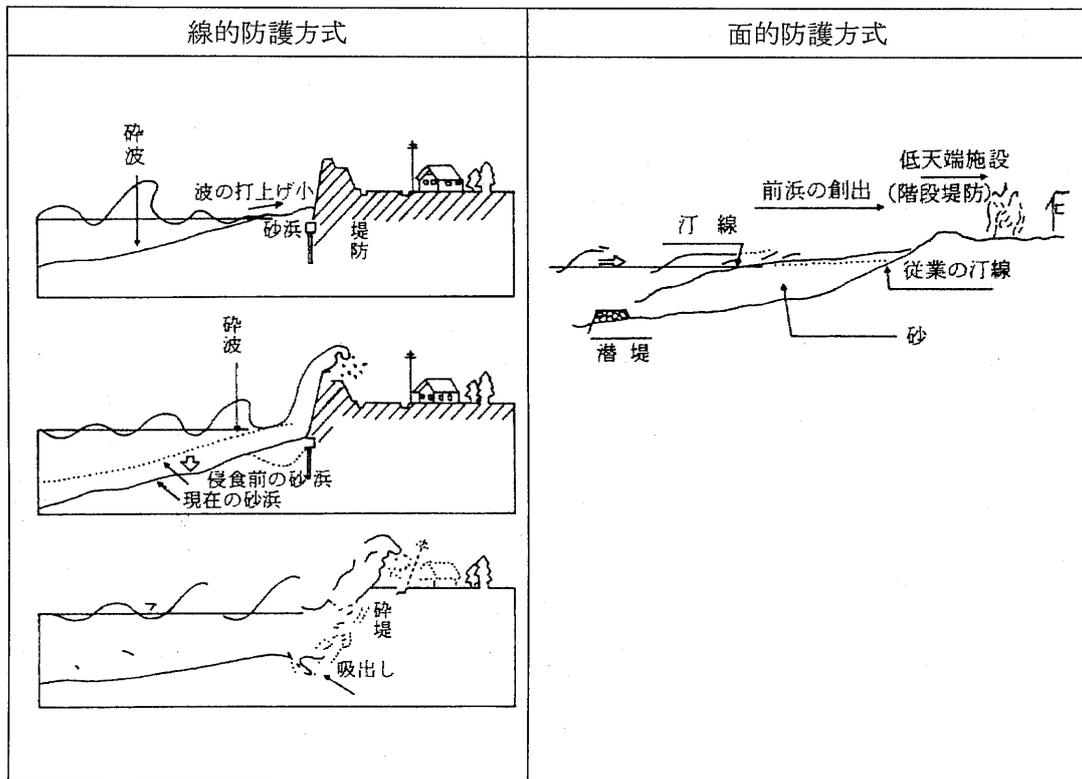
参考 1 整備内容の説明

(1) 防護方式の役割と選定

海岸における基本的な防護方式としては、線的防護方式と面的防護方式がある。

下の概念図に示すように、線的防護方式は、一般的に海岸線に直立型の堤防護岸を線状に設置する方式である。大阪湾沿岸の海岸は、埋立が進められてきた歴史的な経緯や背後地の土地利用が高度化していることなどからほとんどの区間が線的防護方式で整備されている。防護機能は満足するものの、海岸利用の障害となる場合も多い。

面的防護方式は、海岸のフロント部の砂浜を保全あるいは養浜を行うことで砂浜を設け、海岸線には階段堤防などの緩傾斜堤の保全施設を設置する方式で、海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により防護するため、海浜の環境や海岸利用に貢献する場合も多い。



出典：「面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル」(H3.3(社)日本港湾協会)

大阪湾沿岸は、台風等による風害、高潮被害から海岸を長期的に防護するとともに、優れた海岸景観や生態系の保全にも十分配慮する必要がある。

このため、面的防護方式の採用が望ましいが、ほとんどの区域においては、現況海岸保全施設の整備状況や立地条件等の制約により線的防護方式を採用せざるを得ない状況にある。しかし、面的防護方式の導入が可能な箇所については面的防護方式の採用を図るものとする。

(2) 整備の際の配慮事項

自然環境の保全や公衆の適正な利用にも配慮した整備を行うため、具体の施設計画を行う際には、以下に示す配慮事項を十分に検討し、地域住民の合意を得たうえで整備を実施するものとする。

○自然環境との調和

- ・ 海岸保全施設を整備する際には事前に現地調査を行い、貴重な藻場、干潟、磯場、岩場や海浜植物などが認められた場合にはその保全を基本に施設の配置や構造について配慮する。
- ・ 人工林などの人工的に創造された環境についても貴重な資源であることから、適切な保全に努める。
- ・ 砂や礫による養浜や生物の生息の場などが創出できる構造を採用し、素材や表面処理等を工夫する。

○魅力ある海岸景観の創出

- ・ 港湾事業など関連する事業と調和のとれた港としての景観づくりを行う。
- ・ 歴史資源を生かし、地域の歴史・文化を醸し出す景観づくりを行う。
- ・ 背後の関連事業とあわせ、水辺の見える眺望の確保や、近景・遠景に配慮し、周囲に威圧感や閉鎖感を与えない構造を工夫し、色彩・素材などの選定を行う。
- ・ 自然景観の回復などの配慮は必要に応じて緑化修景を施し、天然石材など自然素材を利用する。

○海岸利用の増進

- ・ 施設用地に余裕のあるところでは緑化修景や休息スペースなどの確保を行う。
- ・ 面的防護方式の採用にあたっては可能な範囲で遊歩道やベンチなど利便施設の設置を行う。
- ・ 防護面で重要な大型施設において、可能などころについては施設案内板を設置し、見学などによる施設の活用を行う。

○施設のバリアフリー化の推進

- ・ 誰もが安全・快適に海辺に近づき、自然とふれあうことのできるよう「福祉のまちづくり条例」などに遵守した通路やスロープ等を設けるなど、海岸の特性に応じた適切な整備を推進していく。

参考 2 用語の解説

大阪湾沿岸海岸保全基本計画で用いられる各種用語について、参考として以下に解説を加える。なお、各用語の解説を作成するにあたり主に参考とした図書等（①～④：p. 49 参照）についても付記する。

あ～お

あかしお（赤潮）

参考資料：①

プランクトンの異常繁殖で海水が赤褐色に変色する現象を赤潮という。夏から秋にかけて都市や工業地帯の沿岸海域で多発し、窒素化合物やリン化合物・ビタミン類などが海水に流入したための、海水の富栄養化が原因と考えられている。瀬戸内海で多発し、ハマチ・カキなどの養殖漁業に被害をもたらしている。

あどふと・シーさいど・ぷろぐらむ（アドプト・シーサイド・プログラム）

参考資料：②

自主的かつ継続的に海岸や港湾の一定区間の美化活動を行う地元自治会や市民グループなどの団体に対して、関係市町と大阪府が支援することにより、地域に愛されるきれいな海岸・港湾環境の保全に取り組む制度。

あめにてい（アメニティ）

参考資料：③

快適性、快適さ。住みごこちのよさ。土地・建物・環境などについていう。

えきじょうか（液状化）

参考資料：④

ゆるく堆積し地下水で飽和している砂質地盤に地震動が加わり、間隙水圧が上昇して砂の粒子間の噛み合わせがはずれ、地盤が液状になり支持力を失うこと。

か～こ

かんきょうきじゅん（環境基準）

参考資料：①

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で期待されることが望ましい基準として定められている。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものである。

きおうさいこうちょうい（既往最高潮位）

参考資料：④

過去に観測された最高の潮位。

さ～そ

さくぼうへいきんかんちょうい（朔望平均干潮位）

参考資料：④

朔望（新月および満月）の日から 5 日以内に現れる各月の最低低潮面を平均した水面である。L. W. L.

さくぼうへいきんまんちょうい（朔望平均満潮位）

参考資料：④

朔望（新月および満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水面である。H. W. L.

しぜんかいがん（自然海岸）

参考資料：⑤

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）。

→参照：半自然海岸、人工海岸

しぜんかいひんほぜんちく（自然海浜保全地区）

参考資料：①

「環境の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定の一つで、瀬戸内海の内海沿岸地とこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区。

しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ（自然環境保全基礎調査）

参考資料：①

全国的な観点から、わが国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁（当時）が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づき概ね5年毎に実施している調査。一般に緑の国勢調査と呼ばれ、陸域、陸水域、海域等の調査項目を分類し、国土全体の状況が調査されている。

しぜんこうえん（自然公園）

参考資料：⑥

国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

国立公園：わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。以下同じ。）であって、環境大臣が自然公園法第10条第1項の規定により指定するものをいう。

国定公園：国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、環境大臣が自然公園法第10条第2項の規定により指定するものをいう。

都道府県立自然公園：すぐれた自然の風景地であって、都道府県が自然公園法第41条の規定により指定するものをいう。

→参照：自然公園法

しぜんこうえんほう（自然公園法）

参考資料：⑥

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律。

しゅんせつ（浚渫）

参考資料：⑦

水（海）底の土砂をさらったり、掘削したりする工事。航路、泊地の造成、河川の改修、埋立土砂の採取などの目的で行われる。

じんこうかいがん（人工海岸）

参考資料：⑤

港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。

→参照：自然海岸、半自然海岸

すいいきるいけい（水域類型）

参考資料：⑧

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域を対象として、水質汚濁が著しい、または著しくなるおそれがあるかどうかなど現在及び将来の利水目的などを考慮し、水域毎に類型を指定することとなっている。

せつけいつなみのすいい（設計津波の水位）

参考資料：⑨

海岸堤防等の計画・設計を行うために海岸管理者が定める津波の水位。大阪湾沿岸においては、過去に発生した地震等による想定した津波波源モデル（安政南海地震、昭和南海地震の再現モデル）を用いてシミュレーションを行い設定。

参考資料：⑩

せとないかいかんきょうほぜんとくべつそちほう（瀬戸内海環境保全特別措置法）

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする法律。

ぜろめーとるちたい（ゼロメートル地帯）

本基本計画においては、平均満潮面以下の土地をいう。

せんてきぼうごほうしき（線的防護方式）

参考資料：⑪

一般的に海岸線に直立型の堤防や護岸を線状に設置する方式である。デメリットとして、背後の住民が前面の砂浜や海を利用しにくく、海への眺望が阻害されるケースもみられる。

た～と

ちきゅうおんだんか（地球温暖化）

参考資料：①

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質を持ち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになる懸念されている。

ちょうじゅうほごく（鳥獣保護区）

参考資料：⑫

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき設定される。鳥獣保護区内に、鳥獣保護区特別保護地区が設定されている場合は、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境庁長官又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

ていーびー（T.P.）

参考資料：⑦

東京湾平均海面。日本国における高さの基準（標高）として採用している。明治6年から12年まで6年間の東京霊岸島の潮位観測結果から、東京三宅坂の日本水準原点の標高24.500mを定めた。大正12年の関東大地震以降は24.4140mとなった。

- { T.P.=K.P.+0.89m (K.P.: 神戸港修築工事基準面)
- { T.P.=O.P.+1.30m (O.P.: 大阪湾最低潮位)

な～の

ないすいはいじょ（内水排除）

参考資料：⑬

台風等の高潮等により市街地を浸水被害から守るための高潮対策の一つで、水門が閉鎖されたあと、市街地から流れ込む水により河川の水位が上昇しないようポンプを稼働させて他の河川や海に排水すること。

なんかいとらふ（南海トラフ）

参考資料：⑭

南海トラフはフィリピン海プレートがユーラシアプレートに沈み込むことによって形成された細長い海底盆地である。南海トラフ周辺では100年程度の間隔で、大きな津波を伴った巨大地震が発生し、大きな被害を生じている。

ねばりづよいこうぞう（粘り強い構造）

参考資料：⑮

設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すこと。

は～ほ

ばりあふりー（バリアフリー）

参考資料：⑩

バリア（障壁、さえぎるもの）がないこと。障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、昭和49年（1974年）に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから、この言葉が使用されるようになった。

はんしぜんかいがん（半自然海岸）

参考資料：⑤

道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない場合でも海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする）。

→参照：自然海岸、人工海岸

ひがた（干潟）

参考資料：⑰

海岸で低潮時に砂質または泥質が露出している場所。河口域または内湾に多く発達する。掘潜性の動物等特異な動植物が生育する場所である。

ひょうさ（漂砂）

参考資料：④

海浜における底質は波や流れにより常に移動している。この海浜における底質の移動現象あるいは移動物質を漂砂という。漂砂を移動方向で分類し、汀線に沿う方向成分の漂砂を沿岸漂砂という。なお、汀線に直角方向成分の漂砂を岸沖漂砂という。

ふうちちく（風致地区）

参考資料：⑰

都市計画法に基づく地域地区の一種で都市の風致を維持するために定められる。風致地区の指定地としてふさわしい土地の区域は、自然の景勝地、公園、沿岸、低密度住宅地などである。

ぷろむなーど（プロムナード）

参考資料：⑱

「散策、散歩道、遊歩道」を意味する。

へいきんちょうい（平均潮位）

参考資料：④

最近5カ年の月平均潮位の平均値をいう。

ほごすいめん（保護水面）

参考資料：⑲

水産資源保護法において、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。

ま～も

みんかんひえいりそしき（民間非営利組織(NPO)）

参考資料：⑩

非営利（利潤追求、利益配分を行わない）、非政府（政府機構の一部ではない）の立場から、自主的、自発的な活動を行う団体の総称。なお、1998年に公布された特定非営利活動促進法によって設けられたものを「特定非営利活動法人」という。

めんてきぼうごほうしき（面的防護方式）

参考資料：⑪

海岸の前面に砂浜をつくり、海岸線には階段堤防などの天端の低い保全施設を設置する等の方式で、海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により防護するため、高波が背後に進入する恐れや侵食などが少なく、背後の住民は前面の砂浜や海を容易に利用することも可能である。

もば（藻場）

参考資料：⑫

沿岸浅海域で海藻藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚育成場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

や～よ

ゆにばーさるでざいん（ユニバーサルデザイン）

参考資料：⑬

米国のロン・メイソン氏が提唱した比較的新しい概念である。すべての人々のためのデザインで、年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人々が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物や施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。

よぼうほぜん（予防保全）

参考資料：⑭

構造物の性能低下を引き起こさせないために、劣化を顕在化させないことなどを目的として実施する維持管理。

ら～ろ

らいふらいくるこすと（ライフサイクルコスト）

参考資料：⑮

構造物の計画、設計、施工、供用・維持管理、解体までを含めたライフサイクルにおいて必要とされるコストの総量。

参考資料：

- ① 「せとうち環境創造ビジョン」 兵庫県
- ② 「大阪府都市整備部港湾局ホームページ」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kowan/fuminkyodo-kikikanri/adoptseaside.html>
- ③ 「カタカナ語辞典」 角川書店
- ④ 「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」 海岸保全施設技術基準研究会編
- ⑤ 「自然環境保全基礎調査」 環境省自然環境局生物多様性センター
- ⑥ 「自然公園法」
- ⑦ 「海洋調査技術用語辞典」 社団法人海洋調査協会
- ⑧ 「水質汚濁に係る環境基準について」
- ⑨ 「「設計津波の水位の設定方法等」について」 農林水産省・国土交通省
- ⑩ 「瀬戸内海環境保全特別措置法」
- ⑪ 「面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル」 社団法人日本港湾協会
- ⑫ 「鳥獣保護法」
- ⑬ 「平成 27 年台風 11 号における内水排除について」 水資源機構
- ⑭ 「津波防災インフラ整備計画」 兵庫県
- ⑮ 「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震および津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」 海岸における津波対策検討委員会
- ⑯ 「現代用語の基礎知識 2016」 自由国民社
- ⑰ 「環境アセスメント基本用語事典」 環境アセスメント研究会
- ⑱ 「広辞林」 三省堂
- ⑲ 「水産資源保護法」
- ⑳ 「2007 年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】」 土木学会
- ㉑ 「2009 年制定 鋼・合成構造標準示方書 施工編」 土木学会

参考 3 想定津波と対策の考え方

1 津波浸水想定の考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示した。

この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を考える必要があるとされている。

（参考）津波想定と対策の考え方

津波対策を構築するにあたってのこれからの想定津波と対策の考え方
（内閣府中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策専門調査会より）

今後の対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

最大クラスの津波（L2津波）

■津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

■基本的考え方

- 住民等の生命を守ることを最優先として、どのような災害であっても行政機能、病院等の最低限必要十分な社会経済機能を維持することが必要である。
- このため、住民等の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である。

比較的発生頻度の高い津波（L1津波）

■津波レベル

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年に一度程度の頻度）。

■基本的考え方

- 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。
- なお、海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。

（資料）大阪府 津波浸水想定について（解説）：平成 25 年 8 月

兵庫県 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について（解説）：平成 25 年 12 月

2. 津波対策における海岸堤防等の整備について

今後の津波対策にあたって具体的に実施すべき対策については、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）平成 25 年 5 月 28 日 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」においてその考え方が示されている。

最終報告書では、津波に強い地域構造の構築にあたって必要となる海岸堤防等の整備について、具体的な考え方が示されている。最終報告書より抜粋して以下に示す

①海岸堤防等の整備

- 海岸堤防等については、海岸管理者が設定する「発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」を基本として、環境保全や費用対効果等を考慮しつつその整備が行われるものである。
- このため、海岸管理者、河川管理者は、最新の知見に基づいたレベル 1 の津波に対応できるよう、海岸堤防等について計画を見直し、必要に応じて海岸堤防等の整備を行う必要がある。なお、東京湾、伊勢湾、大阪湾の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、レベル 1 の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する必要がある。
- 既設の海岸堤防等について、海岸管理者等は、レベル 1 の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なうことがないように、耐震対策を行う必要がある。
- また、レベル 1 の津波を超える津波が海岸堤防等を越流した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等を整備することも重要であり、海岸管理者等は、そのための技術開発を促進する必要がある。
- 水門・陸閘等においては、水門・陸閘等の操作に従事する者の安全の確保を最優先とした上で、消防団員等による閉鎖活動に要する時間を可能な限り短縮する必要があることから、水門・陸閘等の管理者は、代替機能が確保できる水門・陸閘等を廃止するとともに、廃止できない水門・陸閘等は、自動化・遠隔操作化等を促進したり、地域における施設の利用実態を勘案しつつ、常時閉鎖や統廃合の措置を適切に講じるなどの対応が重要である。
- 海岸防災林は、ある一定の規模の津波に対しては後背地への津波外力の低減や漂流物の捕捉等の被害軽減効果が見られることから、必要に応じて整備を進めていく必要がある。
 - さらに、東日本大震災から得られた重要な知見として、交通インフラ等を活用した二線堤を整備することにより、そこよりも内陸に津波の浸入をある程度抑制する機能が見られることから、必要に応じて整備を進めていく必要がある。

3. 設計津波の水位の設定方法等について

農林水産省及び国土交通省は、海岸堤防の計画・設計に必要となる「設計津波の水位の設定方法等」を別添1、2のとおり定め、平成23年7月8日に海岸管理部局に通知している。通知された別添資料を以下に付した。

設計津波の水位の設定方法

別添1

今次津波被害を受けて、海岸堤防等の海岸保全施設の整備に必要となる「設計津波」の水位設定の考え方（作業手順）を示す。

1. 設計津波の設定単位

設計津波は、地域海岸ごとに設定することを基本。

【地域海岸】 沿岸域を「湾の形状や山付け等の自然条件」等から勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割したもの。

2. 「設計津波の水位」の設定方法

①過去に発生した津波の実績津波高さの整理

- ✓ 痕跡高調査や歴史記録・文献等を活用。

②シミュレーションによる津波高さの算出

- ✓ 十分なデータが得られない時には、シミュレーションを実施しデータを補完。
- ✓ 今後、中央防災会議等において検討が進み、想定地震の規模や対象範囲の見直し等が行われた場合は適宜見直すことが必要。

③設計津波の対象津波群の設定

- ✓ 地域海岸ごとに、グラフを作成。
- ✓ 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生すると想定される津波の集合を選定。

④「設計津波の水位」の設定

- ✓ 上記で設定した対象津波群の津波を対象に、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を海岸管理者が設定。
- ※堤防等の天端高は、設計津波の水位を前提として、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して海岸管理者が適切に設定。

平成23年7月8日

海岸管理部局 あて

農林水産省農村振興局整備部防災課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長
国土交通省港湾局海岸・防災課長

設計津波の水位の設定方法等について

本通知は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成一六年三月二三日農林水産省・国土交通省令第一号。以下「省令」という。）第二条第三号及び海岸保全施設の技術上の基準について（平成一六年四月一二日一五農振第二五七四号、一五水港第三一六八号、国河海第六九号、国港海第五五六号）二・四の適用に関し、平成二三年東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえ、下記のとおり設計津波の水位設定の考え方を示すことにより、東北地方太平洋沖地震により発生した津波による被害を受けた地域における速やかな海岸保全施設の復旧計画の策定に資することを目的とするものである。

今後、設計津波の水位を設定し、又は見直す場合には、留意されたい。

（※）なお、下記については、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の四第一項に規定する技術的な助言となるものである。

については、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

（注）地方支分部局の各部長あての通知については、（※）以下を、「また、各都道府県農林水産主管部長（土木主管部長）には別途通知したので申し添える。」とする。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災を受けた海岸保全施設の災害復旧計画は、下記に示す方法により求めた設計津波の水位を踏まえ、策定するものとする。

記

第一 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 津波高さ 海岸線付近における地盤高に津波による浸水深を加えた標高をいう。当該津波高さは東京湾平均海面（T. P.）等基準面を明らかにしたうえで用いる。
- 二 設計津波の水位 海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が省令第二条第三号に基づいて定める設計津波の高さをいう。
- 三 地域海岸 一の海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分（沿岸）を「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したものをいう。

第二 設計津波の設定単位

設計津波は、地域海岸ごとに設定することを基本とする。

第三 設計津波の水位の設定方法

設計津波の水位は、次の各号に掲げる手順により設定する。

一 過去に発生した津波の実績津波高さの整理

過去に発生した津波の実績津波高さは、各機関により実施された痕跡高調査並びに歴史記録及び文献等に津波による痕跡高の記録が残されているものを用いることとし、次の各号に掲げる措置により整理するものとする。なお、過去の痕跡高の記録を整理する際には、極力海岸線付近における記録を用いることとし、その痕跡高地点における津波の形態（重複波、進行波、不明）を区分する。

イ 痕跡高調査については、土木学会海岸工学委員会における現地調査マニュアル等に基づき行われたものを収集整理すること。

現地調査マニュアル等に基づく独自の調査成果が無い又は不足する等の理由により他機関が実施した調査結果を用いる場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループに現地調査結果として登録してあるデータ等信頼できる津波高さを用いること。

地形の改変等により、海岸線付近での痕跡高調査結果を得られない場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ調査結果等信頼できるデータにおける緯度経度を参照の上、出来る限り海岸線近くの痕跡高を収集すること。

ロ 歴史記録及び文献等の資料を使用する際は、中央防災会議等において過去に整理した津波高さを用いることとし、津波高さのデータを補う必要がある場合は、「日本被害津波総覧」等の公表資料や地方整備局、都道府県及び気象庁等の調査結果等公的な調査資料を用いること。

ハ 歴史記録及び文献等に地震発生の記録はあるが、津波高さのデータが無い場合は、津波堆積物等の調査結果から浸水範囲等を明らかにしたうえで、可能な範囲でシミュレーション等により津波高さを想定するよう努めること。

二 シミュレーションによる津波高さの算定

過去に発生した津波の実績津波高さについて、海岸線付近における痕跡高など、設計津波の水位を設定するための十分なデータが得られないときは、過去に発生した地震による津波高さのシミュレーションを行ってデータを補完する。その際、中央防災会議等におけるシミュレーション結果が公表されているものについては、当該結果を活用する。

なお、中央防災会議や地震調査研究推進本部において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができる。

今後、中央防災会議等において検討が進み、過去に発生した地震の地震動推定における規模や対象範囲の見直し等が行われた場合（マグニチュードや連動型発生等の大きな地震）は、そのシミュレーションによる津波高さも適宜検討に加え、適宜見直すものとする。

三 設計津波の対象津波群の設定

地域海岸ごとに、第一号及び第二号で得られた過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さを収集したうえで、横軸に津波の発生年（想定地震の場合には右端）、縦軸に海岸線における津波高さを取り、グラフを作成する。グラフには、一の津波に対して最も大きな津波高さの値をプロットし、重複波、進行波、不明の別も合わせて記述する。作成されたグラフから、原則として一定の頻度（数十年

から百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波の集合を、設計津波の水位設定のための対象津波群として選定する。その際、進行波及び不明に区分された津波が含まれるよう留意する。

四 設計津波の水位の設定

対象津波群の津波を対象に、地域海岸において堤防位置における津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行う等により地域海岸内の津波水位分布を算出し、当該水位分布に基づき、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定するものとする。

一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なることとなると判断される場合は、理由を明らかにしたうえで、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めることができるものとする。

第四 堤防等の天端高

堤防等の天端高は、上記により設定された設計津波の水位を前提として、省令第三条第一項及び第三項並びに第五条に定められた基準に従い、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

第五 河川整備との整合性の確保等

設計津波の水位の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても、整合的な津波対策が必要とされることから、河川管理者との連絡に努められたい。

堤防等の天端高の設定に当たっては、河川整備計画等との調整を図るよう努められたい。また、港湾及び漁港の利用者への配慮にも努められたい。

以上

4. 海岸堤防等の「粘り強い構造」の考え方

海岸堤防等の「粘り強い構造」の具体的な考え方については、国の「海岸における津波対策検討委員会」で示された「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方（平成 23 年 11 月 16 日）」における「粘り強い構造」について以下に示す。

■海岸堤防等の「粘り強い構造」の基本的な考え方

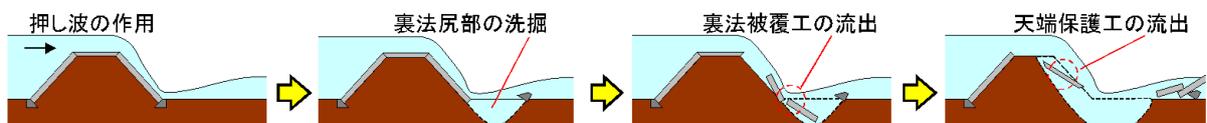
「粘り強い構造」の基本的な考え方は、設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すこと。

■津波越流による堤防破壊メカニズムの推定と構造上の工夫の方向性

①裏法尻部、裏法勾配

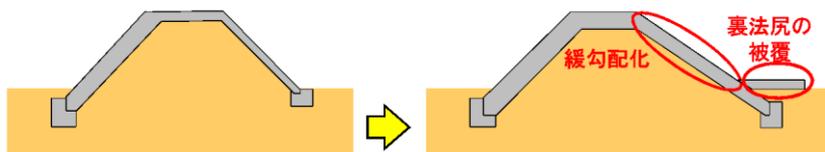
・被災形態

来襲した津波の水流が海岸堤防を越流した後、裏法を流下し流速が速くなった状態で裏法尻部の地面等に衝突することにより洗掘が起こり、これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流出を引き起こす被災形態が考えられる。



・「粘り強い構造」への構造上の工夫の方向性

裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆し、洗掘を防止することが有効であると考えられる。裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化することにより、水流を減勢させ、裏法尻部における衝撃を抑えることも洗掘防止効果が高めることが期待される。



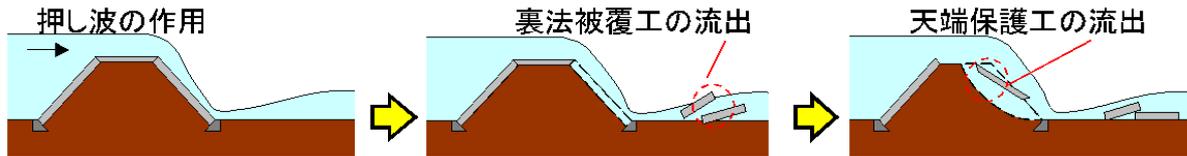
②天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

・被災形態

津波の水流が海岸堤防等を越流する際、天端部、裏法部で高速になることにより、天端保護工、裏法被覆工が流失する被災形態や、堤体土が被覆工の隙間から吸い出される被災形態が想定される。また、引き波の越流においても天端部、表法部で高流速が発生することにより同様の被災形態が想定される。

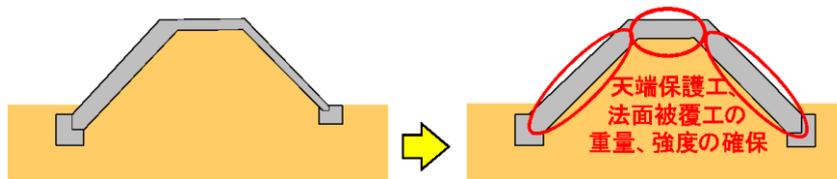
さらに、天端部に波返工がある場合には、波返工を乗り越え落下する水流が天端保護

工に衝突し損傷を引き起こすことも考えられる。



- ・「粘り強い構造」への構造上の工夫の方向性

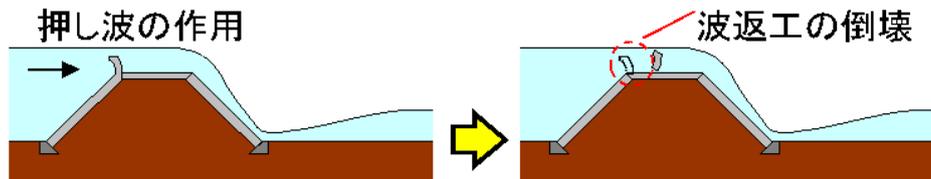
天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工を厚くする工法、部材間を連結し剥離しにくくする工法等を採用することにより、重量や強度を確保することが有効と考えられる。



③波返工

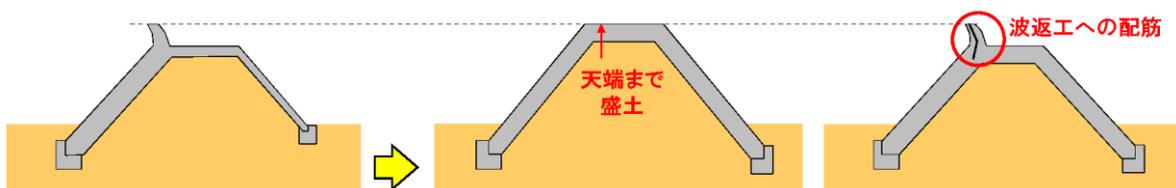
- ・被災形態

波返工は、波やしぶきが堤内側に入り込むのを防ぐことを主な目的として設置されていることから、設計津波の水位を超える津波の波圧が作用することにより、波返工の陸側への倒壊等を引き起こす被災形態が想定される。また、引き波の波圧の作用による波返工の海側への倒壊も想定される。

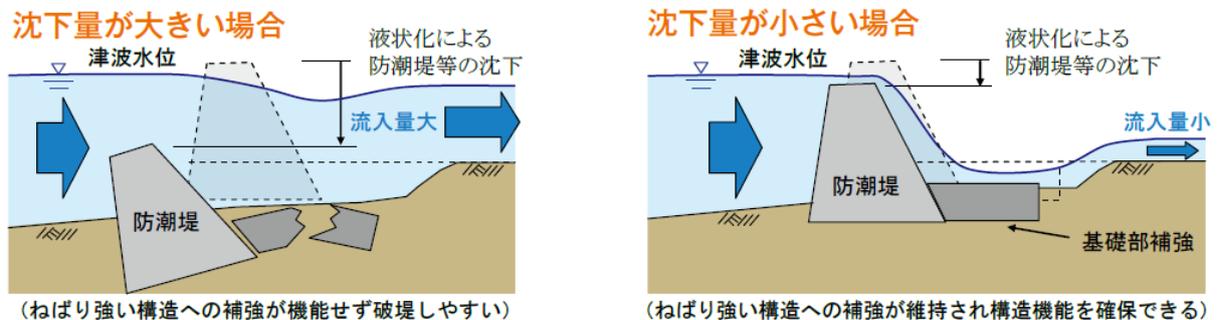


- ・「粘り強い構造」への構造上の工夫の方向性

海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合は、波返工が倒壊しやすい構造であることを考慮して、天端まで盛土構造とすることも検討すべきである。また、波返工を採用する場合には、強い波圧への耐力を向上するために、配筋による補強を施すことが有効であると考えられる。



なお、大阪湾沿岸では、防潮堤等は、地震動による基礎地盤の液状化により沈下する。沈下が著しい場合、津波越流時に「粘り強い構造」が十分に機能せず、破堤に至るおそれがある。このため、津波の越流が想定される箇所では、液状化による沈下で防潮堤等の機能が損なわれないようにする必要がある。



(ねばり強い構造への補強が機能せず破堤しやすい)

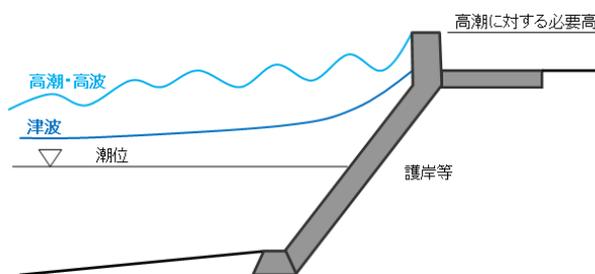
(ねばり強い構造への補強が維持され構造機能を確保できる)

(参考) 兵庫県 津波防災インフラ整備 5 箇年計画 (暫定版 II)

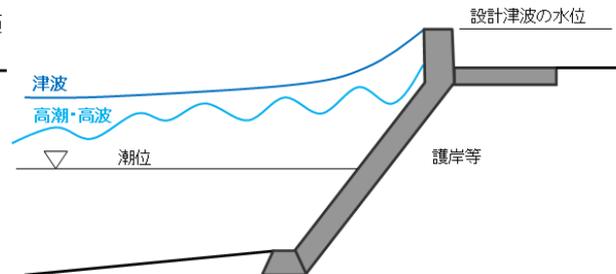
5. 海岸保全施設の天端工の考え方

海岸堤防や護岸等の海岸保全施設の天端高は、高潮・高波に対して必要となる高さ、比較的発生頻度の高い津波 (L1 津波) に対して必要となる高さを比較して、高いほうの値を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整したうえで設定する。

■高潮が大きな場合



■津波が大きな場合



※高潮に対する必要高

台風期朔望平均満潮位 (H.W.L) に、過去の記録上最大級の台風がもっとも危険なコースを通過したとして計算した計画偏差を加えた設計高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えて設定した高さとする。

※津波に対する必要高

数十年～百数十年に 1 度程度の比較的発生頻度の高い津波 (レベル 1 津波) に対しては、越流を防ぐことを目標とする。レベル 1 津波については、大阪府及び兵庫県が設定した「設計津波 (レベル 1 津波) の水位」※ 1 とする。

※ 1 「設計津波 (レベル 1 津波) の水位」・・・海岸堤防等の計画・設計の目安となる津波の水位。

大阪湾沿岸においては、過去に発生した地震や想定地震による津波波減モデル (安政地震及び昭和地震の再現モデル、東南海・南海地震 (2003 年)) を用いて設計津波 (レベル 1 津波) の水位を設定した。